
令和5年度デジタル取引環境整備事業
(データ連携のためのモデル規約に関する調査
研究及び会合運営)
調査報告書

令和6年3月 22 日

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

令和 5 年度デジタル取引環境整備事業
(データ連携のためのモデル規約に関する調査研究及び会合運営)
調査報告書

1 本調査の概要	1
1.1 本調査の背景・目的	1
1.2 本調査の進め方	2
2 モデル規約策定専門家会合の運営及び事務	3
2.1 モデル規約策定専門家会合の運営	3
2.2 モデル規約及び解説の策定	16
3 モデル規約に関する関係者ヒアリング	21
3.1 実施趣旨	21
3.2 ヒアリング対象者	21
3.3 第1次事業者ヒアリング	22
3.4 第2次事業者ヒアリング	26
4 モデル規約に関連する国内外動向・事例調査	30
4.1 国内調査結果概要	30
4.2 国外調査結果概要	33
5 連絡会議の実施	45
5.1 実施状況及び検討項目	45
6 今後の課題	47

1 本調査の概要

1.1 本調査の背景・目的

データドリブンの社会においては、データ連携を進め、新技術の利用を通じて高度な活用を行うことにより、新たな価値の創造が期待される。特に我が国においては、産業データを活用して、産業の一層の高度化を図ることは、喫緊の課題となっている。

データ基盤の整備に関しては、経済産業省及び IPA DADC（独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター）が「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン α 版」を公表し、具体的な環境整備のための取組を進めているところである。そして、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）においてサプライチェーンマネジメント基盤を実装するための取組が進められている。

このようなサプライチェーンマネジメント基盤の上でデータの共有・利活用を、安全で信頼できる形で実現するには、同基盤に各社が提供あるいは参照するデータに対する適切な権利義務関係を含む規約を制度的基盤として定めることが重要である。

データの利用権限等に関しては、これまで「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（経済産業省 2018 年 6 月策定、2019 年 12 月 1.1 版公表、（以下「契約ガイドライン」という。）やデータ共用型（プラットフォーム型）契約の利用規約に関する作業部会有志による報告書（経済産業省 2019 年 12 月）などが示されてきたほか、プラットフォームの規約等をめぐる検討もなされてきたところである。

本事業ではこのような背景を踏まえ、我が国におけるサプライチェーンにおけるデータ連携の促進を図る観点から、データ連携基盤におけるモデル規約を策定することを目的とする。また策定の検討に必要な専門家からの知見を得るために、専門家会合を設置・運営し、実務的な観点からのモデル規約の策定を行った。

1.2 本調査の進め方

本調査の流れは以下のとおり実施した。

「(1)モデル規約策定専門家会合の運営及び事務」では、専門家会合の設置と開催等の運営を行うほか、会合において検討するモデル規約案を含む資料等の作成を行った。

「1.2.2 モデル規約に関する関係者ヒアリング」では、実務的な観点からの知見等の収集を行い、モデル規約作成の検討の参考とするため、実際にデータ連携基盤の利用が想定される関係者に対してヒアリングを行った。

「(1.2.3 モデル規約に関連する国内外動向・事例調査」では、国内外のサプライチェーンでの利用を想定したデータ連携基盤の例を整理し、そのうえで規約例など整理し、モデル規約作成の資料とした。

「1.2.4 連絡会議の実施」は、定期的な進捗確認や実施内容の確認を行い、本事業を適切に遂行するために、経済産業省等との打合せを行った。

これらを踏まえて「(5) 報告書の作成」で報告書の作成を行った。

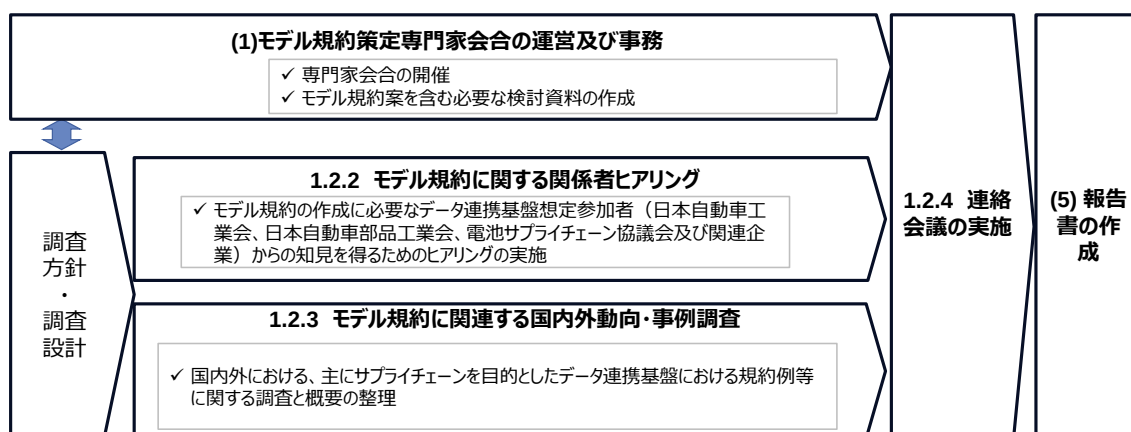


図 1 本調査の進め方

2 モデル規約策定専門家会合の運営及び事務

2.1 モデル規約策定専門家会合の運営

2.1.1 本業務の目的

本業務では、サプライチェーン型のデータ連携基盤において行うデータの提供と利用において、当事者として想定されるデータ提供者、データ利用者、基盤の運営事業者などの関係を整理し、これに基づくモデル規約・解説等を作成するために、法律事務家や有識者から構成される専門家会合を設置、運営し、所要の論点の検討を行った。

この成果として、モデル規約および解説の案を作成した。

2.1.2 モデル規約策定専門家会合の設立趣旨

情報通信技術やデータを活用して第三者に「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。デジタルプラットフォーム事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手であり、当該事業者を中心として展開されるデータ流通における政策的課題を整理することは、デジタル取引の環境整備を行うにあたっても重要である。

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「サプライチェーン上のデータ連携」の領域が存在し、近年では、経済産業省及びIPA DADC（独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター）が示す「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインα版」（以下「データ連携ガイドライン」という。）に基づき、NEDOにおいてサプライチェーンマネジメント基盤の構築が進められてきた。サプライチェーン上のデータの共有・利活用を、安全で信頼できる形で実現するには、同基盤に各社が提供あるいは参照するデータに対する適切な権利・契約について、一定の規約を定める必要がある。

こうした背景を踏まえ、サプライチェーンマネジメント基盤の構築にあたって必要となるデータ連携のためのモデル規約を策定すべく、「データ連携のためのモデル規約」の策定のための専門家会合を設置する。

2.1.3 専門家会合の構成

前述の設立趣旨に基づき設置した専門家会合に関連する構成を図 2 に示す。

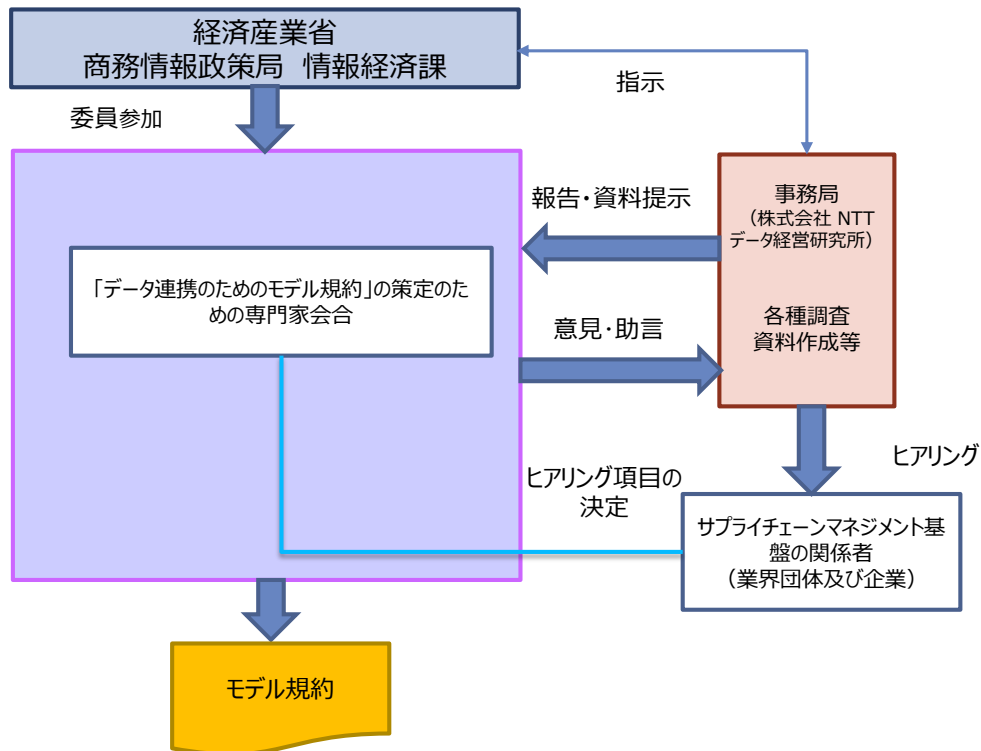


図 2 専門家会合に関する構成

2.1.4 構成メンバー

本専門家会合の構成メンバーを表 1 に示す。構成員は、有識者からなる委員、関係省庁、業界団体からのオブザーバーで構成した。委員については、今回の専門家会合のテーマがデータ連携のためのモデル規約の策定であることから、法律実務家等を中心に構成した。

表 1 モデル規約策定専門家会合 委員構成

カテゴリー	氏名	所属・役職
委員	内田 誠	iCraft 法律事務所 弁護士
	尾城 亮輔	尾城法律事務所 弁護士
	齊藤 友紀	法律事務所 LAB-01 弁護士
	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
	西田 亮正	かなめ総合法律事務所 弁護士
	平山 賢太郎	平山法律事務所 代表弁護士 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス系准教授
	福原 あゆみ	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
	松下 外	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士

カテゴリー		氏名	所属・役職
オブザーバー	関係省庁等	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課	
		デジタル庁 国民向けサービスグループ、デジタル社会共通機能グループ、戦略・組織グループ	
		経済産業省 商務情報政策局 電池産業室	
		経済産業省 製造産業局 自動車課	
		経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課、GX 推進企画室	
		環境省 地球環境局 地球温暖化対策課、環境再生・資源循環局 廃棄物規制課	
		独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) デジタルアーキテクチャ・デザインセンター (DADC)	
	業界団体	一般社団法人 データ社会推進協議会 (DSA)	
		一般社団法人 電池サプライチェーン協議会 (BASC)	
		一般社団法人 日本自動車工業会 (JAMA)	
		一般社団法人 日本自動車部品工業会 (JAPIA)	
		Green x Digital コンソーシアム	
事務局	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課		
	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所		

2.1.5 開催日時及び検討項目

本専門家会合の開催スケジュール及び議事を表 2 に示す。本専門家会合は令和5年11月から令和6年3月までに4回開催し、主にデータ連携基盤やモデル規約案及び解説、ヒアリング等について議論を行った。

表 2 専門家会合の開催実績

開催回	開催日時	議事
第1回 会合	令和5年11月10日(金) 15:00-17:00	(1) 開会挨拶 (2) 本会合の設置について (3) CFP・DD のトレーサビリティ確保のためのデータ連携プラットフォームの概要 (4) データ連携基盤において想定されるプラットフォームの類型 (5) Gaia-X 等他の連携基盤の事例との対比 (6) ヒアリング項目について (7) その他
第2回 会合	令和5年12月11日(月) 15:00-17:00	(1) データ連携基盤の概要(前回の補足) (2) モデル規約の説明 (3) ヒアリング状況について (4) その他

第3回 会合	令和6年1月16日(火) 9:00-11:00	(1) 今後のスケジュール (2) ヒアリング結果報告 (3) モデル規約検討の前提 (4) モデル規約の検討 (5) その他
第4回 会合	令和6年3月13日(水) 10:00-12:00	(1) 今後のスケジュール (2) ヒアリング結果報告 (3) モデル規約検討 Ver.1.0 の報告 (4) モデル規約解説の検討 (5) 今後の課題 (6) 閉会のあいさつ (7) その他

(1) 第1回会合

第1回会合では、データ連携基盤の概要やプラットフォームの類型、諸外国における連携基盤との対比などについて事務局から説明を行った上で議論を行った。第1回会合における、委員の主な意見を表3に示す。

表3 第1回会合での委員の主なご意見

論点	会合での委員の主なご意見
全体	■ 契約の建付けについて議論の余地がある。具体的には、この利用規約に基づく契約は基本契約とした上で、個別のデータ提供(提供者⇒PFとPF⇒利用者)について、それぞれ個別契約が成立すると整理することが考えられる。 ■ 現在のドラフトでは、利用目的や提供範囲は、別紙でコントロールすることになりそうだが(1条の「本目的」)、上記のような方式を取ると、例えば、今後、扱うデータの範囲を拡張したいとなったときにも、取り回しが楽になるかと思う。 ■ 第1回会合の資料に、データが更新されたときの取り扱いをどうするかなどもあったが、そういった細かい条件も、個別契約に落としてしまえばいいのではないかと思う。
契約の提携	■ 「(5)前各号に掲げる事由のほか、当該申込者による本連携基盤への登録の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。」について。本規約の内容には直接影響はないが、運用面において恣意的な運用とならないように留意する必要がある。(状況によっては独禁法上の問題が生じる可能性がある)。
本連携基盤使用のための設備設定・維持	■ 参加者は、自己の費用と責任において、運営事業者が定める条件(安全管理のための対策、情報セキュリティ対策【情報セキュリティに関しては、本連携基盤側で具体的な要求水準を定めることも考えられる。】を

論点	会合での委員の主なご意見
	含むがこれに限られない。)にて参加者の設備を設定し、参加者の設備並びに本連携基盤を使用するための環境を維持する。
本人証情報の付与・管理	「第 13 条(本人証情報の付与・管理)」について、「データ提供者」「データ使用者」は基本的に法人を想定されているかと思うが、実際に本連携基盤を使用する個人(法人の役職員等)を本規約の中でどのように位置付けるかについて、整理しておいた方が良いように思う。①データ提供者・データ使用者に対して、実際に使用する個人にも本規約を遵守させることを義務付ける方法や、②本認証情報を個人単位で発行し、ID の使い回しを認めないのであれば、個人がログインする際に別途個人向けの利用規約に同意させる方法などが考えられる。
運営事業者による本提供データの使用	「運営事業者は、本目的の範囲を超えて、本提供データを使用しない。」について。本件では、加工データ・派生データの取扱いについて別途定めておく必要はないでしょうか。 - 運営事業者は、提供データにつき、目的外使用禁止(18 条)以外にデータ利用条件に制限がないという理解であるが、本目的の範囲内であれば、提供データを加工し、統計情報等の加工データ・加工情報を作成し、当該統計情報と元の提供データとの同一性がなければ、公開することも可能という理解でよい。もしそうであれば、データ提供者の意図しない運営事業者によるデータ利用は、データ提供者の PF 及びデータ提供の安全性に対する信頼を害する可能性が否定できないように思われるため、運営事業者によるデータ使用条件を記載する方が望ましいといえるのではないかと。
運営事業者による本提供データの第三者提供	「運営事業者は、以下のいずれかのデータ提供条件を充足する参加者に対してのみ、関連する本提供データを提供する。」について。8 条に基づいて運營業務の一部を第三者に委託する場合にも提供できるようにしておいた方が良くと思う。また、政府等から提出を義務付けられる場合はないでしょうか。 - データ主権の確保の原則の要請に基づき、データ提供者によるデータ提供条件設定を許容し、データ提供者が承諾した参加者のみに対してデータ提供を可能とする建付けを採用していると理解している。一方で、法令・規則等に基づきサプライチェーンの下流にいる者へ CFP の提供・開示が要求される場合など、開示の必要性の観点から、データ提供者の完全な自由裁量による提供条件設定に委ねるのではなく、例外的に、データ提供者の開示範囲設定権限に対し、一定の制限を設ける又は運営事業者による一定の設定権限を認める余地がある建付けにする必要はないかと。 - また、逆に、データ提供者の完全な自由裁量によるデータ提供条件設定が不適切な場合(競争法上問題があり得る情報提供の場合など)

論点	会合での委員の主なご意見
	に、運営事業者による一定の制限を認める余地がある建付けにする必要はないか。
データ提供者による本提供データの変更	「データ提供者は、本提供データに変更があった場合、その変更の内容を認識した日から●日以内に運営事業者に対し、その変更の事実を通知する。」について。提出済みのデータが不正確であったことが発覚した場合にも、通知・訂正させた方がよいと思う。
データ提供者による本提供データの保証	「データ提供者が、本提供データを運営事業者に対して提供する前に故意に変更していないこと」について。ここはもう少し表現を練ってもよいかもしれません。何を基準に変更の有無を判断するのか、本来含まれるべきものが欠けている場合も明示的に含むべきではないか。 - 本提供データの安全性(本提供データがウィルスに感染していないことその他コンピュータに障害を発生させないものであることを含む。)について、これも対象から外してしまっても良いか。リスク分担の話として、提供データに問題があつてセキュリティ上の問題が発生した場合には、提供者に責任を負わせるという発想もあろうかと思う。 「本提供データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと」について、これも対象から外してしまっても良いか。リスク分担の話として、提供データが第三者の権利を侵害していたことによって問題が発生した場合には、提供者に責任を負わせるという発想もあろうかと思う。 - ドラフトの最終ページのコメントにもあったが、提供されるデータの保証をどうするかも大きな問題になりそうに思う。ただ、PF 事業者がリスクを引き受けるわけにはいかないはずで、現ドラフト 29 条 2 項のとおり、PF ⇒利用者の関係では保証なしとすべきで、そうすると、提供者⇒PF も、22 条 2 項のとおり保証なしが妥当そうに思う。そうすると、結局、提供者と利用者の間で契約してもらえないのではないかと思います。しかし、中間事業者が不参加だった場合に、直接の取引関係がない当事者間でデータが共有されることもあるようなので、当事者間で勝手にやっってくださいとすると、ワークしなさそうな気がする。PF 事業者が代理して、提供者と利用者間の契約を締結させるという(アクロバチックな)構成もあるのかなと考えていたが、家電量販店でもらえるメーカーの保証書のようなものを発行してもらうのもいいのかもしれない。(転々流通した先まで保証するのは適当ではないので、保証書記載の名宛人限りとするのがいいのかもしれない。ただ、それだと、結局代理構成と変わらないのかもしれないが。)
データ使用者によるデータ提供対価の支払い	「データ使用者は、運営事業者に対し、本提供データの提供の対価を支払う義務を負わない。」について。ここは使用の対価か。使用の対価も無償か。

論点	会合での委員の主なご意見
データ使用者による本提供データの使用	データ提供者に対する本基盤の安全性・信頼性確保の観点から、運営事業者が、本基盤を介したデータ使用者のデータ使用につき、データ使用条件充足性、安全管理措置、情報セキュリティ対策等に疑義があると合理的に認めた場合に、当該データ使用者に対し、情報提供、報告、是正を求めることができる旨の規定は必要ないか。
データ使用者による本提供データの第三者提供	「データ使用者は、第三者(他の参加者を含む。)に本提供データを提供してはならない。」について。政府等に提供する必要はないか。 - 上記と関連して、使用者の第三者提供禁止(27条)も、今回はこれでいいのだろうが(データ使用者のシステムの運用を受託している会社等も除外すべきというのはいうるが)、今後、対象となるデータを拡張することを考えると、個別契約に落としてしまうのも一案かと思った。 - 懸念点として、個別契約の自由度を大きくすると、収集が付かなくなるおそれ(取引の交渉コスト等が上がるおそれ)があるが、PF事業者の方で定型のメニューを用意しておいて、その条件以外では受け付けないとすれば、取引条件の画一化もできるのではないかと思う。
第三者との間の紛争	「補償者は、…被補償者が被った損害(合理的弁護士費用を含む。)の全額を補償する。」という条項は、補償者と運営事業者との間の合意を構成しているという理解であるが、補償者が任意でこれに応じない場合、補償者の被補償者に対する補償義務の履行の実効性・強制執行可能性が確保できるか。 (補償者と被補償者間で直接の権利関係を生じさせる構成として、例えば、受益者の承諾文言を入れる等して、民法 537 条(第三者のためにする契約)を根拠とすることは可能か。(要検討)) - 但書が適用されるようなケースとして、データ使用者による、①データ使用条件に反するデータ使用、②誤った属性情報申請に基づく(本来データを取得できない者による)不正なデータ取得等の場合においてデータ提供者が損害を被ったとき等が考えられるところ(第31条第2項第(2)号)、この場合、「補償者と被補償者は協議の上でその対応を決する」解決方法で、紛争解決の実効性が確保できるか。
利用者の違反時のサンクション	参加者(提供者・利用者。主に利用者?)に違反があったときのサンクションは、現在のドラフトでは、契約解除(36条2項)と損害賠償(特段の条項なし?)になると思うが、もう少しオプションがあってもいいのではないかと思った。例えば、一時利用停止などの軽めのサンクションがあってもよいと思う。(36条2項を「本連携基盤の全部若しくは一部の利用停止又は本連携基盤契約の全部若しくは一部を解除」と修正するだけでよいと思。あとは、運用面をどう回すかの問題になるのだと思う。)
本連携基盤契約の終了後の措置	データ提供者が本基盤を脱退後、「運営事業者が、…既存のデータ使用者に対して提供」できることとなっているが、①データ提供者が脱退

論点	会合での委員の主なご意見
	前に第 20 条に従い設定したデータ提供条件を充足していた「既存」データ使用者には、データ提供者脱退後に新たなデータ提供が可能となっているのか。それとも、②データ提供者が本基盤に参加中に許容されていたデータ使用者のデータ使用(既に認められていたデータ取引)に限定してデータ提供者脱退後もデータ提供を可能とするのか。データ提供者は本基盤脱退後には一切開示範囲のコントロールがなくなるため、第 20 条でデータ提供者にデータ開示範囲設定を認めていることとの平仄の観点からは、後者②が望ましいといえるのではないか。
権利義務の譲渡禁止	参加者及び運営事業者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本連携基盤契約における契約上の地位及び本連携基盤契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。例外的に、運営事業者が事業を第三者に承継する場合には、相手方の承諾なく承継できるようにしておくことも考えられる。
間接型のガバナンス	- コメントいただいた点について、問題意識が十分理解できていないかもしれないが、データの受領者からさらにデータが提供されるのだとすると、直接契約型だとしても、エンドユーザー(データ使用者)に直接かかっていくことができないので、間接契約型と比べて優位性があるか疑問。やはり、PF 事業者が、統一的な方向性を示すことから間接契約型とした上で、違反があったときに、PF 事業者が、適切に権利行使できるようにすることが重要なのではないかと思う(PF 事業者がデータの加工等も担っていくということもあるでしょうし、独立して データ取扱いの権限を持っていた方がよいのではと思う)。 - 権利行使についても、何らかの切り口があった方がよいのだろうと思っており、例えば、①モニタリング(監視活動)、②権利行使(警告書の送付・訴訟提起等)というような分け方があるのかと思う。 - 具体的には、①のモニタリングについては、監視のインセンティブがあるのは提供者なので、提供者側から通報できる窓口を設置することなどが考えられるのかと思う。②の権利行使についても色々な設計がありそうで、強めの仕組みとして、通報があった場合、PF 事業者には調査する義務が生じる(刑事事件の告訴状のような扱い)という方式もあるのだろうと思う。ただ、事業者間の足の引っ張り合いに PF 事業者が巻き込まれる可能性もあるので、PF 事業者の裁量をある程度設ける必要があるのだろうなと思う。
	「データ基盤→データ受領者→データ使用者」のところを間接契約型とするか直接契約型とするかの点だが、ここで直接契約型として想定されているのは、データ使用者とデータ基盤との間に直接の契約関係を持たせるとのことと理解した。その場合、データ使用者はデータ受領者と

論点	会合での委員の主なご意見
	同様の位置付けになると思うが、データ基盤から見て、ガバナンスを効かせるという観点からはそのような建付けの方が望ましいと思う。その意味では、データ受領者として、データ基盤と直接契約関係を持つべき者の範囲は慎重に判断する必要があると思う。 - 他方、データ使用者はすべてデータ基盤との間で直接契約関係を持たないといけないとすると、効率性の観点からは、限界があるように思われる(ここは実態を踏まえての判断になるので、あくまで一般論としてだが)。したがって、ある程度、データ使用者との間では間接契約型とせざるを得ないように思われる。その場合は、データ受領者に対して、①原則として第三者提供を禁止した上で例外的にデータ使用者に開示したい場合は一定のプロセス(事前承諾、事前通知、事後通知等)を踏むことを義務付けた上で、②データ使用者にデータ受領者と同様の義務を課し、③データ使用者による義務違反をデータ受領者による義務違反とみなす、というのが典型的な対応方法かと思う。①に関しては、データ受領者とデータ使用者の間で使用する契約書の雛形又は規約をデータ基盤側で準備して、その使用を義務づけるということも考えられる。 - なお、海外に所在するデータ使用者は対象外とするのであれば、その旨明記しておくことも考えられる。また、データ受領者・データ使用者ともに、データの保管場所を国内に限定するのであれば、その旨も明記しておくことも考えられる。
ユーザーが基盤上で代行サービスを介してデータ連携をする場合、代行サービス事業者(recipient)からのデータ連携に対するガバナンス	代行サービス事業者(recipient)によるデータ取得は、間接契約型のみならず、データ提供者とデータ受領者が直接データ取引当事者となる直接契約型でも生じる事態と理解している。代行サービス事業者(recipient)の背後にいる真のデータ使用者に対するガバナンスとしては、例えば、代行サービス事業者(recipient)が本基盤にデータ使用者として参加登録する際に、属性として recipient である旨も登録させ、属性情報に紐づけて、①属性 recipient の「データ提供条件」として、背後のデータ使用者情報提供を要求する、また、データ提供者に、属性 recipient の者へのデータ提供を承諾しない選択肢を認める、②属性 recipient の「データ使用条件」として、背後の真のデータ使用者との契約において本連携基盤契約の義務と同等の義務を課すなどの対応が考えられるのではないかと。

(2) 第2回会合

第2回会合では、モデル規約案の概要などについて事務局から説明を行った上で議論を行った。第2回会合における、委員の主な意見を表 4 に示す。

表 4 第2回会合での委員の主なご意見

論点	会合での委員の主なご意見
プラットフォームの位置づけ(法的義務の有無のほか)	■ 背景に法的義務があるかどうか大きい。下流の OEM から開示請求があった場合、法律上開示しなければいけないのであれば、規約上も開示する必要がある内容にしなければいけない。裏にある実態法上の規律を抜きに考えると、空中戦になってしまう。 ■ ユースケースではなく、この法令に従ったものという形でピン止めて作った方がいい。前提とするケースが確定していない部分があるため、利用規約の解釈が難しくなっている。 ■ PF 内で保証されたデータを使うことについてポジティブな評価をされるような社会システムができあがっていた場合、システム外でデータ利用に対してポジティブな効果は認めないということで、政策的にプラットフォームへの参加を促すという考えもある。 ■ データ項目の関係性を明らかにしていただき、どのように流通してアップデートするか見えてくるので議論がしやすい。運営事業者が果たすべき役割もまだ分からない。どのような役割を果たし、この PF をどのような形に実現していくことが望ましいのか、整理が必要。法的強制力や業界的強制力がどの程度働くのかという点を明らかにしてほしい。 ■ PF の運用者がどのような社会的責任を負い運用するかも、どのような契約が可能かは変わってくる。
プラットフォーム利用のインセンティブ	■ 事業者がこの PF をあまり使わないという状況は望ましくないため、特定の場合には参加を拒否できないという義務付けがあってもいい。 ■ PF を使ってもらうことで、ネットワーク効果を発揮してもらうという考えで設計した方がいい。 ■ データの受領者・使用者がどのようにデータを使いたいのかが分かれば、システム内外で解決すべき話が分かってくる。 ■ トレーサビリティを確認したい下流の事業者からすると、データを出してもらわないと困る。また、正しいかどうか分からないデータを貰ったとしても、目的との関係でそれでいいのかという点は、疑問として出てくると思う。その疑問に対する回答として、この PF を使う理由を作る必要がある。 ■ 経産省でビッグピクチャーを持って検討いただくことが重要。この PF に参加する意義は何なのか。強制力による参加なのか、インセンティブによる参加なのかなども含めて制度設計すべき。(松下) ■ キープレイヤーをターゲットに置いて、基盤にどのような機能があれば使いたいと思うかヒアリングをしていくといい。

ユースケース・整理の 分類方法	▪ どのようなユースケースを想定するのか、強制力はあるのか、という背景を踏まえてデータのコントロールをどこまで及ぼせるか議論すべき。 ▪ PF がどのようなケースを想定しているのかを固めないと、責任関係の議論がしづらい。現状はPF が、提供者に対して、データ提供のインセンティブを与えて共同利活用することは想定しておらず、CFP の流通を半強制的に想定しているため、提供者の責任になっている。PF のユースケースや目的を固めないと議論が難しい。
データの正確性(外部 認証機関含む)	▪ どのようなユースケースを想定するのか、強制力はあるのか、という背景を踏まえてデータのコントロールをどこまで及ぼせるか議論すべき。 ▪ PF がどのようなケースを想定しているのかを固めないと、責任関係の議論がしづらい。現状はPF が、提供者に対して、データ提供のインセンティブを与えて共同利活用することは想定しておらず、CFP の流通を半強制的に想定しているため、提供者の責任になっている。PF のユースケースや目的を固めないと議論が難しい。
プラットフォームの義務・ 運用に関する内容	▪ liability の限定とは別に、運営の透明性等について留意する必要がある。 ▪ 基盤外受領者へのデータ提供は基盤を通すことを必須とした場合、逆に基盤が扱うデータの範囲は限定せざるを得ないのではないか。 ▪ 「依頼者」の適格性を基盤運営者が判断することは難しい。 ▪ 基盤の提供停止等の不利益措置について異議申立ての仕組み等を用意する必要がある。 ▪ 秘密情報の定義等は1条に挙げるべき。 ▪ 開示が遅滞した場合の責任も整理しておくべき。 ▪ あっせん調定などは国や運営機関から提供されないのか。規約案では通知義務しか設けていない。 ▪ PF 外でデータを利用するプレイヤーは除外するというサンクションもある。 ▪ 個々の取引契約を前提としているとのことだが、個々の契約と全体の契約(利用規約)の整合性が気になる。

(3) 第3回会合

第3回会合では、事業者ヒアリングの結果やモデル規約案などについて事務局から説明を行った上で議論を行った。第3回会合における、委員の主な意見を表 5 に示す。

表 5 第3回会合での委員の主なご意見

論点	会合での委員の主なご意見
基盤運営者の責任	- 参加者 A と参加者 B で故意に改ざんが行われていた場合、基盤と参加者 C との間では、基盤が免責されるという建付けになっているところが気になっている。例えば B から提供されたデータが間違っていて、C のビジネスができなくなったとしても基盤に請求できない。 - C が損害を請求するときに、基盤には請求できないが、B や A に対しては基盤の契約外で請求するという話があったかと思うが、必ずしも直接契約関係にない、例えば A と C などには仕方がない、請求できないと割り切れればよいのかが気になっている。
外部認証機関に関する記述	計算に必要なデータが全て提供されているかということや、認証の話が規約にあまり出てきていないが、その辺りの責任が抜けてはいかないかが気になった。
本データの定義	1 点目はデータを上流から下流に流すときにデータ主権やコントローラビリティをどこまでも拡張しすぎると直接契約関係がないところに口を出すようなことになりかねないため、議論が錯綜しないように本データについてしっかり定義しておいた方がよい。上流のコントローラビリティが直接契約関係に及ばない下流に対しては外れることは記載しておいた方がよいのではないか。本データの定義で書くことではなければ違う形で書いておいた方がよいのではないか。
第 23 条第 1 項における「故意の記述」	2 点目はトレーサビリティのトレーサビリティ、のような話であるが、自分のデータ提供したデータは直の下流の人しか分らないと認識しているが、直の下流の誰がデータを利用したのか、誰が利用していないのかを基盤に聞けば分かるような仕組みになっていたか。
委託事業者に対するデータの提供	個人情報保護について、参加者が第三者に出すつもりはないが、委託先に委託した場合、委託は第三者提供にあたるのか。
第三者提供における提供ルールに記載	- P19 の第三者提供について、C としては A+B+C を第三者に提供するのは問題ないと仮定して、加えて C だけの CFP を第三者に出した場合、A+B を復元できるという懸念は出るかもしれないと思った。自社由来データとして B の制約に服することなく第三者(非参加者 E)に提供して良いのか。 - 第三者提供についてもう1点質問である。B が離脱した場合、B の離脱後でも C は離脱前の利用条件に基づきデータを利用できるものと認識している。B が離脱した後に C が第三者提供する場合、B の事前承諾を枠組みが無いように思われた。そのようなことも想定して離脱後も C が第三者提供をできるよう、データ利用条件を設定しておく必要があるのではないか。

終了後利用期間の定義	▪ P22 の離脱したときについて、終了後利用期間が 2 条で定義されているが、これはデータ提供者が指定するのか、運営事業者が指定するのか。
データ利用目的の記載粒度	▪ P21 のトレーサビリティ以外の目的外利用について、本基盤契約に基づく権利の行使または義務の履行という形があるが、何をもって目的内と目的外とするのか疑問にもった。別紙に書くようなテクニカルの話であるため重要性はないかもしれないが。

(4) 第4回会合

第4回会合では、事業者ヒアリングの結果やモデル規約案の解説について、事務局から説明を行った上で議論を行った。第4回会合における、委員の主な意見を表 6 に示す。

表 6 第4回会合での委員の主なご意見

論点	会合での委員の主なご意見
特定型データ連携基盤と不特定型データ連携基盤の種類の精緻化	▪ 特定型と不特定型が完全に別だとすることは得策ではない。 ▪ 特定型・不特定型の場合でインセンティブが変わってくるため、今後解説の更新が必要だと思う。
他のプラットフォームとの連携	▪ データ連携基盤が、グローバルにどのようにつながっていくかが、重要である。 ▪ 欧州企業が参加する場合、追加で(例えばデジタルサービス法等の)法的な規制がかかるのか、検証は必要である。
今後の検討課題	▪ そもそも本プラットフォームが成立するか検討する必要があるのではないか。 ▪ サプライチェーンにも様々な種類があるかと思う。例えば、自動車産業のような下流のユーザーが強い場合、また、製薬企業やコンビニフランチャイズのような上流のユーザーが強い場合があると思う。そのように考えたときに、サプライチェーンの中流に強い責任を負わせなければならない場合があるかもしれない。 ▪ あくまでもユースケースごとに検討すべき事項は異なる。今回は CFP のユースケースで議論してきた。解説では検討すべき視点だしの観点が重要であると感じた。

2.2 モデル規約及び解説の策定

2.2.1 モデル規約の策定

専門家会合での議論や事業者ヒアリングの結果に基づき、データ連携のためのモデル規約を策定した。本事業で策定したモデル規約本文の条項を表 7 に示す。なお、モデル規約は別添のとおりである。

表 7 モデル規約本文の条項

章	条項	別紙等(※)
第1章 総則	第1条(目的)	—
	第2条(定義)	本基盤
		本データ
		本基盤機能
		本データ保証※(別途定めることもある)
		データ提供条件
		データ利用条件
		終了後利用期間
第3条(適用関係)	—	
第2章 本基盤契約 の締結	第4条(契約の締結)	申込方法
		契約申込み時に申込者が提供する情報
		申込みの承諾可否の通知方法
	第5条(登録事項の変更)	登録事項
第3章 共通条項	第6条(本基盤の使用許諾)	使用開始日
	第7条(本基盤の機能及び運営)	機能提供方法
		運営事業者が保証責任を負う場合
	第8条(本基盤の運営委託)	—
	第9条(本基盤の使用料)	使用料
		支払条件
	第10条(本基盤の提供停止)	—
	第11条(本基盤の不具合等)	—
	第12条(本基盤使用のための設備 設定・維持)	基盤を使用するための設備を設定・維持 する際の条件
	第13条(参加者の遵守事項)	—
	第14条(クレデンシャルの付与・管 理)	—
	第15条(インシデント)	—
	第16条(秘密保持義務)	秘密情報とするその他の情報
第4章 データ提供 関連条項	第17条(データ関連条件の設定)	データ関連条件の設定方法
		データ関連条件の変更方法
		データ関連条件の変更の通知期限・方法
	第18条(運営事業者への本データの 提供)	データ提供方法

章	条項	別紙等(※)
	第19条(運営事業者による本データの利用)	運営事業者による本データ利用の範囲
	第20条(運営事業者による本データの管理)	—
	第21条(運営事業者による本データの第三者提供)	データ提供の依頼方法
		データ提供者による承諾期限・方法
	第22条(運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い)	—
	第23条(データ提供者による本データの保証)	—
	第24条(データ提供者による本データの更新)	データ変更時におけるデータ提供者による変更データ提供期限
第5章 データ利用 関連条項	第25条(本基盤契約の終了後の措置・第4章関連)	データ提供者との本基盤契約終了後の、本データの取り扱い方法・例外
	第26条(データ関連条件の変更)	データ関連条件変更時の通知期限及び通知方法
	第27条(データ利用者への本データの提供)	データ利用者によるデータ提供の要請方法
		データ利用者に対するデータ提供方法
	第28条(データ利用者による本データの利用)	—
	第29条(データ利用者による本データの管理)	—
	第30条(データ利用者による本データの第三者提供)	データ提供者による、利用データの第三者提供の承諾方法
	第31条(データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い)	—
	第32条(運営事業者による本データの保証)	利用データの保証事項
	第33条(データ利用者による本データに関する情報提供)	—
	第34条(本基盤契約の終了後の措置・第5章関連)	データ提供者との本基盤契約終了後の、本データの取り扱い方法
		データ利用者との本基盤契約終了後の、本データの取り扱い方法
	第35条(データ利用者が運営事業者に対して提供したデータ)	—
第6章 責任範囲	第36条(第三者との間の紛争)	—
	第37条(損害賠償)	—
	第38条(免責)	—
第7章 有効期間及	第39条(本基盤契約の有効期間)	—
	第40条(本基盤契約の解約申入れ)	—

章	条項	別紙等(※)
び終了	第41条(本基盤契約の解除)	—
	第42条(反社会的勢力の排除)	—
	第43条(本基盤契約終了の効果)	—
第8章 一般条項	第44条(本基盤規約の変更)	—
	第45条(通知)	—
	第46条(譲渡禁止)	—
	第47条(準拠法)	—
	第48条(紛争解決)	—
	第49条(外国語)	—

※ 茶字:別紙にて定める項目、緑字:別途定める項目

2.2.2 解説の策定

本モデル規約の関係者は、各種システム・アプリケーションに関わる設計・開発部門、また運用ルール、認証等に関わる事業部門、そして本モデル規約等に基づく事業者間の契約に関わる法務部門、更には各部門の受託者等と多岐に渡る。

これらの関係者がデータ連携基盤に対する正しい共通理解を持つことは、データ連携基盤を適切に利用していく上で極めて重要であるため、モデル規約の解説を作成した。(表8)

表 8 解説の構成

項目	概要
第1 本解説について	
1 モデル規約策定の背景と目的	モデル規約策定の背景となる「サプライチェーン上のデータ連携」の必要性と、連携に際してのデータの取扱いに関する契約のあり方などを示す要請、経緯等を示す。
2 本解説の位置づけ	データ連携基盤の関係者が、運用ルール等に関して、データ連携基盤に対する正しい共通理解を持つ必要を示し、その上で本解説の構成について説明する
第2 「データ連携基盤」の必要性	
1 データ連携基盤を通じて目指すビジョン	- 各企業が、社会・顧客のニーズや環境変化を捉えて自らのビジネスを俊敏に変革し、新たな価値創造と競争力の源泉としていくために、多種多様な企業の取引を柔軟に実現可能なメッシュ型産業構造への転換が求められるというビジョンを踏まえ、これらをデータ連携基盤を通じて目指すことを示す。 - 具体的には、人流・物流のDXにおいて「4次元時空間情報基盤」の構築、商流・金流のDXにおいて「サプライチェーンデータ連携基盤」の設計・構築を図るなどの形で整備が進められている。
2 全体最適化の必要性	国際競争力強化への必要性等から、競争領域と協調領域の峻別も含め業界横断で広く全体最適化したアーキテクチャ設計を行う産官

	学一体となった取組みが重要であり、例えば、社会全体でのデータ連携を低コストかつ柔軟性を確保する形で実現するため、共通機能等を括り出してコスト低減を図るデータ連携システムの適切な設計が求められることを示す。
3 国際戦略としてのデータ連携基盤の意義	グローバルな競争において、標準化されたデータ連携基盤を介した企業間取引へと転換が進みつつあるなかで、国内事業者が一定の単位でデータ連携基盤を整備し、異分野や海外のデータスペースと連携していく必要性を示す。
第3 企業間連携に関するデータ連携基盤	
1 データ連携基盤の構成要素	データ連携基盤を構成する要素として、「連携データ」、「データ提供者」、「データ利用者」、「運営事業者」があるほか、データ連携を実現するための「データ連携システム」又は「連携システム」などがあることを示す。
2 データ連携基盤の組成目的	- グローバルな競争において、標準化されたデータ連携基盤を介した企業間取引へと転換が進みつつあるなかで、国内事業者が一定の単位でデータ連携基盤を整備し、異分野や海外のデータスペースと連携していく必要性を示す。 - データ連携基盤において基盤外契約の存在を前提に組成されるデータ連携基盤を「特定型データ連携基盤」と基盤外契約の存在を前提とせずに組成されるデータ連携基盤を「不特定型データ連携基盤」があることを示し、本解説では特定型を想定する。
3 特定型データ連携基盤の重要な検討事項	- 特定型データ連携基盤におけるインセンティブ（ベネフィットの創出又はコストの低減）の重要性を示す。そのうえで、データ提供者、データ利用者、運営事業者それぞれの視点でのインセンティブについて解説する。 - 特定型データ連携基盤の特性性について、参加形態、取引コスト低減の方策、データ提供者・データ利用者それぞれの考慮事項から整理する。
4 連携基盤に関する議論の進め方	データ連携基盤の構築について、実態的な状況を踏まえた進め方について示す。
第4 データ連携基盤の法的枠組み	
1 議論の枠組み	- 連携基盤に関する契約を作成するために必要最小限度の法的な前提知識や法的枠組みの考え方等を概説
2 データ関連概念の整理	個別法の利用制限がないデータの取扱いを念頭に関連する概念や、取扱に関する法律上の性格などについて整理する。
3 契約形式	データ連携基盤を通じてデータの提供・利用を行うに際して想定される契約形式（直接契約型、間接契約型、共同契約型）の種類とその特徴について整理する。

4 基盤契約に関して想定される主な論点	■ 盤契約において想定される論点を、①連携基盤へのデータ提供、②基盤契約の当事者間のデータ取り扱い、③(基盤外の)第三者への連携データ提供の場面ごとに整理する。 ■ 基盤契約におけるデータの保証についての考え方、データの提供条件、利用条件、基盤外の第三者へのデータ提供、参加者の基盤からの離脱など各論点について解説する。
第5 本ユースケースの解説	
1 想定するユースケース	■ 本解説では「EVの蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤」を想定することを示す。
2 欧州電池規則	■ 欧州電池規則の概要、欧州電池規則を踏まえて、連携基盤に求められる対応義務等の概要を示す。
3 本ユースケースにおいて想定される連携基盤	■ 本ユースケースを踏まえたデータ連携基盤を実現するためのシステム上のサービスの構成やそれらの概要、流通するデータ、データ流通において求められる管理機能等についての説明を示す。
第6 本モデル規約の解説	
1 本モデル規約の位置づけ	■ 本モデル規約と本ユースケースおよびそれ以外のケースとの関係を示す。 ■ 本モデル規約としての汎用性を確保するために講じた対応等について整理する。
2 本モデル規約の前提	■ 本モデル規約の前提なる事項について整理する(基盤外契約の存在、参加事業者の範囲、取扱いデータ、提供サービス、手続信頼性の前提、アプリケーション等の考え方、基盤外の第三者提供等)。
3 本モデル規約の概要	■ 本モデル規約が想定する規律の全体像、基盤上でのデータの取扱い、契約に関する建て付けなどについて説明する。
4 本基盤契約の締結・変更	■ モデル規約における基盤契約の締結、変更に関する各条項についての逐条解説を行う。
5 本基盤の運営	■ 本基盤における運営や機能に関する規約および別紙上の条項についての逐条解説を行う。
6 データ提供関連及び利用関連条項	■ 本モデル規約がデータ提供契約とデータ利用契約の2つの契約を1つとする。 ■ 本モデル規約において締結されるデータ提供関連及び利用関連条項について逐条解説を行う。
第7 課題の整理	
1 本ユースケースにおける今後の取組み	■ 本モデル規約等に関して、本ユースケースで今後取組みを想定し、適用するうえで検討が求められる論点を示す。
2 他のユースケースへ展開するにあたっての今後の取組み	■ 本モデル規約を他のユースケースに展開するにあたり、検討が求められる論点を整理する。

3 モデル規約に関する関係者ヒアリング

3.1 実施趣旨

モデル規約の内容を設計するために必要な情報及び策定したモデル規約に対する意見を収集するため、本ユースケースでのデータ連携基盤に関係する事業者に対してヒアリングを行った。

3.2 ヒアリング対象者

ヒアリングは、部品製造事業者等及び電池製造事業者(サプライヤー)、OEM 事業者(自動車製造事業者)の全 6 社に対して、2 回に分けて実施した。

モデル規約策定の検討資料や規約案により、事業者に対して規約に関する説明を行った上でヒアリングを実施した。主なヒアリング項目を表 9 に示す。

表 9 ヒアリング項目

項目	第 1 次ヒアリング	第 2 次ヒアリング
データの提供の規約に関する意見	- データ提供上、想定されるトラブル - データ提供する際に相手方に求める条件等 - データ提供において求める免責事項等 - 海外利用者への提供上の懸念点	- モデル規約案におけるデータ提供者の権利義務に関する意見 - モデル規約案を踏まえたデータ提供者としての負担、要望等
データの利用の規約に関する意見	- データ利用上、想定されるトラブル - データを利用する相手方に求める条件等 - データ利用において想定する利活用の範囲、収集したデータの取扱いにおける課題の有無 - 海外提供者からの提供上の懸念点	- モデル規約案におけるデータ利用者の権利義務に関する意見 - モデル規約案を踏まえたデータ利用者としての負担、要望等
データ利用規約に関する意見	データ利用に際しての条件等	- モデル規約案における基盤運営者の権利義務に関する意見 - 基盤参加者の権利義務についてのご意見
その他		モデル規約案の読みやすさ、使いやすさ等

3.3 第1次事業者ヒアリング

3.3.1 実施日時

1 次ヒアリングを表 10 に示すとおり実施した。

表 10 1次ヒアリング実施日時

実施日時	ヒアリング先
令和5年 12 月 18 日 (月) 17:00-18:00	サプライヤー
令和5年 12 月 21 日 (木) 15:00-16:00	サプライヤー
令和5年 12 月 21 日 (木) 9:00-10:00	OEM
令和5年 12 月 22 日 (金) 13:00-14:00	サプライヤー
令和5年 12 月 25 日 (月) 15:00-16:00	OEM
令和5年 12 月 27 日 (水) 10:00-11:00	OEM

3.3.2 ヒアリング結果

事業者6社に対してヒアリングを実施した結果、主に以下(1)(2)(3)の意見があった。事業者からの意見の詳細を表 11 に示す。

(1) データ提供に関する懸念

- 取引情報を必要以上に開示されることに対しては、特に上流企業では懸念。
- OEM は、提供者に対して、利用するデータに対する提供義務や目的外利用への柔軟な対応、正確性(信頼性)の担保などを求める傾向にあった。
- 基盤に流通するデータについては、認証を受けたものにすべきという回答が上流、下流いずれにもみられた。

(2) データ利用に関する懸念

- 派生データや自社内のデータ加工を認めることについて、規約上明示すべきとする回答が電池製造事業者や自動車製造事業者に見られた。
- 基盤から離脱した事業者が提供したデータの利用については、取引目的を達成する範囲で認めるべきであり、その点も含めて明示すべきとする回答が見られた。
- 基盤外の第三者については、特に契約関係のない者へのデータの提供を懸念する回答があった。そのため、例えば PF への参加を求めるなどの回答も見られた。

(3) その他

- データを目的外利用するなどの場合には、直接契約型が妥当しやすいものの、運用の効率性については間接契約型に理解を示す回答が見られた。

表 11 1次ヒアリング結果詳細

項目	概要
----	----

データ提供上、想定されるトラブル	■ 証明書が開示されると、サプライチェーン上の企業名も分かってしまう恐れがあるため、証明書の有無のみが分かる形が望ましい。 ■ 開示できる情報のレベルは、基本は法規対応くらいである。下流の紛争でデータの照会があった場合は、個別に相談して対応する。 ■ エコな製品を売りにしている企業であれば、CFP 値が減れば更新したくなることはあるだろう。CFP 値が増えたのに川中が更新をしなかった場合は揉めそうである。 ■ データ流通時の漏洩や改竄の懸念がある。 ■ データ提供側の対応力不足への OEM のサポート対応が必要になることが想定される場合の考慮 ■ サプライチェーン上の直接商取引契約がない関係者(Tier の飛び越し)へのデータ提供を求められた場合に、何を根拠に開示範囲の設定をおこなうか。個別契約かこの規約範囲か。 ■ 欧州電池規則対応のために、数字を届け出たにもかかわらず、データが足りないために認可が取れないとなったら困る。
データ提供する際に相手方に求める条件等	■ 具体的な開示項目は検討が必要だが、どこまで開示するか提供者側がコントロールできるということを明示してほしい ■ 提供データがどこまで公開されるのかが気になる。公開先や他システムとの連携も含めて、どこに公開して、どこに公開しないか選択できるのか等、そういった点を規約である程度明確にしてほしい。 ■ 基盤を通さずにデータを基盤外に渡すことはあってはいけない(D から基盤外の E への提供) ■ CFP に関係のない取引情報を提供しないというルールをしっかり決めてもらわない安心できない。(特に基盤外への提供) ■ 提供相手方への利用目的限定の制限が厳しいと、サプライチェーンでのデータ利活用が進まない。 ■ 提供相手方の拡大目的利用の許容を定義しておきたい。 ■ 本データ利用規約には、データ提供義務(期限、内容、質)が明記されるか。データが提供されないこと、遅延することについては、どの契約で権利・義務が規定されるのか分からなかった。 ■ バックデータのパラメータをきちんと揃えてもらわなければならない。出してきた証拠データとこちらで集めた証拠データがリンクしていないなければならない。
データ提供において求める免責事項等	■ 欧州電池規則などのルールの範疇で、ある程度の精度で提供されたデータが第三者の検証が済んでいるということでは扱えない。 ■ 認証を受けていないデータを載せない方がシステム的にはいいと思う。認証を受けていないデータより二次データを使ってくださいとした方がデータ類も正常化される気がする。

	- データについては提供者が責任を持つのが当たり前。基盤側では入力されたデータは改竄されことなく真正性を証明するというイメージ。 - 取引関係がある場合、取引目的を達成するために必要な範囲でデータの品質を保証しないと取引が成り立たない。その範囲では責任を負う必要がある。 - 規約を定める際に負わせる責任を揃えて、参加者がその条件に納得してもらう必要がある。 - PFの外で責任が担保され、数字が正確であると確認されたものだけをPF上で連携させることにならざるを得ないのではないかな。 - PF上に流れるデータは認証を受けた状態でないと、正確性についてPFの外側で確認しなければならないので、PFの存在価値が薄まる。 - データの正確性を個社同士の取引契約に依存するか、公益性の観点から基盤利用契約に求めるか、認証オプションによって相反するので、考慮が必要 - PF上で流通したデータを使って問題ないということの担保が重要。
海外提供者からの提供上の懸念点	- 弊社がメーカーからデータを貰い、そのデータを含んだデータを弊社が基盤に載せることをイメージしている。メーカーが全て入力することはないと思われるため、弊社が入力することが多いと思う。その場合、データの集まりが悪いため、弊社は現在二次データを使っている。そのデータは弊社が認証を受けられると思っている。メーカーから一次データを集めるとなると、各メーカーに認証を取ってもらうことになると思う。 - 法規やリージョンによって、同じサプライヤーでもCFP値(算出方法)が変わることになる。さらに同じサプライヤーが同じ製造プロセス、同じ法規に従ったとしても、出荷先によって数値が変わる。この値が自社向けの数値として正しいかはPF外で確認することになり、PF外の責任にならざるを得ない。
データ利用上、想定されるトラブル	- 弊社としては、目的外に使うことは考えられない。 - データ提供者へ提供目的外の拡大目的利用を求める条件設定をしておくこと。さもないと過度な利用制限と法規変更に伴う対応が煩雑になるリスクあり。 - データ提供者との提供目的限定事項の設定
データを利用する相手方に求める条件等	- 社内システムへの保存や適切な管理下での使用(加工)は最低限必要 - 派生データとしてはどのようなデータが提供側・利用側によって創出されることを想定しているか。サプライヤーがデータ提供者であっても、当該データに弊社の秘密が含まれる場合の開示範囲や当該

	データに依拠した知財の取り扱いについては、サプライヤーと締結済みの契約が優先されるのか。 ▪ 派生データについて PF 事業者はどのような目的でどの範囲で利用するのか。ESG 投資市場にデータ提供された場合など、事業影響も想定されるため、利用目的は本システムの目的範囲内としていただきたい。
提供者が離脱した場合の利用	▪ 毎年データを集めるとしても、データが使われるタイミングは違う。データ提供と同じタイミングで製品ができるわけではない。離脱したからデータを使うなどとは言いづらい。そうすると、下流でデータがない製品が出来てしまう。 ▪ 離脱したからデータを使わないで欲しいというのは無理だと思う。それを認めると PF が成り立たなくなる。この件に関しては、規約に盛り込んでおかないと、データを使うなど主張する企業が現れた際に問題になる。 ▪ 取引目的を達成するために提供を受けているため、すでに提供を受けたデータについて返却や廃棄を求められるのはおかしい。取引目的を達成するまでの間は使えないとおかしい。
海外利用者への提供上の懸念点	▪ 欧州電池規則の中で、海外 OEM に CFP や DD を提供することは必須であるため、基盤外の海外利用者へ簡易的にデータ提供できる仕組みを設けて欲しい。 ▪ 基盤外の利用者がプラットフォーム運営事業者に申請して、データ提供してもらおうという方法は、煩雑になると思う。 ▪ PF に入ってもらふ必要があると思う。D が全責任を負うということで提供することは考えられる。 ▪ 取引契約そのものはあるが、納品物に直接関わるところはない第三者がデータをどのように PF にデータを入れるのかが懸念としてあるのではないかな。 ▪ 第三者に提供するデータとしてバックデータも含めて提供すると問題が出てくるのではないかな。PF 上だけの CO2 のデータだけではほとんど意味がない。
データ連携基盤の位置づけ	▪ 自動更新ができるのがシステム化することの意味の一つ。割と美しい姿だと思う。 ▪ 個社間の取引目的を達成するために必要な範囲の保証責任を負うという規約であることが必要 ▪ 保証責任を負わせるかどうか、どれだけの大きさの責任を負わせるか規約で統一されると PF になる ▪ 間接契約型ではユーザー側ではコストが減る一方で、直接契約型のようにそれぞれのユーザーで制御するとユーザー側一にコストがかかるという面もあるため、規約だけでなく、事業として成り立つのかどうかという点も企業側が考えていく必要があるかと思う。

	■ 基盤の利便性が高ければ、故意重過失がない限り利用料金を上限とするという規約に賛同する企業が多いと思う。 ■ 海外の独禁法・競争法にも抵触しない活動であるという点については担保できているシステムであるか。 ■ 目的外の利用をデータの提供側と利用側が合意する場合、直接型の方が、メリットがあるのではないか。例えば特定のデータのやり取りを2者間で合意がとれれば可能になるとすれば柔軟性があがるのではないか。
--	--

3.4 第2次事業者ヒアリング

3.4.1 実施日時

2次ヒアリングを表 12 に示すとおり実施した。

表 12 2次ヒアリング実施日時

実施日時	ヒアリング先
令和6年2月5日(月)18:00-19:00	OEM
令和6年2月13日(火)15:00-16:00	OEM
令和6年2月15日(木)14:00-15:00	OEM
令和6年2月15日(木)9:00-10:00	サプライヤー
令和6年2月19日(月)9:30-10:30	サプライヤー
令和6年3月5日(火)15:00-15:30	サプライヤー

3.4.2 ヒアリング結果

事業者6社に対してヒアリングを実施した結果、主に以下(1)(2)の意見があった。事業者からの意見の詳細を表 13 に示す。

(1) モデル規約と実際に利用する規約の関係

- 実際に利用する規約としてみると、今回のユースケース(EV バッテリーにおける CFP のトレーサビリティ)では想定していないデータのやり取りも含まれているので、わかりにくかった(例えば個人情報データなど)
- モデル規約 1.0 の段階では、別紙に定める内容などが未定の部分もあり、詳細はコメントしにくい部分がある

(2) 運営事業者の責任

- 全体的なイメージとして、運営事業者における責任の範囲が、事業者にとって有利に見える部分がある。特に免責範囲などについては広く感じた(※最新版 Ver1.0 では対応済み)
- 事業者の責任の前提となるサービス範囲や SLA などが示されていないため、参加者との役割分担や、具体的な事業者の責任内容が把握しにくい(具体的な内容等を含め、新法人にて整理の予定)

- 参加が認められない場合の理由等、具体的な運営に関する詳細が必要ではないか(一部解説で対応済み。なお具体的な内容等を含め、新法人にて整理の予定)。

表 13 2次ヒアリング結果詳細

項目	概要
全体	この文書の位置づけは、「データ連携のためのモデル規約」か？ 運営事業者との契約前合意事項として読んだ
1 条	データ基盤の目的(別紙が追加されることにより、基盤の目的やデータの種類)が変化することがあるのか (目的・内容によりリスクが変わるため)
3 条関係	本基盤規約と本基盤契約と別紙の関係を明確にしてもらいたい
4 条関係	本基盤への参加を希望する者がいた場合、運営事業者が審査を行って参加の可否を決定することとされており、参加の可否は運営事業者の広い裁量に委ねられている。承諾しない義務を負うものではないので、義務付けの可否を要検討。
7 条関係	運営事業者が合理的理由により判断するとき。とは具体的にどのような状況を想定しているのか”
10 条関係	本基盤の運営について、運営事業者との間で SLA を締結した上、運営事業者に、当該 SLA に沿って本基盤を運営することを求めることが考えられる。
11 条関係	「別紙に定める場合を除いて・・・何ら保証責任を負わない」とあり、別紙を見ると「本基盤機能に関する保証(第 7 条第 3 項)なし」とある。つまり、「運営事業者は、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について何の保証もしないし責任も取らない」と読み取れるが、その理解で良いか？”
14 条関係	必要なタイミングで基盤が動かないこと・データが消えてしまうリスクを想定してバックアップデータを社内に用意しないといけないのか、サービス内容が明確でない。
15 条関係	「本基盤の提供を停止する前に通知する」とあるが、リードタイムが必要。公共的要素が大きい社会インフラなので、6 か月以上の猶予は必要と考える。”
16 条関係	「務める」の表現は、違和感が大きい。運営事業者は、「設備を修理又は復旧する」と考える。社会インフラなので、もっと強固な運営規約にすべきと考える。
17 条関係	データの利用条件の変更がなされた場合、その変更を当該データを利用しているデータ利用者に対し、通知するとされており、既に当該データの提供を受けて利用している者についてもデータの利用条件が変更されることを想定していると考ええる。ビジネス側のニーズに合わせ、データの利用条件の変更後にデータの提供を受けた者に対してのみ、変更後の利用条件が適用されるとすることも考えられる。
18 条関係	データ提供者がパーソナルデータの管理義務を負うのか。データ提供者がパーソナルデータに対して個人情報保護法等の問題がおきかないような形式で提供するという方が妥当ではないか。

20 条関係	セキュリティ基準を「公表する」ことだけが記載されているが、別紙に定めるセキュリティ基準を「満たす」こと、加えて、別紙セキュリティ基準自体を示すことが必要である。当該削除通知を得た場合、データ利用者の再提供者に対して削除要請が必要か
21 条関係	- 回答期限を決定して明示してもらいたい。 - 運営事業者がデータ提供に関して、都度確認する様な記載がされているが、具体的な業務フローはあるか。運営事業者はデータの授受に関して、確認しないのではないか。
23 条関係	- データ提供者は、当該第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、運営事業者及び本基盤の他の参加者が本データを制限なく利用できるよう努める。とあるが、制限が入ってしまった場合はデータ利用条件に記載すれば良いのか。 「本データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること」における法令上必要な手続とはどのようなことを想定されているか。
24 条関係	提供者が更新義務を負っているが、「提供できる」として提供者の努力義務にすべきではないか。
25 条関係	「本基盤契約終了後も、終了時データ関連条件に従い、終了後利用期間、継続して利用できる。」とはどのようなケースを想定しているのか。
26 条関係	- データの利用条件が変更された場合、変更前に受領したデータは変更前の利用方法に従って利用すればよいのか。 - 条件変更にともない受領者が取れる対応を規定すべきではないか。
28 条関係	「データ利用者は、提供された本データを利用するにあたり、本基盤機能の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。」とあるが、この条項に違反した場合（例えば、データ利用条件で定められた目的以外での利用など）のデータ利用者の責任はどうなるのか。
33 条	- データ利用者が当該データの内容の正確性の問題を発見した場合、データの正確性を保証しない運営事業者に対して速やかに通知することを求める意図は何か。これにより運営事業者がその正確性を確認する義務を追い、運営工数等に影響しないか懸念する。 - 一方で商取引関係にあるデータ提供者と利用者間でデータの正確性について協議することが本来求められるのではないか。
34 条関係	- 受領した本データを加工したデータを作った場合、データ利用期間終了後、削除義務があるのか。 「…本基盤契約の終了後も、自らの責任と費用により、本基盤から対象となる本データを取得し、保存し、かつ利用する」と読み取れるが、契約終了後でも基盤からデータを取得可能か。

37 条関係	▪ 相当因果関係を有する損害については賠償義務を負って頂けないか。また、本条は、運営事業者の責任のみを限定する条項だが、参加者の責任も同様に限定することが考えられる。
44 条	▪ 運営事業者が本基盤契約を自由に変更できるとすると、参加者に想定外の不利益が及ぼされる可能性がある。民法上、定型約款を一方的に変更できるケースは限定されており、当該民法の組込約款の規定を踏まえ、民法 548 条の2の制約の範囲で運営事業者は本基盤契約を一方的に変更できるとすることが考えられる。
48 条	▪ 一律、東京、でも合意取り付けではないか。

4 モデル規約に関連する国内外動向・事例調査

4.1 国内調査結果概要

本データ連携基盤及びモデル規約に関連する国内事例として、Chemical Management Platform(CMP)について調査した。

4.1.1 CMP の背景と目的

Chemical Management Platform(CMP) は、サプライチェーンの川上、川中、川下の事業者の連携のもとで、製品含有化学物質情報の確実かつ効率的な伝達・授受を可能とするための情報流通基盤である。各事業者が自社の扱う製品の含有化学物質を適切に管理し、その結果に基づく製品含有化学物質情報を、プラットフォーム上の事業者のつながりの中で、効率的に授受できるような仕組みを目指している^{1,2}。

(1) 背景

① 製品含有化学物質に関わる法規制の拡大

製品含有化学物質に関わる法規制は、EU ELV 指令、EU RoHS 指令などの製品環境規制から、米国 TSCA、EU REACHE 規制など化学物質のライフサイクル全体を管理する化学物質規制、さらに循環型経済のための規制(EU SCIP データベース、製品パスポートなど)も導入されつつある。そのため、対象となる化学物質の範囲や規制手段が拡大している。

② 製品含有化学物質の特徴

製品含有化学物質は、製品の製造者でなければ、どのような物質がどれだけ含有されているか、簡単には把握できない。詳細な化学分析での把握も可能だが、膨大な化学物質と部品数などから標準的な管理方法とはなりにくい。そのため、製品の製造者が、その製品の含有化学物質情報を作成し、供給先に提供することで法規制対応を進めることが合理的と考えられる。

③ サプライチェーンの分業によるものづくりにおける規制対応

自動車、電機・電子機器などの相立製品は、長く複雑なサプライチェーンにおける高度な分業によるものづくりで製造されている。川上の化学品、川中で製造される様々な材質・機能の部品(成形品)、それらの成形品を複合化したユニット・アセンブリ、最終組立製品を製造する川下まで、関係する事業者数は膨大である。これらの各事業者が自社製品の製品含有化学物質を管理し、その製品含有化学物質情報を作成・伝達することが必要となっている。

¹ Trusted Web, Chemical Management Platform(CMP)(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社), <https://trustedweb.go.jp/news/bq3a90zm15k>

² ものづくりのサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報等の確実な伝達を可能とする Chemical Management PlatformCMP(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社), https://www.youtube.com/watch?v=0_kj8zPCh7g

(2) 目的

製品含有化学物質に関わる法規制の拡大を考えると、サプライチェーンでのものづくりを支えるこれからの情報流通基盤が必要である。また従来は、製品分野ごとに取り組みが進められてきたが、自動車の **Mobility** への変革、製品の電子化・電動化の流れ、循環型経済への移行などにより、製品含有化学物質管理の領域での自動車分野と電機・電子機器分野の連携が進んでいる。これまでの取り組みの知見、実績をふまえながら、新たなプラットフォームの構築に取り組むべき時機と考えられる。

CMP は、サプライチェーンの川上、川中、川下の連携のもとで、製品含有化学物質情報を確実かつ効率的な伝達・授受を可能とするための仕組みの実現を目指すものである。

4.1.2 CMP のデータ構造と資源循環情報

製品・部品・材料・物質にそれぞれに資源循環情報が紐づいており、それぞれにどれだけ循環資源が採用されているかを把握することができる。資源循環情報及び各情報に紐づく情報の詳細を表 14 に示す^{1,2}。また、データと資源循環情報の関係のイメージを図 3 に示す。

表 14 データと資源循環情報

名称	資源循環情報	各情報に紐づく情報
製品	- リサイクル材情報※ - リニューアブル材情報 - リユース部品情報 - リサイクル・リユース率	- 量 - 重量% - リサイクル材情報(ソースなど) - その他の情報 ※ リサイクル材情報についてはさらに情報を分解 - Pre-consumer recycle 材料 - Post-consumer recycle 材料 - Total リサイクル材料
部品		
材料	- リサイクル材情報 - リニューアブル材情報 - リサイクル率	
物質	—	

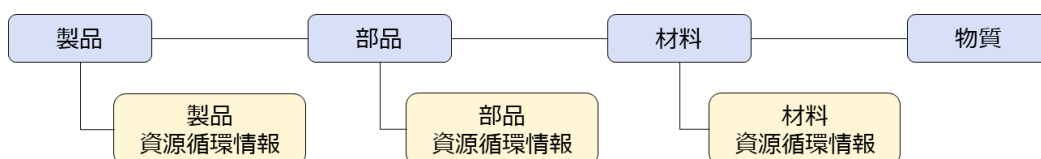


図 3 データ構造と資源循環情報の関係

4.1.3 CMP のプロセス

CMP の導入により、サプライチェーン全体における上流から下流への情報伝達がシームレスに行われるようになる。(図 4)これにより、規制の変更などで物質の追加や変更が発生した際に必要とされる再調査を大幅に低減させることが可能となる^{1,2}。また、CMP は、資源循環をはじめとする新たな情報への対応と展開を容易にすることができる柔軟性を持っており、サステナビリティに対する企業の取り組みを強化するための重要なツールとして機能することが期待される。

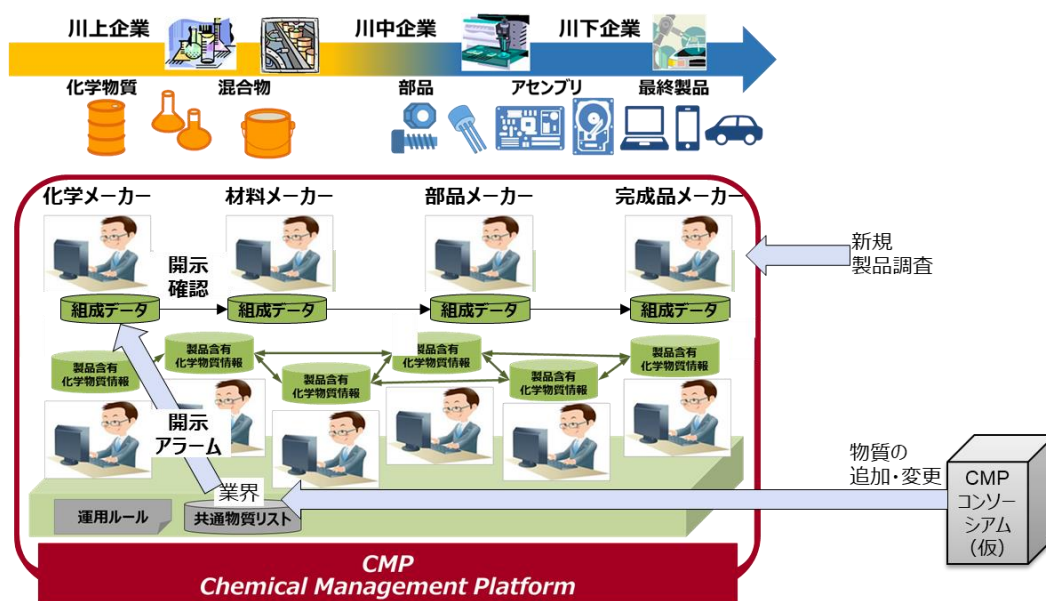


図 4 想定ユースケースの情報伝達スキーム

4.1.4 CMP とモデル規約の課題・論点比較

CMP と本モデル規約における主な課題・論点のポイントを表 15 に整理した²。CMP で挙げられている課題と本モデル規約で検討した自動車蓄電池ユースケースにおける課題を比較したところ、概ねモデル規約の課題検討に包含されていることが確認された。

表 15 CMPとCFPの共通の課題

CMPの課題		自動車蓄電池ユースケースでの検討
組成情報の物質開示範囲をどうすべきか	川上企業の秘匿物質の登録が本当に外部に開示されないのか。	本ユースケースでは、データ提供者が、データの提供条件を定めることとしている。
	ルールや方式をサプライチェーン上の各社で合意検証する必要。	本ユースケースと同様。
既存PFや各社システムとの連携をどうすべきか	ガバナンス維持と参加容易性が不可欠。	ガバナンス維持と参加容易性をどのように担保するかについて、今後の課題として設定済み。
	システム連携に関する全般的なポリシーや検証可能範囲の検討が必要。	新法人で検討することとしている。
	各社システムとの物質リストの共有方法の検討が必要。	本ユースケースではアプリ等を活用し、連携。
利用者が加入しやすい機能、料金体系はどうあるべきか	利用者が加入する際の操作が容易であること、かつ、確実な本人確認ができることの検討が必要	事業者のPF参加容易性(基盤使用料等)について議論済み。
	企業間取引におけるルールとともに認証の方法の検討が必要。	基盤に提供されるデータの認証をどのように行うかについて議論済み。
	途切れたサプライチェーンをシステム外で繋ぐルールや補完的な情報伝達方法の検討が必要。	サプライチェーン中に基盤に参加しない事業者がいない場合や離脱者が要する場合のユースケースについて議論済み。なお、本ユースケースでは基盤外取引を前提としている。

4.2 国外調査結果概要

本データ連携基盤及びモデル規約に関連する国外事例として、International Material Data System(IMDS)について調査した。

4.2.1 IMDSの背景と目的

International Material Data System(IMDS)は、自動車の製造に使用された全材料をデータとして管理している自動車業界で使用する国際的なマテリアルデータシステムであ

る。自動車メーカーやそのサプライヤーは、自動車部品や材料の環境情報や健康に関連する情報を管理・報告し、製品が環境や健康に関する法規制や規格を満たしていることを、IMDSを通して確認することができる。

(1) 背景

IMDS は、欧州 ELV 指令に対応するために 1999 年に開発された。Audi, BMW, Daimler, DXC, Ford, Opel, Porsche, VW, Volvo などの自動車メーカーが共同で開発したシステムで、現在ほぼ全てのグローバル自動車メーカー (OEM) によって使用されており、グローバル標準となっている³。

(3) 目的

本システムは、自動車製造に使われる全ての材料を収集、維持、分析、保存するためのもの。IMDS を利用することで、自動車メーカー及びそのサプライヤーは、国内外の標準、法律、規制に対する遵守義務を満たすことが可能となる。特に、危険物質や制御物質をハイライトし、規制に基づく禁止物質リストと比較して、OEM が個々の部品に含まれる危険物質を追跡し、それを減少、制御、または排除することを目的としている。

(4) 参加状況

2022 年 4 月現在における、IMDS への参加状況は以下のとおりである⁴。

- 参加 OEM 30 社以上
- 参加サプライヤー 215,390 社
- 登録ユーザー 630,222 人

4.2.2 MDS の詳細

IMDS に共有される MDS (Material Data Sheet) を表 16 に示す。MDS はコンポーネント、セミコンポーネント、材料、化学物質が親子の関係で結びついた構成になっている⁵。

(図 5)

³ DXC TECHNOLOGY, <https://www.mdssystem.com/imsnt/startpage/index.jsp>

⁴ IMDS トレーニングガイド(日本語版), P16,
https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/NewIMDSTrainingGuide_V12.0_20220628_rev1.00.pdf/6d3ff2fb-fb79-ce96-8d96-36b1c4dacab9?t=1656408506375

⁵ IMDS トレーニングガイド(日本語版), P20
https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/NewIMDSTrainingGuide_V12.0_20220628_rev1.00.pdf/6d3ff2fb-fb79-ce96-8d96-36b1c4dacab9?t=1656408506375

表 16 MDS に登録されるデータ

名称	特徴	構成内容
コンポーネント	納入部品もしくは構成部品を表す。 個数で数えられるもの。	他のコンポーネント セミコンポーネント 材料
セミコンポーネント	構成部品とは違い、何か手を加えて初めて コンポーネントになるような半加工品のこと をいう。	他のセミコンポーネント 材料
材料	構成材料を示す。 質量表示できるもの。	他の材料 化学物質
化学物質	データシートを構成する最小単位であり、材 料を構成するもの。 あらかじめ IMDS に登録されているものを選 択して使用する。	—

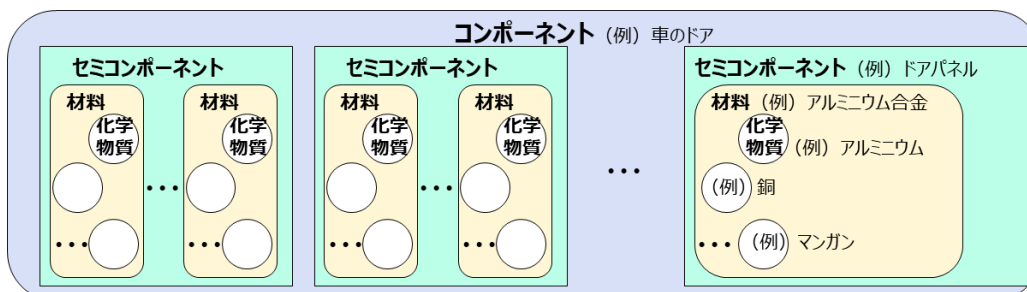


図 5 MDS に係るデータの親子関係のイメージ

4.2.3 IMDS プロセス

他社に MDS の作成を依頼することを入力依頼といい、IMDS アプリケーション上での MDS の入力・送信・承認を行う⁶。OEM からサプライヤーに対する IMDS の入力依頼を受け、IMDS 上の作業が始まるまでの流れを図 6 に示す。Tier2 サプライヤー及び材料メーカ

⁶ IMDS トレーニングガイド(日本語版), P13-14,
https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/NewIMDSTrainingGuide_V12.0_20220628_rev1.00.pdf/6d3ff2fb-fb79-ce96-8d96-36b1c4dacab9?t=1656408506375

ーは納入している部品や材料の MDS を Tier1 サプライヤーに送信する。Tier1 サプライヤーは Tier2 サプライヤー及び材料メーカーの部品や材料で組み立て、各 MDS を統合し、組立後の部品の MDS を作成し、OEM に送信する。(図 7)

IMDS システムを利用することで受領したデータシートの内容を再入力する手間が省け、データを送信する際には、送信先に応じてラベル部分のみの変更で済み、構成情報については変更なくそのまま送信が可能となる。これにより、効率的なデータ管理と共有が実現される。

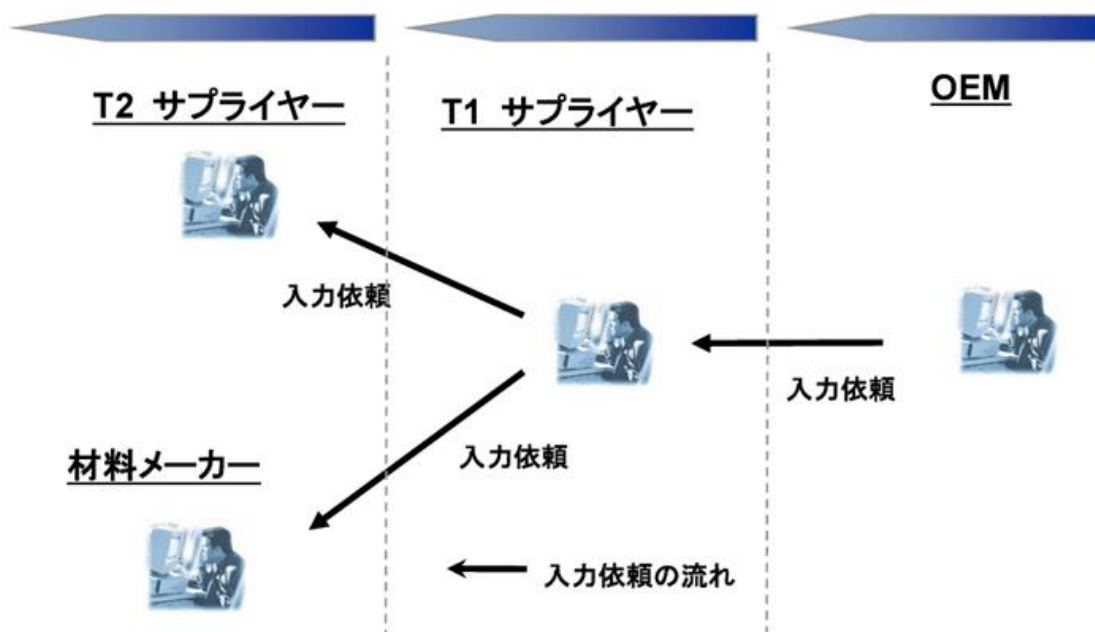


図 6 入力依頼のフロー

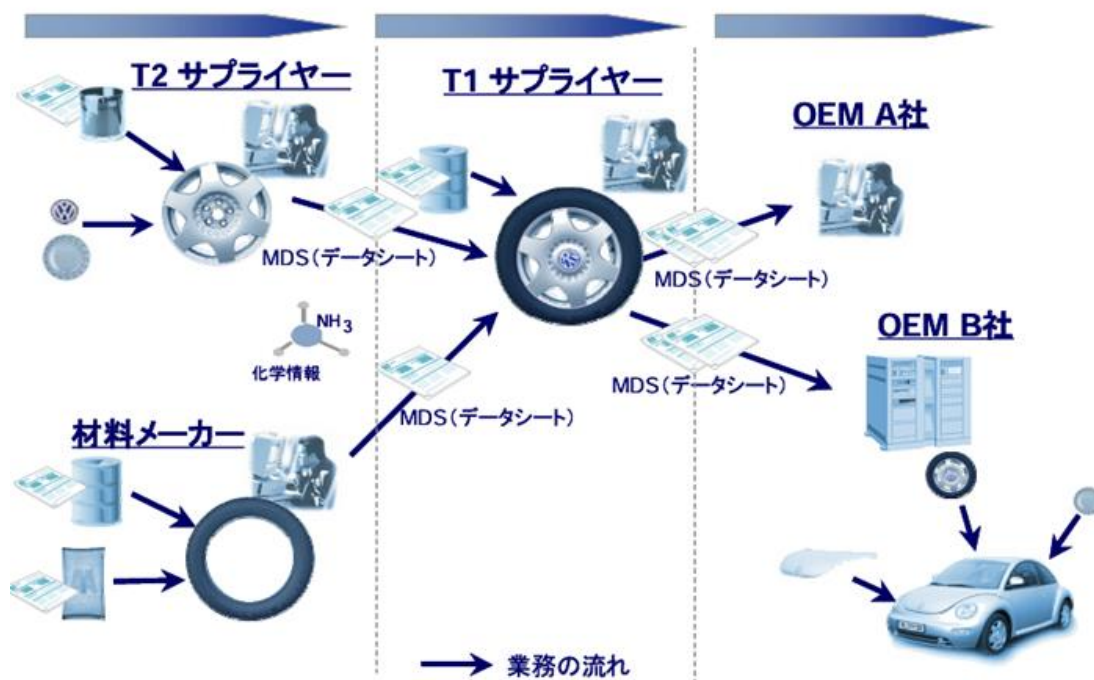


図 7 部品と MDS のフロー

4.2.4 IMDS 使用条件確認書の構成と概要

IMDS における使用条件確認書 V6.0 の構成と概要を、表 17 に示す⁷。また、モデル規約の策定にあたり、専門家会合や各種打合せで議論になったポイントの関連条項について、表 18 に抜粋して記載した。さらに、IMDS データフロープロセスと使用条件及び欧州 ELV 指令をマッピングして図 8 に整理した⁸。

表 17 IMDS 使用条件確認書 V6.0 の構成と概要

条項	各条項の概要
(0)IMDS の目的	IMDS の目的を規定。
(1)IMDS 使用条件確認書の目的	IMDS 使用条件確認書の目的、「データ提供ユーザ」「データ受領ユーザ」の定義を規定。

⁷ https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/IMDS_ToU_6.0_ja.pdf/5326e2ae-2695-bdb8-5c27-012b0f86bca0?t=1663314147023

⁸ IMDS トレーニングガイド(日本語版),
https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/NewIMDSTrainingGuide_V12.0_20220628_rev1.00.pdf/6d3ff2fb-fb79-ce96-8d96-36b1c4dacab9?t=1656408506375

(2)IMDS の使用の範囲		IMDS の使用におけるユーザの権利義務を規定。 (HP から許諾された権利義務の第三者への譲渡、 使用権の付与、再許諾の禁止等)
(3)ユーザ・アカウント		ユーザの ID および PW のセキュリティ上の保護義務、 アカウントの不正使用時の責任等を規定。
(4)カンパニアドミニストレータ/IMDS のエンドユーザ		「カンパニアドミニストレータ」および「エンドユーザ」 の定義、カンパニアドミニストレータの選任義務等を規定。
(5)データ入力とデータのメンテナンス		入力データについて、DXC の責任範囲を規定。
(6)データ使用 の範囲		データへのアクセスは、使用条件確認書に同意した 登録ユーザに限ることを規定。
	(a)ユーザ関連のデータ	「ユーザ関連データ(登録プロセスで提供された会社名、 住所等)」は、データ送信その他の必要な管理目的のため であれば、全てのユーザが使用可能であることを規定。
	(b)ユーザが供給したデータ	入力されたデータの利用範囲、利用目的、目的外利用の 禁止、「機密」あるいは「社内使用データ」等を規定。
	(c)DXC のアカウントへの アクセスとデータの 使用	DXC による、ユーザ・アカウントへのアクセスおよび データの使用を規定。
(7)非合法的または禁止され た使用の禁止		IMDS への損害、他ユーザの使用妨害等の禁止を規定。
	(a)アクセスの取得	不正アクセスの禁止を規定。
	(b)データの収集	IMDS およびその他関連機能を用いたデータ収集を 規定。

	(c) データの公開/転送	データの一般公開、第三者への転送の禁止等を規定。
	(d) トレーニング/ワークショップ	IMDS の商業的なトレーニング、ワークショップでの使用の禁止を規定。
(8)IMDS 使用のコスト		IMDS を使用する際の料金等を規定。
(9)システムやサービスの可用性		IMDS システムやサービスについて、DXC の責任範囲を規定。
(10)運用時間		IMDC の運用時間を規定。
(11)システム・セキュリティ		IMDC のシステム・セキュリティを規定
(12)IMDS 使用条件確認書の修正		使用条件確認書を修正した場合のユーザへの通知等を規定。
(13)終了/アクセスの制限		ユーザが使用条件に違反した場合のアカウント停止、アクセス制限を規定。
(14) 著作権		IMDS ソフトウェアの著作権(複製禁止等)を規定。
(15)不可抗力		自然災害等不可抗力な事象により、各当事者の義務履行がなされない場合の責任免除等を規定。
(16)責任の制限		故意または重過失等を除く、IMDS サービスおよびそのデータ上の損害は、いずれの当事者も責任を負わないこと等を規定。
(17)補償		使用条件確認書の不備等による第三者からの請求について、DXC はデータ供給ユーザを保証することを規定。
(18)電子的なデータの転送について		データ受領ユーザが受領したデータについて、ウィルスがないこと等を DXC およびデータ供給ユーザが保証しないことを規定。

(19)第三者のウェブサイトへのリンク	IMSC 上のリンク先サイトについて、DXC の責任範囲を規定。
(20)準拠法および管轄裁判所	準拠法および管轄裁判所を規定。
(21)輸出入規制	米国が制裁を課している国等への輸出入規制を規定。
(22)最終条項	使用条件確認書の一部条項が無効あるいは実行不可能である場合でも、その他の規定は有効であることを規定。

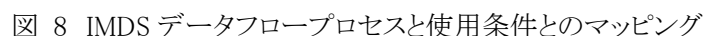
表 18 モデル規約策定に関連する条項

条項	内容
(0)IMDS の目的	インターネットを使用した最もコスト効率の高い方法で、(6)(b)でさらに詳しく説明するようなサプライチェーンの部品や材料に関する環境関連情報、また企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を収集できるようにするため、多くの国際的オンロードビークルメーカー(自動車、トラック、バス、バイクメーカーを含む)のために DXC テクノロジー (EDSDeutschland GmbH の法的後継者)-以下「DXC」-によって開発され、運用されている。
(1)IMDS 使用条件確認書の目的	本書は、ユーザと DXC の間で、①IDMS の使用、②ユーザ間の相互作用に関する条件を規定 ユーザは以下2種類あり、本書は両方のユーザに適用される。 ・データ提供ユーザ:IMDS にデータを転送したり、受診したデータを IMDS 内に転送したりするユーザ ・データ受領ユーザ:IMDS からデータを受信するユーザ

データ供給ユーザは、データ受領ユーザが MDS を作成するために使用される可能性のあるデータを 入力する。

DXC はシステムの機能性に責任を負うが、ユーザ が入力したデータの正確性または網羅性には責任 を負いません。DXC が第三者(例:データ・リサーチ 会社や IMDS マテリアル・カウンシル)に代わって IMDS にアップロードし、ユーザに利用可能にしたデ ータについての DXC の責任は、技術上のデータ の正確性に限られるものとする。いかなる場合でも、 DXC はデータ供給ユーザおよびデータの入力/変 更日付を識別表示することによってデータ及びデー タ供給ユーザの出所を追跡できるようにする。

DXC は、IMDS に提供されたデータが、当該デー タ供給ユーザによってのみ完成、変更、削除あるい はその他の方法により修正され得るものであることを 保証するために商業的に妥当かつ適切な手段を講 じるものとする。



4.2.5 欧州 ELV 指令

ELV(End-of-Life Vehicles)指令は、使用済み自動車からの廃棄物の低減や適正処理を目的として 2000 年に施行された。ELV 指令では、OEM 及びその他の関係者に対し、指令に記載された基準/目標に従って古い車を回収し、解体/リサイクルするための複数の回収センターを設立することが求められている。また、自動車メーカーに対し、自動車がリサイクル可能性の目標を満たしていることを証明し、有害化学物質の使用を制限することを義務付けている^{9,10}。欧州 ELV 指令の概要を表 19 に示す¹¹。

(1) 環境負荷物質規制

環境負荷物質規制は、自然環境や人の健康に害を及ぼす可能性のある物質の使用や排出を制限しており、特定の化学物質の使用禁止、有害物質の排出量の制限、製品中の特定物質の含有量の上限設定などが含まれる。

2003 年7月以降の販売車について、鉛、水銀、カドニウム、及び六価クロムの使用を原則禁止としている。

(2) リサイクル規制

リサイクル促進のための取り外し部品の指定や、リサイクル可能率、リサイクル実行率を明示している。

表 19 欧州 ELV 指令の概要(抜粋)

条項	概要
目的(1条)	目的として、①ELV の処理に関わる事業者の環境パフォーマンスの改善、②処分廃棄物の削減、③再使用・リサイクルの促進を掲げる。
範囲(3条)	- ELV 指令の適用範囲は、ELV(廃車)のみならず、メンテナンスおよび修理によって回収された部品にも及ぶことが明記。欧州では、メンテナンス・修理の為に回収された使用済み部品の回収・リサイクルが生産者に義務づけ。 - ELV に関しては、適用対象者が 500 台未満/年の製造または輸入している事業者には引取保証義務の免除。

⁹ <https://apaengineering.com/compliance-blog/international-material-data-system/>

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/jidosha_wg/pdf/g90219b08j.pdf

¹¹ <https://www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y035-19/mat07.pdf>

予防(4条)	▪ 有害物質の環境への放出を未然に防止し、リサイクルを容易にするために、自動車製造業者は 設計段階から有害物質の使用を抑制しなければならない。 ▪ 自動車製造業者は、リサイクルをしやすいように配慮して自動車の設計と生産をするように義務づけ。
収集(5条)	▪ 生産者は、自動車が修理された際、取り外された使用済部品の収集システムの構築を義務づけ。 ▪ 加盟国は、ELV 証明書の提示が ELV の登録抹消の条件となる制度を創設するものとする。 ▪ 生産者は、ELV がゼロまたはマイナスの市場価値を有する場合、これに伴う費用の全てまたはそのかなりの部分を負担しなければならない。 ▪ 欧州委員会は、生産者が負担する費用が市場のゆがみにつながらないように監視し、必要であれば、欧州議会及び理事会に対してその改正を勧告する。
再使用とリカバリー(7条)	▪ 加盟国は、経済的事業者によって以下の目標値が達成されることを確保するために、必要な措置を講じるものとする。 ▪ (a) 2006 年 1 月 1 日までに、再使用とリカバリーについては、85%以上とし、再使用とリサイクルについては、80%以上とする。 ▪ (b) 2015 年 1 月 1 日までに、再使用とリカバリーについては、95%以上とし、再使用とリサイクルについては 85%以上とする。
表示基準／解体情報(8条)	▪ 生産者は、再使用とリカバリーに適している部品と素材の区別を可能にするために、 ▪ 生産者は部品と素材の表示基準を採用し、それらを表示しなければならない。

4.2.6 他システムへのデータ交換

IMDS 使用条件 (ToU) にそれぞれ合意されているように、IMDS アドバンスインターフェイス (IMDS-AI) ライセンスでは、ユーザはいかなる場合でも IMDS からダウンロードした

データを第三者に譲渡することはできない。しかし、特別な要件を満たせば既存の IMDS データを外部システムに転送することが許可される¹²。

(1) 他のシステムへのデータ交換が許可される要件

以下の要件を満たしていれば、他システムへデータ交換が許可される¹³。

- IMDS ToU で定義されているデータ使用に関するすべての要件が守られていることを確認する必要がある。(例:「データ提供ユーザによって提供された材料データは、コストおよび市場調査の研究に使用してはいけない。特に、データは次のとおり」製品や材料の技術データシート、または物質や製剤の安全データシートを作成または提供するために使用され、対応する商品やサービスの品質を記述または評価するために使用されないものとする[IMDS ToU を参照]。さらなる使用および目的については、データ提供側およびデータ受信側のユーザの代表者による事前の承認が必要。))。
- IMDS ToU で定義されているように、第三者はデータにアクセスできない。つまり、「ユーザは、IMDS データを一般に公開したり、自動車業界以外の第三者の商業的利益のために IMDS データを転送したりする権利を有しないものとする」。
- 送信者によって定義された受信者のみがデータにアクセスでき、システム外 (B2B または当局) にデータを公開することはできない。
- 第三者による体系的なデータ分析は行われない。
- サプライチェーンについては開示しない。
- コンプライアンス問題のみに使用する (サプライヤーやコストに関係のない LCA のための物質/材料評価を含む)。
- サードパーティのシステムから他のシステムへのデータの不正な転送は禁止する (転送は禁止)。
- 逆に、ターゲットシステムでは IMDS へのデータ転送を許可する必要がある。

(2) データ使用を許可するためのセキュリティ要件/セキュリティ基準

以下のセキュリティ要件/セキュリティ基準を満たしていれば、データ使用を許可される。

¹² IMDS Advanced Solutions, <https://public.mdssystem.com/en/web/imds-public-pages/non-standard-data-use>

¹³ Data Exchange to other Systems Target System Requirements, https://public.mdssystem.com/documents/10906/20801/DataExchange_TargetSystemRequirements.pdf/07191292-6978-407f-a685-3edf81c5e55f

- 一般的な IT インフラストラクチャは、共通の IT セキュリティ標準を満たす必要がある。
- 対象システムは、国際規格 ISO/IEC 27001:2013 (情報技術-セキュリティ技術-情報セキュリティ管理システム-要件) に準拠するものとする。

5 連絡会議の実施

5.1 実施状況及び検討項目

本事業の進捗や実施方針、課題等を協議するため、経済産業省や独立行政法人情報処理推進機構(IPA) デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)と原則として毎週、連携会議を開催した(表 20)。連携会議では、専門家会合の準備状況やモデル規約の検討、ヒアリング等について協議を行った。

表 20 連携会議の開催実績

開催日時	概要
令和5年 10 月 5 日(木)13:00-14:00	・関係者との業務の進め方 ・第 1 回専門家会合の進め方
令和5年 10 月 17 日(火)16:00-17:00	・第 1 回専門家会合の準備状況 ・ヒアリングに関する準備状況 ・第 1 回専門家会合の資料確認
令和5年 10 月 24 日(火)16:30-17:30	・第 1 回専門家会合の準備状況 ・ヒアリングに関する準備状況 ・第 1 回専門家会合の資料確認
令和5年 11 月 6 日(月)16:00-17:00	・第 1 回専門家会合の準備状況 ・ヒアリングに関する準備状況 ・規約案等について
令和5年 11 月 14 日(火)17:00-18:00	・第2回専門家会合の議題案 ・第 1 回専門家会合の意見整理
令和5年 11 月 20 日(月)15:00-16:00	・第2回専門家会合の準備状況 ・規約に関する関係図について ・スケジュールについて ・ヒアリングについて
令和5年 11 月 27 日(月)15:30-16:30	・第2回専門家会合の準備状況

開催日時	概要
	・ヒアリングについて
令和5年 12 月 4 日 (月) 15:00-16:30	・第2回専門家会合の準備状況 ・ヒアリングについて ・モデル規約に関する検討の進め方
令和5年 12 月 18 日 (月) 15:00-16:00	・プラットフォームの目的等についての整理 ・ユースケースについて
令和5年 12 月 25 日 (月) 16:00-18:00	・プラットフォームの目的等についての整理 ・ユースケースについて
令和6年 1 月 15 日 (月) 15:00-16:00	・第3回専門家会合の準備状況
令和6年 1 月 22 日 (月) 15:00-16:00	・規約、解説等のスケジュール及び現状の確認
令和6年 1 月 29 日 (月) 15:00-16:00	・規約、解説等のスケジュール及び現状の確認
令和6年 2 月 6 日 (火) 15:30-16:30	・規約、解説等のスケジュール及び現状の確認
令和6年 2 月 19 日 (月) 15:00-16:00	・規約、解説等のスケジュール及び現状の確認 ・第 4 回専門家会合の準備確認
令和6年 2 月 27 日 (火) 16:00-17:00	・規約、解説等のスケジュール及び現状の確認 ・解説の第7について
令和6年 3 月 4 日 (月) 15:00-16:00	・第 4 回専門家会合の準備確認
令和6年 3 月 11 日 (月) 15:00-16:00	・第 4 回専門家会合の準備確認
令和6年 3 月 18 日 (月) 15:00-16:00	・解説の第7について

6 今後の課題

これまでプライチェーンデータ連携基盤について、基盤への参加に関する取決めや、基盤において流通するデータの提供・利用において求められる取決めについて、CFP のトレーサビリティが必要となる企業間でのデータ連携をユースケースとして、モデル規約として整理し、その解説を行った。

本ユースケースでの特徴としては、以下の点が挙げられる。

- EU 電池規則への対応という、海外において定められるルールであるが、一定の強制力を有するルールに参加者が対応することを目的とするデータ連携基盤として位置づけた。
- 参加者は蓄電池の製造におけるサプライチェーンにおいて流通する CFP のトレーサビリティについて利害関係を有する製造事業者を想定した。
- データ連携基盤外での契約が存在することを前提とし、その実現に必要なデータ流通をデータ連携基盤で行い、基盤外での契約とは別に基盤の利用規約として整理した
- データの提供・利用の法律上の関係は間接契約を採用し、データ連携基盤がデータ提供者とデータ利用者の間に法的に介在する形を採用した
- 提供されるデータについては、提供されたデータに対して利用者がさらに加工して基盤上に提供する連鎖型でのデータの流通を想定した
- データ連携基盤上で流通するデータの信頼性を担保するため、データの提供者は外部の認証機関からの認証を得たデータに限ってデータ連携基盤に提供することとした。

このような特徴を有するユースケースを想定しつつ、他のユースケースにおいても活用可能な汎用なものとして整理したのが本モデル規約である。

今後、モデル規約をより活用するために求められる検討のための論点を抽出するにあたり、本モデル規約策定の際の視点から整理することが望ましいと考えられる。具体的には、

- データ連携基盤の運営等に関する論点
- サプライチェーンで流通するデータの特性から生じる論点
- 提供データ保護に関する論点
- データの利用の保護に関する論点

等が想定される。これらの検討が、今後の課題として挙げられる。

それぞれの具体的な内容について、表 21 に示す。

表 21 今後検討すべき論点

	項目	概要
<u>連携基盤の運営等に関する論点</u>	<u>基盤の公益性と公平性(4条,第6・4)</u>	■ 参加者との契約不成立事由について
	<u>データ連携基盤のガバナンス</u>	■ モデル規約の外側で規律する枠組みとして、データ提供者・データ利用者・運営事業者の1対1対1の関係性において、各社のインセンティブの整合性を管理・調整し、アンバランスな部分があれば適切に是正していく枠組みについて議論しておく必要がある。
	モデル規約の外延	■ 本モデル規約については、特定型連携基盤を想定したものであるが、今後モデル規約を整理する際に、特定型連携基盤と非特定型基盤の特徴をより精緻に整理することがとめられる。 ■ 本モデル規約では間接契約型で、モノにデータが付随するとケースを前提としたが、直接契約が妥当しやすいケースや、データの流通それ自体を目的とする基盤など、多様なケースを想定した議論が求められる。
<u>サプライチェーンでのデータ連携の特性</u>	<u>サプライチェーンにおけるデータ提供・利用条件等の連鎖性・重層性について(第6・5・(1)・イ, 30条)</u>	■ 派生データの(各種権利や)利用条件にかかる権限等に関する議論が必要(サプライチェーンのような連鎖的なデータ構造においては、利害関係者も連鎖的であることから、利用条件等の権限を当事者合意に依拠する運用は困難であるとの課題設定)
	<u>データの更新(第6・5・(2)・イ・(イ), 24条・33条)</u>	■ サプライチェーン、バリューチェーンのような連鎖的かつ流通時差の著しいケースにおける更新の頻度および伝達性に関する議論。 ■ サプライチェーンであっても本ユースケースのように相対の範囲でしか契約が及ばないケースにおいて、より上流への更新の督促、あるいは上流における更新不備によって生じうる、より下流への経済インパクトなど。
	<u>データの管理(第6・5・(3)・エ, 20条・29条)</u>	■ 本項に限った話ではないが、サプライチェーン・バリューチェーンのような連鎖性を持つデータ構造において、限定提供データ・営業秘密、あるいは提供条件・利用条件について、上流から下流まで一貫性を備えた形で適切に実現が可能かは難しい問題。例えば GPL のコピーレフト問題がその典型。
<u>提供データ保護に関する論点</u>	<u>サプライチェーンにおける派生データの復元性(第6・2)</u>	■ 今回 CFP 値については、下流事業者の合算値から、上流事業者の CFP 値は再現困難と仮置きしたが(仮置きした合理性について一定の説明が必要)、復元性は、扱うデータの属性や、関係者が持ちうる情報によっても変わりうる。 ■ CFP 値における仮置きの妥当性だけでなく、今後サプライチェーンにおいて連鎖的重層的なデータを扱うにあたり、上流データの機微性が問われる場合には、扱うデータの属性や、関係者が持ちうる情報をもとに、(特にデータの機微性が求められる場合には慎重な)検討が求められる。

項目	概要
データの 利用の保 護に關す る論点	■ CFP のような連鎖的なデータ構造において、結合値単体では困難であっても、周辺情報との連結によって上流の CFP 値が再識別(復元)され得るリスクに関する議論が必要
基盤外提供について (第 6・2)	■ 連携データを基盤外提供する際の、各種権利義務関係 ■ 運営事業者が提供する場合 ■ 提唱者自身あるいは利用者が提供する場合 ■ 提供したデータのコントローラビリティに関する議論
第三者認証機関の扱 いについて(第 6・2)	■ 認証機関が何を保証するものか ■ 認証機関と被認証事業者における補償範囲について ■ 認証取得を必須とはできないケースにおけるデータの保証について
データ提供者の離脱 (第 6・5・(3)・イ・(イ)、 25 条・34 条)	■ 前段保証条項でも触れた、サプライチェーン、バリューチェーンのような連鎖的かつ流通時差の著しいケースにおいて、離脱後の利用期間はケース毎に議論が必要。 ■ 利用者によるダウンロードを容認する場合、コントローラビリティについても議論が必要。

- データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理
- データ連携基盤規約 Ver1.0

データ連携のためのモデル規約 解説と論点整理

経済産業省

第1版（令和6年3月）

目 次

第1 本解説について.....	1
1 モデル規約策定の背景と目的.....	1
2 本解説の位置づけ.....	2
第2 「データ連携基盤」の必要性.....	3
1 データ連携基盤を通じて目指すビジョン.....	3
2 全体最適化の必要性.....	5
3 国際戦略としてのデータ連携基盤の意義.....	7
第3 企業間連携に関するデータ連携基盤.....	8
1 データ連携基盤の構成要素.....	8
2 データ連携基盤の組成目的.....	9
3 特定型データ連携基盤の重要な検討事項.....	10
(1) インセンティブの重要性.....	10
(2) データ提供者の視点.....	10
(3) 運営事業者の視点.....	14
(4) 特定型データ連携基盤の特殊性.....	15
4 連携基盤に関する議論の進め方.....	17
第4 データ連携基盤の法的枠組み.....	18
1 議論の枠組み.....	18
2 データ関連概念の整理.....	18
(1) データの「帰属」.....	18
(2) データの「利用」.....	19
(3) データの「提供」「開示」.....	20
(4) データの「返還」.....	21
(5) データの「共有」.....	21
(6) データ「ライセンス」.....	22
(7) 「派生データ」.....	22
(8) 「データ主権」「トレードシークレット」.....	24
3 契約形式.....	25
(1) 考え得る契約形式.....	25
(2) 間接契約型の選択.....	26
(3) 基盤外契約との関係.....	27
4 基盤契約に関して想定される主な論点.....	28
(1) 連携基盤へのデータ提供（データの信頼性）.....	29
(2) 基盤内のデータ取り扱い.....	34

(3) 基盤外の第三者へのデータ提供	39
第5 本ユースケースの解説	42
1 想定するユースケース	42
2 EU 電池規則	42
(1) 概要	42
(2) 適合性評価	45
(3) 違反の際の罰則	45
3 本ユースケースにおいて想定される連携基盤	45
第6 本モデル規約の解説	51
1 本モデル規約の位置づけ	51
2 本モデル規約の前提	51
3 本モデル規約の概要	53
(1) 本モデル規約の全体像	53
(2) 本基盤におけるデータ取扱いの概要	53
(3) 契約の建て付け	56
4 本基盤契約の締結・変更	57
(1) 本基盤契約の締結	57
(2) 本基盤契約の変更	58
5 本基盤の運営	59
6 データ提供関連及び利用関連条項	62
(1) 「本データ」の定義	62
(2) 本基盤へのデータ提供	65
(3) 本基盤内のデータ取り扱い	71
(4) 基盤外の第三者への本データ提供	86
第7 課題の整理	90
1 本ユースケースにおける今後の取組み	90
2 他のユースケースへ展開するにあたっての今後の取組み	96

第1 本解説について

1 モデル規約策定の背景と目的

情報通信技術やデータを活用して第三者に「場」を提供するいわゆる「デジタルプラットフォーム」は、経済社会にとって不可欠な存在となりつつある。デジタルプラットフォーム事業者は、データを活用した革新的なビジネスを生み出すイノベーションの担い手であり、その事業者を中心として展開されるデータ活用・流通における政策的課題を整理することは、デジタル取引の環境整備を行うにあたって重要である。

データ活用・流通に関する課題の整理に向けて、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、「サプライチェーン上のデータ連携」の領域が存在し、近年では、経済産業省及びIPA DADC（独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター）が示す「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン α 版」¹（以下「**データ連携ガイドライン**」といい、これに付属する用語集²を「**用語集**」という。）に基づき、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）等においてサプライチェーンデータ連携基盤の構築が進められてきた。サプライチェーン上のデータの共同利用・利活用を、安全で信頼できる形で実現するには、システムによる信頼性確保に加えて、同基盤に各社が提供あるいは参照するデータの利用や権利に関して、契約により一定の規律を定める必要がある。

また、経済産業省は、従来、データの利用等に関する契約の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理して「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」³（以下「**契約ガイドライン**」という。）として公表すると共に「データ共用型（プラットフォーム型）契約の利用規約に関する作業部会有志による報告書」⁴（以下「**有志報告書**」という。）をとりまとめる等、事業者のデータガバナンスに関する種々の取組を進めてきた。

今般、経済産業省及びIPA DADC は「データ連携のためのモデル規約のための専門家会合」を設置し、前掲の契約ガイドラインや有志報告書等も活用しつつ、データ連携ガイドラインに基づき「データ連携のためのモデル規約」（以下「**本モデル規約**」という。）を策定した。

¹ 経済産業省・DADC「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン α 版」（2023 年 5 月）（**データ連携ガイドライン**）

² 経済産業省・DADC「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン α 版用語集」（2023 年 5 月）（**用語集**）

³ 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（2018 年 6 月策定、2019 年 12 月 1.1 版公表）（**契約ガイドライン**）

⁴ 経済産業省「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する作業部会有志報告書」（2020 年 3 月）（**有志報告書**）

2 本解説の位置づけ

本モデル規約におけるデータ連携基盤（以下「**データ連携基盤**」又は「**連携基盤**」という。）は、企業間で「**データ連携**⁵」をするための、複数のシステムや各種アプリケーション、運用ルール、認証等を含めたプラットフォームとして定義される。このため、本モデル規約の関係者は、各種システム・アプリケーションに関わる設計・開発部門、また運用ルール、認証等に関わる事業部門、そして本モデル規約等に基づく事業者間の契約に関わる法務部門、更には各部門の受託者等と多岐に渡る。これらの関係者がデータ連携基盤に対する正しい共通理解を持つことは、データ連携基盤を適切に利用していく上で極めて重要である。

そこで本解説では、まず、データ連携基盤の意義を国内外の状況を踏まえて説明する（第2）。その後、企業間連携に関するデータ連携基盤が備えるべき汎用的な構成要素や種別を整理し、その組成における各ステークホルダーへの適切なインセンティブ付与の重要性等を説明する（第3）。また、データ連携基盤組成を法的に検討するための前提として、データ関連の基礎的な概念を整理し議論の共通の土台を形成した上で、連携基盤に関する契約として選択し得る契約形式や想定される法的論点を整理している（第4）。

その上で、先行ユースケース（本ユースケース）である自動車の蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤を想定し（第5）、本モデル規約の解説を示す（第6）。

最後に、本モデル規約をより洗練・昇華させていくにあたって取り組んでいくべき法制度上の課題、あるいは参加者間で（現状では価値観・文化の違い等から容易ではないものの）合意されるべき事項等、課題を整理している（第7）。

⁵ 本解説で「データ連携」とは、複数の組織がそれぞれの持つデータを持ち寄り協力することで、利便性を高め、付加価値を得る取組み/仕組みを指す。

第2 「データ連携基盤」の必要性

1 データ連携基盤を通じて目指すビジョン

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（物理空間）を高度に融合することで社会的課題の解決と産業発展を両立する人間中心の社会、いわゆる Society5.0 の実現に向けて、実空間におけるヒトやモノの流れのデジタル化（人流・物流の DX）、契約から決済に渡る取引全体のデジタル化（商流・金流の DX）等の産業 DX が必要になる。これら産業 DX が進めば、例えば需要者側の要求をもとに、最適な生産量・流通量が算出され、人の判断を待たずにデータをもとにモノが動く、といったデータ駆動型社会が実現されることになる。各企業が、社会・顧客のニーズや環境変化を捉えて自らのビジネスを俊敏に変革し、新たな価値創造と競争力の源泉としていくには、従前の長期安定的な系列取引に最適化されたタテ型産業構造から、多種多様な企業の取引を柔軟に実現可能なメッシュ型産業構造への転換⁶が求められる（図 1）。

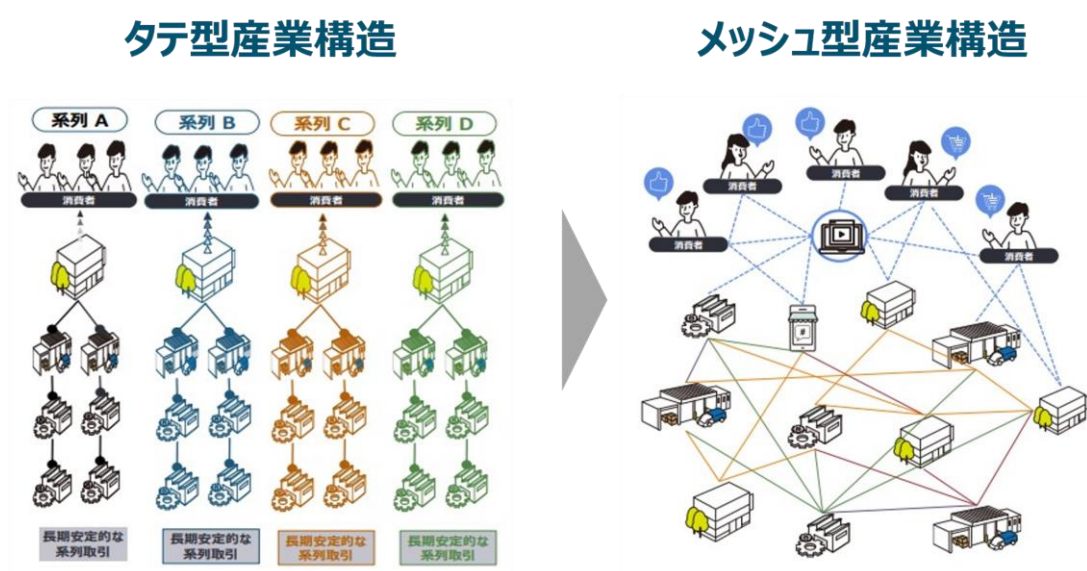


図 1 タテ型からメッシュ型へ産業構造の変化

経済産業省及び IPA DADC では、こうした実現したいビジョンの具体化や社会システムのアーキテクチャ設計・実証事業を行っている。両者が目指すビジョンは、様々な企業や団体が既存の取引の枠組みを超えてデータ連携・システム連携しつつ、プロセスをデジタル完結し、フィジカル空間での現場情報を見える化し、AI を活用しながら人間の創意工夫力でデータを分析・知識化しサイバー空間で全体最適なソリューションを創出し、フィジカル空間へ反映（自動制御）し、オープンイノベーションに

⁶ 従来型のサプライチェーンは、一般的には長期安定的な系列取引に最適化された静的なものと捉えることができるが、今後のサプライチェーンは、メッシュ型で動的な構造に転換していき、例えばそのトレーサビリティ管理等も含めて静的構造に依存しない形で考える必要がある。

よる価値共創が実現されるエコシステムが機能する世界である（図 2）。

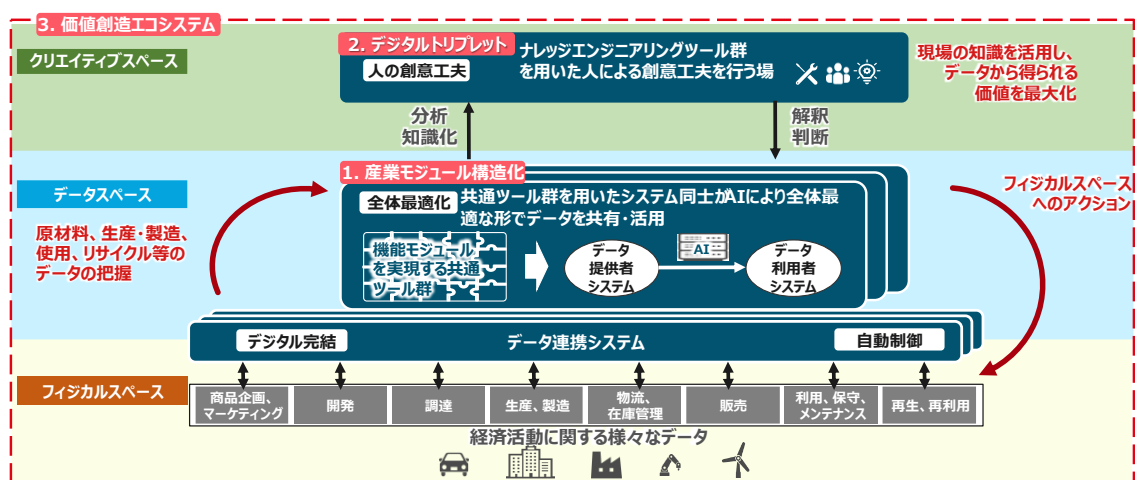


図 2 価値創造エコシステム⁷

人流・物流の DX では、人手不足に伴う物流クライシス・人流クライシスや災害激甚化等の社会課題の解決や新産業の発展を実現するため、人や物の移動に関するニーズに応じて、自動運転車やドローン、サービスロボット等の自律移動ロボットが行き交うことによって、人や物の流れを最適化する仕組みの構築や、こうしたモビリティが安全かつ経済的に運行できる仕組みの構築が行われている。具体的な取組として、運行環境を仮想空間に再現するデジタルツインとして「4次元時空間情報基盤」の構築に関する取組が進んでいる。

商流・金流の DX では、グローバルにサプライチェーン全体を強靱化・最適化してカーボンニュートラルや経済安全保障、廃棄ロス削減、トレーサビリティ確保等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業を含めた様々なステークホルダーが活躍して産業が発展する社会の実現に向けて、業界横断のデータ連携を可能とするアーキテクチャの設計が行われている。具体的な取組として、自動車の蓄電池トレーサビリティ管理を先行事例に「サプライチェーンデータ連携基盤」の設計・構築が進んでいる（図 3）。

⁷ データ連携ガイドライン・前掲注 1) ●頁

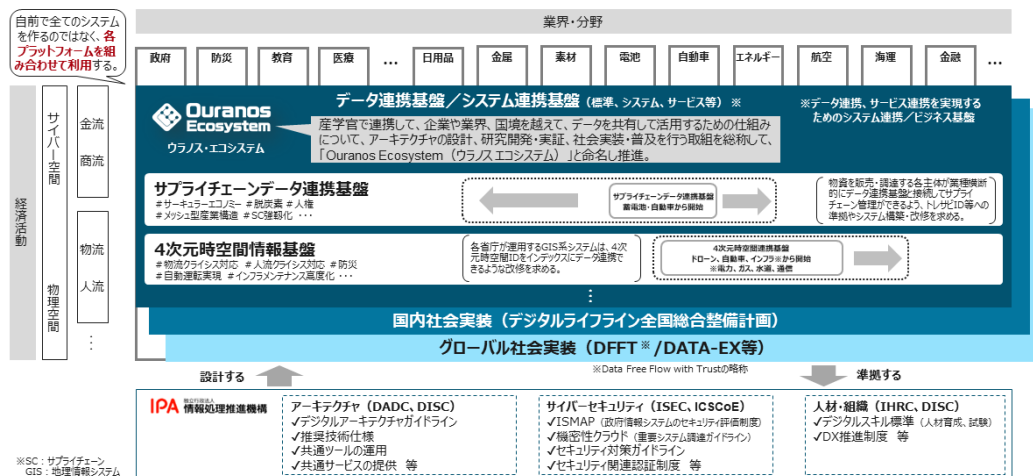


図 3 人流・物流 DX 及び商流・金流 DX の取組⁸

2 全体最適化の必要性

いずれのデータ連携基盤も業界横断的なプラットフォームとして利用されることに意義がある一方、立ち向かうべき社会課題や経済課題自体が複雑化すると共に、課題に関係する業種が多岐に渡る。業界ごとの協議・部分最適化では競争領域と協調領域の峻別に時間を要してしまい、急峻な社会変化や各社規制への迅速な対応、ひいては国際競争力強化が十分に達成できないおそれがある。このため、競争領域と協調領域の峻別も含め業界横断で広く全体最適化したアーキテクチャ設計を行う産官学一体となった取組みが重要となる（図 4）。

⁸ 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html>

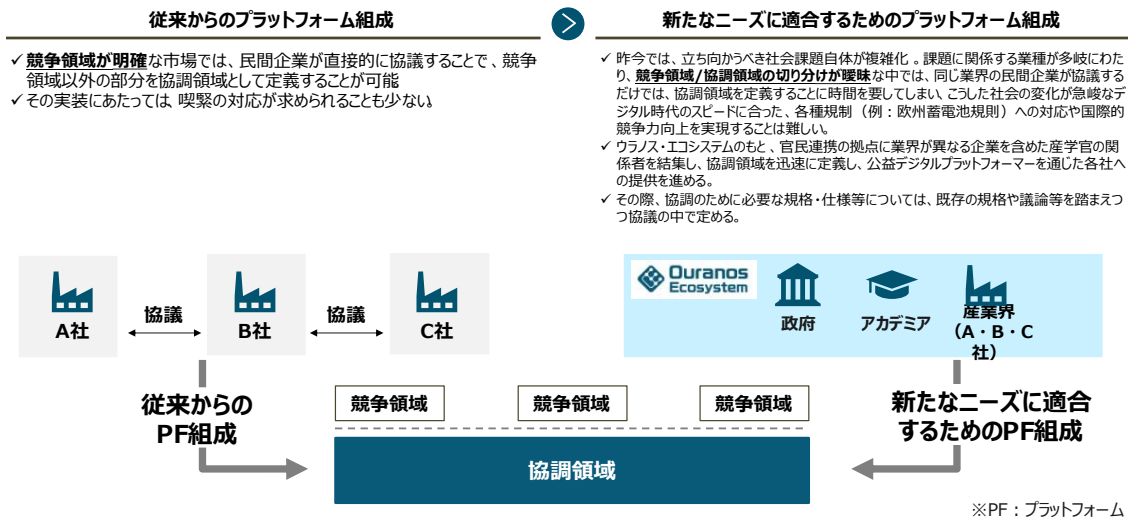


図 4 競争領域と協調領域の峻別⁹

具体的に言えば、人流・物流、あるいは商流・金流といった様々な文脈で業界横断的なデータ連携（データの把握、判断、利活用）が重要となってくるが、各社バラバラのいわゆるボトムアップな取組みでは、ルールやシステムが複雑に絡み合い、重複コストの発生、連携先の限定等が生じかねない。社会全体でのデータ連携を低コストかつ柔軟性を確保する形で実現するには、共通機能等を括り出してコスト低減を図るデータ連携システムの適切な設計が重要となる（図 5）。

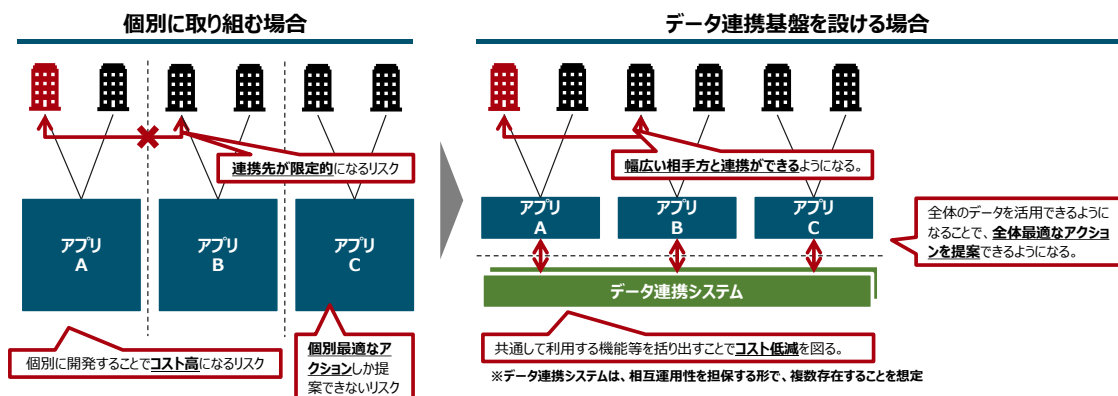


図 5 全体最適としてのデータ連携基盤の役割¹⁰

⁹ 「【資料 2】 デジタルライフライン全国総合整備実現会議 アーキテクチャワーキンググループ 第 2 回事務局資料」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline_kaigi/archiwg/dai2_1128/siryou_2.pdf>P7

¹⁰ 経済産業省・DADC「企業間取引将来ビジョン検討会 中間報告書」（2023 年 3 月）19 頁

3 国際戦略としてのデータ連携基盤の意義

グローバルでは自動車分野を中心にサプライチェーン・バリューチェーンのデータの共同利活用の取組が進展しつつある。サプライチェーン・バリューチェーンは国内に留まらないため、海外の取組とも相互運用性を確保できるよう我が国の仕組みを構築する必要がある。特に欧州においては ERP を中心した業務システムの標準化が浸透し、自動車分野の CATENA-X のように、標準化されたデータ連携基盤を介した企業間取引へと転換が進みつつある。こうしたグローバルな競争においても、国内事業者が各社バラバラに取り組むのではなく、一定の単位でデータ連携基盤を整備し、異分野や海外のデータスペースと連携していく必要がある（図 6）。

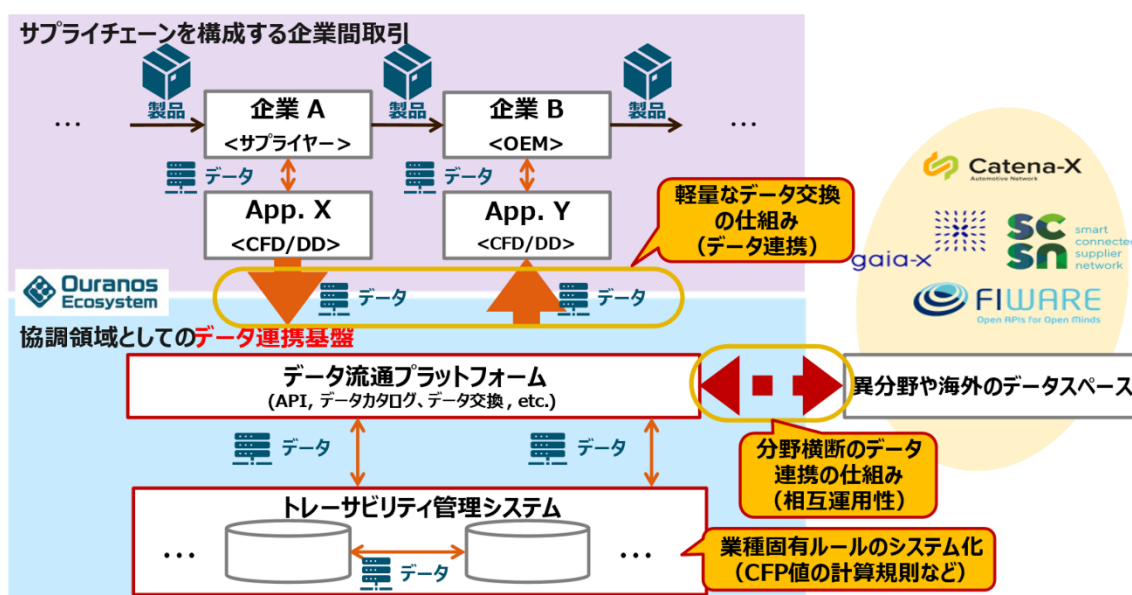


図 6 データ連携基盤を介した海外との連携

第3 企業間連携に関するデータ連携基盤

1 データ連携基盤の構成要素

データ連携基盤に必要とされる最低限の要請は、基盤を介して連携されるデータ（以下「**連携データ**¹¹」という。）を提供する者である「**データ提供者**」と、データを利用する者である「**データ利用者**」との間のデータ連携を、連携基盤の管理者である「**運営事業者**」が提供するデータ連携のための各種機能を有するシステム・アプリケーション（以下「**データ連携システム**」又は「**連携システム**」という。）を介して実現することである（図7）。

そのため、連携基盤は、データ提供者、データ利用者及び運営事業者の3者と、連携データ並びにデータ連携システムを最小の構成要素とする。

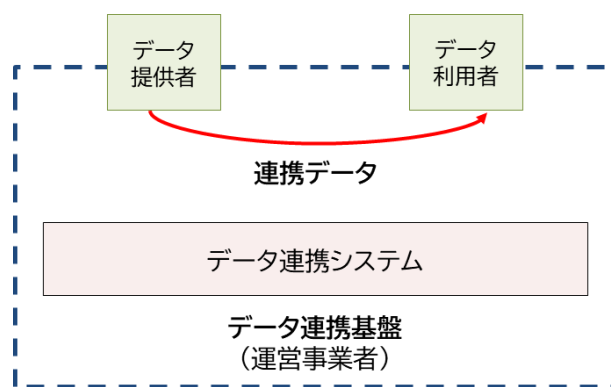


図7 データ連携基盤の構成要素

連携基盤を現実に運用する際には、運営事業者は、データ提供者及びデータ利用者と連携基盤の使用に関する契約（以下「**基盤契約**¹²」という。）を締結する。このような基盤契約の当事者（データ提供者及びデータ利用者を含むが、運営事業者を除く。）を「**参加者**¹³」と呼び、これらの運営事業者・参加者間の関係を「**基盤内**」、それ以外の関係を「**基盤外**」と呼ぶことがある。また、連携基盤の利用に際しては、参加者以外の（基盤契約の当事者ではない）第三者が関与することもある¹⁴。

加えて、連携システム上の連携データの利用を「**システム内利用**」と、そのシステム外の連携データの利用（その前提としてのダウンロードを含むがこれに限られな

¹¹ 本モデル規約における「本データ」は、主として連携データを想定しているものの、連携基盤の設計次第では連携データ以外のデータを含み得るより広い概念であるため、本解説では両者を区別している。

¹² 第6で詳述する「本モデル規約」に相当するものの、第3及び第4は本モデル規約作成の前提として連携基盤の契約に関する一般的問題を論ずるものであるため、基盤契約と本モデル規約を区別している。つまり、第3及び第4で説明する基盤契約に関する考慮事項を検討の上で作成された規約が「本モデル規約」である。

¹³ 運営事業者と基盤契約を交わすことを「参加」として整理している。

¹⁴ 本モデル規約では、このような第三者のうち、運営事業者から基盤契約に基づき連携データを受領する者を「基盤介在受領者」と呼んでいる。

い。)を「システム外利用」と、それぞれ呼ぶことがある¹⁵。

2 データ連携基盤の組成目的

データ連携基盤の組成目的としては、様々なものが想定されるが、実用上重要な類型として、サプライチェーンやトレーサビリティの観点からデータ連携を行うものがある。この類型では、データ提供者とデータ利用者に間には受発注取引等、連携基盤外の何らかの所与の契約上の関係性（以下「**基盤外契約**」という。）が想起される。このような基盤外契約の存在を前提に組成されるデータ連携基盤を「**特定型データ連携基盤**」と呼ぶ（図8）。

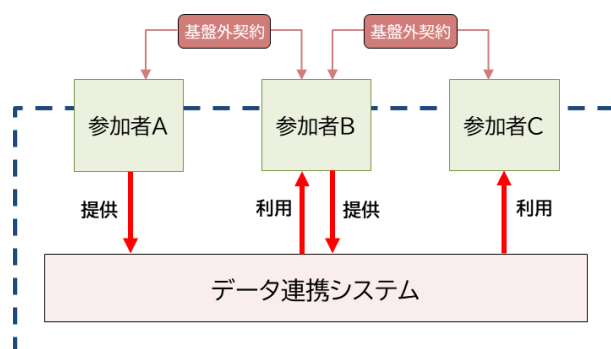


図8 本モデル規約の主要な関係者と基盤外契約との関係

他方、データ取引市場やオープンデータプラットフォームの典型的な形態においては、データ提供者とデータ利用者の間には事前の関係性、すなわち基盤外契約はなく、主にデータ連携それ自体を目的として、連携基盤を介したやり取りを通じて初めて関係性が構成される点に特徴がある¹⁶。このような基盤外契約の存在を前提とせずに組成されるデータ連携基盤を「**不特定型データ連携基盤**」と呼ぶ。

なお、特定型/不特定型データ連携基盤の各類型は、主として本解説における説明の便宜、特に、連携基盤の当事者のインセンティブの所在あるいはその傾向に関する一定の整理を試みるために導入される概念に過ぎない。そのため、必ずしも排他的な関係にあるわけではなく、一つの連携基盤にこれらが混在する場合も想定され得る。

本解説では、先行ユースケース（本ユースケース）である自動車の蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤を想定し（第5）、そのモデル規約（本モデル規約）を検討・解説している（第6）。

¹⁵ 基盤内外（契約関係）とシステム内外（事実関係）を区別しているのは、基盤契約に基づき連携システム外で連携データが利用される場面が想定されているからである。

¹⁶ もちろんデータ取引市場等においても事前の関係性のもとにデータ連携基盤を利用するデータ提供者・データ利用者の関係性もあり得るが、ここでは典型例として触れるにとどめる。

3 特定型データ連携基盤の重要な検討事項

(1) インセンティブの重要性

特定型データ連携基盤を含む連携基盤では、リスク中立的な主体を想定する場合、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の三者のそれぞれについて、データ連携への関与により得られるベネフィット（便益）がこれに伴うコスト（リスク等を含む。以下同じ。）を上回るとき、すなわちデータ連携への何らかのインセンティブがある場合にデータ連携が実現する。そのため、連携基盤の組成の際には、データ連携による①ベネフィットを如何に創出するかと、②コストを如何に低減させるか、との2つの視点が重要である。

データ連携は、連携されるデータがそもそも連携基盤に提供されなければ実現されないことから、データ連携基盤の構築の際には、前記三者のうち特にデータ提供者のインセンティブを考慮することが、その検討の基本的な出発点にはなる。ただし、データ連携基盤の持続性や法令適合性を確保するとの観点からは、データ提供者がデータ連携基盤に提供したデータについて、その完全なコントロールを及ぼすことが不適当な場合や、更にデータ提供者による利用を制限することが適切な場合も想定される。このような場合、必ずしも容易ではないものの、関連するステークホルダーのインセンティブを適切に調整しつつ、データ連携基盤を組成することが必要となる。

また、以下の説明では、便宜上、データ提供者、データ利用者、そして運営事業者の立場毎にそのインセンティブの所在を検討しているものの、データ連携基盤の利用に際しては、例えば、データ提供者がデータ利用者としての地位も有する場合等、基盤契約の当事者が複数の地位を有する場合がある。このような場合には、具体的な状況も踏まえて、より精緻にインセンティブの所在を検討することが重要である¹⁷。

(2) データ提供者の視点

ア ベネフィット（便益）

一般的に、あるデータにアクセスできる者¹⁸には、他者に対し、そのデータを提供すべき法的義務はない。そのため、データ連携基盤への十分なデータ提供を促すためには、データ提供によるベネフィットを具体的に提案する必要がある。一般に、データプラットフォームの要素として考慮されることがある「トラスト

¹⁷ 第3・3・(2)・ウ・(7)で述べるような「他者のデータを利用可能な地位」をベネフィットとして捉えることは、データ提供者が同時にデータ利用者である場合を想定することに他ならない。

¹⁸ 一般に「データ保持者」と呼ばれることもあるが、無体物の「保持」の意味内容は必ずしも定かではないため、本解説ではこのように表現している。

（信頼性）」や「ガバナンス」の視点はそれ自体が重要であることは勿論否定されるものではない。しかし、データ連携により、データ提供者が得られるベネフィットが想定されない場合、例えば、データ連携のみが所与の目的となり、ベネフィットに関する十分な検討がなされていないような場合には、トラストやガバナンスを問題とするまでもなく、そもそもデータ連携自体が実現する前提を欠き、その試みが頓挫することは必然である¹⁹。

ベネフィットとしては、種々のものが想定し得るものの、そのうちでも重要なものとして、法令等の規制遵守がある。適用法令等により連携基盤の利用が事実上強制される場合、例えば、法令上連携基盤へのデータ提供が義務づけられる場合や、連携基盤を利用しなければ法令上必要なデータが得られない等、法令遵守が困難であるような場合には、連携基盤の利用により参加者は法令違反（及びそれに伴うサンクション）の回避等のベネフィットが得られることが想定される。

他方、連携基盤の利用が法令上強制されないような場合には、連携基盤の使用により得られる事業上のベネフィットが何かは、連携基盤組成の際の重要な視点となる。

最も容易に想定可能なのが金銭的対価である。例えば、提供されたデータの利用量に応じて、又は提供されたデータの質若しくは希少性等の価値に応じて一定の金銭的対価をその提供者に対し提供すること等が考えられる。しかし、データは、その全容が明らかになって、はじめて実務上の利用可能性が明らかになる場合が少なくなく、したがって、提供対象となるデータの価値が何らかの指標によりあらかじめ定まっている場合を除いて、金銭的評価は一般的に困難である。

これに対して、データの価値評価を伴わない対価設定、すなわち、「他者のデータを利用可能な地位」そのもの等をベネフィットとして観念することが考えられるが、実用に足る十分な種類、質又は量の連携データがなければ機能を十分には果たさない。各参加者が、連携基盤に十分な種類、質又は量のデータを提供しなければ、他の参加者のデータ提供へのインセンティブは削がれ、現実には十分なデータを提供した参加者とこれを怠った参加者が同じ条件で連携基盤内のデータを利用可能であるとすれば、参加者間の不公平感の醸成にもつながり得る。そのため、データの利用可能性をベネフィットとして想定する場合には連携基盤の構築の初期段階から多数の参加者を確保しておく等の調整が必要になり得る。

¹⁹ 公正取引委員会 競争政策研究センター「データ市場に係る競争政策に関する検討会 報告書」（令和3年6月25日）31頁では「ただし、経済学的な観点からは、非競合性という特徴を有するデータは、事業者が他者による創造的破壊を恐れて自らはデータを供給せず囲い込むインセンティブを持つため、社会的に最適な量よりも過少に供給される傾向にある。したがって、データへの自由かつ容易なアクセスを可能とする仕組みの構築等を検討する上では、事業者が積極的にデータを生成・集積等するためのインセンティブの確保にも留意する必要があると考えられる」とされている。

イ コストの低減

データ連携基盤の活用を想定する以上、連携データは、運営事業者やデータ利用者等の参加者のいずれかにとって何らかの有用性があるものであることが前提となる。このような連携データは、個別法による制限を受けないデータ²⁰を想定する場合には、データ提供者がこれへのアクセスを寡占又は独占していることが他者にとっての価値の源泉である場合が想定される。この場合、データ利用者が適切にこれを管理せず、第三者に無断提供又は漏洩されるならば、その価値が毀損されひいては毀損回避等のためのデータ提供者のコストが生じる可能性があるから、これを如何にして低減するかが実用上の重要な考慮要素になる。具体的には、①システム・技術及び②契約による対応が考えられるが、一度漏洩したデータの価値の回復が困難であることに照らせば、①システム・技術による対応が重要である。

①システム・技術による対応の観点からは、連携基盤が十分なトレーサビリティやデータ管理体制・セキュリティ²¹を確保可能な連携システムを備えることが必要な前提条件である。ただし、システム外利用を許諾する場合、このようなシステム・技術によるデータ管理が機能しないこともあり、結果として、データ提供者が得られる連携基盤への参加によるベネフィットをコスト（リスク等）が上回る場合があることには留意が必要である。

②契約による対応としては、データの無断提供、又は漏洩あるいは利用を契約で禁止することが端的な方法である。その対象は、提供対象の全部又は一部のいずれでもよく、事前通知又は同意により提供可能とする方法もあり得る。しかし、データ提供者による連携データ利用へのコントロールをどの程度の範囲で可能とするかは連携基盤が置かれた状況次第であり、連携基盤への参加が法令上強制されるような場合には、コスト低減の観点、ひいては、データ提供者によるコントロールを確保する必要性は後退し得る。

契約構成にその請求可能主体は左右されるものの、データ利用者による契約違反について、データ利用者が契約上の不作為義務の違反を理由とした差止請求や、損害賠償請求等の対象となり得る場合がある²²。もっとも、一般に、データ利用者によるデータの利用態様の完全な把握は困難であることに照らせば、契約による対応は事後的な救済を中心に検討がなされることが少なくない。そのため、違反による損失が、違反により得られる便益を上回る場合には抑止的な行為規範と

²⁰ 後掲注 28) を参照。

²¹ セキュリティに関しては、総務省「クラウドサービス提供における 情報セキュリティ対策ガイドライン（第3版）」（2021年9月）も参照されたい。

²² 不正競争防止法の営業秘密や限定提供データに該当するデータについては、損害の額の推定等の規定（不正競争防止法第5条）の適用を受けることができる場合もある。

して機能するものの、第三者への無断提供又は漏洩のリスクを事前かつ完全に払拭することは現実には困難である。しかし、このような場合でも、契約違反の際の責任追及が適切になされなければ、抑止的効果すら期待できないことには留意が必要である。

また、前記以外にも、例えば、連携データの提供に関連して、データ提供者が無制限の責任を負う場合には、連携基盤への参加それ自体を忌避する場合もあるから、データ提供者が得られるベネフィットを考慮しつつも、それを損なわない範囲で責任を限定する等のコストの低減が必要な場合も想定される。加えて、これらが備えられても、連携基盤が運営事業者により恣意的に運用される場合には、データ提供者が想定しないデータ利用がなされる可能性があるため、これに対応するコストを低減するとの観点からは、運営事業者による透明性の確保やガバナンスの履践等も重要な検討課題となる。

ウ データ利用者の視点

(ア) ベネフィット（便益）

データ利用者のベネフィットとしても、法令等の規制遵守が必要な場合とそうでない場合では検討事項が異なり得る。

データ提供者と同様、適用法令等により連携基盤の利用が事実上強制される場合、すなわち連携基盤を利用しなければ法令上必要なデータが得られない等法令遵守が困難であるような場合には、連携基盤の利用により参加者は法令違反（及びそれに伴うサンクション）の回避等のベネフィットが得られることが想定される。

他方、連携基盤の利用が法令上強制されないような場合には、例えば、①相対で取得する場合と比較して付加価値がある、②どのデータ提供者から受領するデータであっても、規格が画一・統一されており利用時の事務負担・コストが軽減される、あるいは、③業界での利用目的に際して参加企業のカバー範囲が広い等の事情は、連携基盤に参加するための積極的なベネフィットとして機能し得る。また、参加しなければ、業界における標準となり得るデータの利用が困難になる等の外的要因がある場合には、これも一種のベネフィットとして整理し得る²³。

(イ) コストの低減

連携基盤の利用に伴うコストとしては、連携基盤の利用料等も想定し得るところであるが、より重要かつ根源的な要素は、そこで取り扱われる連携データ

²³ ただし、利用する連携基盤の選択の自由が阻害されるおそれがある場合には競争法上の問題が生じ得る。

に関するトラスト（信頼性）、すなわち、データ利用者の視点では、連携基盤から取得する連携データが信頼に足るものであること等である。

具体的には、第4・4・(1)・アで後述するような正確性や手続信頼性等が想定されるものの、トラスト（信頼性）がない場合には、なおも連携データを利用する正当性があるか否かをデータ利用者において検証する必要があり、その対応コストが実務上許容されない場合には、連携基盤の使用自体が忌避される可能性がある。

また、このようなデータへのトラスト（信頼性）を担保するために、運営事業者が連携基盤を適切に運営すること、すなわち、連携基盤上のデータの利用に関して如何なるガバナンスを及ぼすかが重要である。例えば、トラストを実現するのに不可欠なデータ管理を行う必要があり、ガバナンスを反映した運用を支えるルールやシステムにおいても、適切な品質や仕組みが講じられる等が求められる。さらに、その前提として、連携基盤への参加や、運営事業者における意思決定の透明性の確保等が重要な場合も想定される。ただし、このような観点からのガバナンスについては、運営事業者内部の事情であることや、連携基盤が置かれた具体的な状況にも左右されうるところもあるため、本解説では、将来的な検討課題として位置づけ、限定的に言及するに留める。

(3) 運営事業者の視点

ア ベネフィット（便益）

運営事業者としては、①参加者、②複数の参加者が設立する合併会社等の管理団体、あるいは③第三者である団体等が想定されるが、連携基盤の運営により指向されるベネフィットは、その組成形態により左右され得る。

もっとも、法令により運営が強制される場合や公益的観点から連携基盤が運営される場合を除いては、運営事業者にも何らかのベネフィットを想定する必要があり、一般的には、多寡は別として、少なくともシステム利用料等の金銭的対価が想定される。

イ コストの低減

運営事業者が、連携基盤上の連携データの管理を超えて、例えば、連携データの加工や、違反利用者への責任追及等、より積極的な役割を担う場合には、その責任範囲によっては、金銭的対価のみでは、運営事業者のなり手が確保出来ない事態も想定されるため、運営事業者が得られるベネフィットを考慮しつつも、それを損なわない範囲で責任を限定する等のコストの低減が必要な場合も想定される。

(4) 特定型データ連携基盤の特殊性

特定型データ連携基盤と不特定型データ連携基盤は基盤外契約の有無にその違いがあるが、このような所与の関係性の有無は、参加者の連携基盤利用に向けたインセンティブに関して、いくつかの違いを生じさせ得る。

まず、データ提供者の観点からは、特定型データ連携基盤のように、基盤外の関係性があり、その中で既にデータ提供者（に相当する者）に、一定のデータ提供義務が事実上又は法的に課せられている場合には、連携基盤の利用の有無にかかわらず、データ提供は所与の前提となる。そのため、データ提供者による連携基盤の利用に向けたベネフィットとしては、連携基盤の利便性が中心的に検討されることが考えられる。これに対し、不特定型データ連携基盤の場合、そもそも、データ提供者にはデータ提供の義務がないことから、連携基盤の利用は（本来義務がない）データ提供を伴うことになり、結果として、特定型データ連携基盤のそれと比較して、より強度のベネフィットが必要になり得る²⁴。

他方、データ利用者の観点からも、データ提供者とは既存の関係性があるため、データ提供者あるいは提供されるデータに関する一定の積極的な信頼が醸成されている場合も想定される。また、データ提供者が当該関係性を毀損するような態様により不適当なデータ提供を行わないであろうとの消極的な期待を抱いている場合もあり得る。そのため、要求される信頼性の水準が、（情報量が少ない）全くの他者との間のデータ連携が行われる不特定型データ連携基盤に参加する際のそれと比較して低い場面も考え得る。

以上のような、所与の関係性の有無は、参加者のインセンティブ等に関して、表1のような特徴的な違いをもたらし得る。

²⁴ より敷衍すれば、データ提供者の観点からは、データ連携基盤への参加のベネフィットは、①データ提供から得られるベネフィットと、②連携基盤の利用から得られるベネフィットに区分される。特定型データ連携基盤では、所与の関係により①に関する何らかの判断がなされていることが少なくなく、そのため、主に②が検討主題になる。他方、不特定型データ連携基盤では、①と②の両方が問題になり、結果として、より多くのベネフィットが必要とされ得るとも言える。

表 1 モデル規約の類型化

特徴	基盤外契約あり	基盤外契約なし
説明	個社間の所与の契約に基づき、連携基盤を利活用するケース。	個社間の所与の契約等なしに連携基盤を利活用するケース。
連携基盤への参加形態	連携基盤への参加が基盤外契約等により事実上強制されている場合がある。	連携基盤への参加は任意。
データ提供者に関する考慮事項	連携基盤への参加にかかわらずデータ提供の義務を負っている場合がある。データ提供を所与の前提とする場合、ベネフィットは連携基盤から得られるメリットを中心に検討され得る。	連携基盤への参加前はデータ提供の義務を負わない。参加には強度のベネフィットが必要になり得る。
	基盤外契約を履行するため等の理由により、データ提供者にも一定の責任が期待される場合がある。	データ提供者には強い義務が課しにくい（提供インセンティブを損なわない配慮が必要）。
データ利用者に関する考慮事項	データ提供者や連携データに対する一定の評価軸が形成されている場合がある ²⁵ 。	データ提供者あるいはデータに対する信頼性評価の仕組み等が必要。

なお、特定型データ連携基盤全般に共通するものではないが、サプライチェーンやトレーサビリティ管理の事案においては、基盤外契約が必ずしも二者間に閉じ切らず、複数のデータ提供者・データ利用者間で連鎖性を持つ構造を持ち得る。これは極めて特徴的であり、本モデル規約においても注意深い議論を要する点となる。

²⁵ その結果、データに対する信頼性として求められる水準が、基盤外契約がない場合と比較してより緩やかなもので足りる可能性も想定される。

【コラム】特定型データ連携基盤とコミュニティ

特定型データ連携基盤は基盤外の取引関係等を前提に構築されることを踏まえると、データ連携基盤の参加者は一種のコミュニティ（共同体）の構成員としての側面を有する場面が想定され得る。このようなコミュニティの存在を前提にする場合、連携基盤の参加者が基盤契約に違反する場合には、債務不履行責任という法的な責任に留まらず、当該コミュニティから放逐され得るとのリスク（あるいはサンクション）に直面し得るのであって、当該コミュニティに帰属することによる便益が大きければ大きいほど、各参加者には、当該コミュニティにおいて不適切とみなされる行動を差し控えるインセンティブが働きうる。つまり、特定型データ連携基盤では、コミュニティの存在（及びこれへの継続的参加の可能性の確保）が、①システム・技術及び②契約による対応に加えた、第三のデータの価値毀損防止手段として機能する場面も想定され得る。

4 連携基盤に関する議論の進め方

データ連携基盤については、参加者からは法規制対応のみならず付加価値として様々な機能や目的を期待する声も想像に難くない。しかし、連携基盤が提供する機能や、これに関する契約については、なお外部要因（例えば EU 電池規則による要請）が流動的である等の状況から、必ずしも完成した形のものとはなっておらず、その仕組みが未成熟な故に生じる新たな課題（例えばサプライチェーン上で提供・利用に伴い生じた損害に関する補償の在り方等）もある。

そのため、連携基盤のサービス開始時から全て解消することは、必ずしも現実的ではなく、まずはスモールスタートするという視点も重要になる。

第4 データ連携基盤の法的枠組み

1 議論の枠組み

第3では、連携基盤の組成に関する基本的な事項等を解説したが、ここでは、これら事項等を踏まえた上で、連携基盤に関する契約を作成するために必要最小限度の法的な前提知識や法的枠組みの考え方等を概説する。具体的には、まず、①データ関連の法的概念を整理することで議論のための共通の土台を設定し、その上で、②連携基盤の契約方式や③想定される主な論点を解説する。

2 データ関連概念の整理

「データ」は、一般的に電磁的記録に記録された情報、すなわち、コンピュータ（電子計算機）による情報処理の用に供される情報を意味する²⁶。データの取扱いが検討される際、その相場観が必ずしも確立していないため、有体物又は権利性があるデータの取扱いに関する議論が転用又は借用される場合がある²⁷。しかし、連携基盤で取り扱うデータの多くは権利性がないデータ、より正確には個別法により利用が制限されていないデータ（無体物）であり²⁸、有体物又は権利性があるデータに関する整理の適用ができないあるいは適切でない場面も想定される。そのため、連携基盤の法的枠組みを議論する前提として、特に個別法の利用制限がないデータの取扱いを念頭に関連する概念を整理する。

(1) データの「帰属」

データの取扱いが検討される際、データの「帰属」が議論される場合がある（いわゆる「データオーナーシップ」論である）。しかし、データは、無体物（情報）の一種であり、有体物（民法第85条）とは区別される。データには有体物のように物理的な支配可能性を観念できず、データは所有権（民法第206条、第85条等参

²⁶ 官民データ活用推進基本法第2条第1項の「官民データ」等を参照。

²⁷ 典型的には、データの提供に関する契約は「データ取引」契約と称されることがあるが、有体物の売買がイメージされている場合がある。

²⁸ 本解説で「個別法により利用が制限されていないデータ」といった場合、不正競争防止法の「営業秘密」「限定提供データ」に関する制度による規律も受けないデータを想定している。データ提供者が他者の営業秘密や限定提供データを提供するような例外的な場合を除いては、データ提供者が提供する連携データが営業秘密や限定提供データとして保護されるためには、その外部提供の際の契約内容も秘密管理性や限定提供性等を認定するための重要な要素となり得るためである。つまり、連携基盤が扱うデータには、基盤契約の内容を踏まえることによって、営業秘密や限定提供データとして保護され得るデータも含まれ得るため、これらの制度による規律や保護を所与の前提とすることは、基盤契約の内容を検討する場合には必ずしも適切ではない。更に敷衍すれば、営業秘密や限定提供データを契約で保護するのではなく、営業秘密や限定提供データとして保護を受けるためには、どのような契約とすることが適切であるかがここでの問題意識である。そのため、本解説では、データの利活用に関する適切な契約が締結されていない状況を議論の出発点として想定した上で、これに関する契約の位置づけを分析する立場を採用している。

照)や、物の所持を前提とする占有権(民法第180条)その他の物権の対象にはならない。

そのため、データが知的財産権等の権利保護法の対象になる場合等、法的な権利が個別法により創設されているときを除いて、データに関する「権利」は観念できず、ひいては、その「帰属」も観念できない。権利性がないデータが利用可能であるのは、データへのアクセスが可能であるとの事実上の地位又はデータへのアクセスが正当化される法的地位を有する結果にすぎない。この意味では、データの利用可能性を検討する際、権利性を想定した「帰属」に関する議論は、別個の概念を混同し、議論の所在を見誤らせるおそれを生じ得るため十分な留意が必要である。

(2) データの「利用」

無体物(情報)はこれに現にアクセスできる者が自由に利用できることが原則であり、その利用が例外的に制限されるのは、①そのアクセスが制限されている場合か、②その利用が著作権法²⁹、特許法、不正競争防止法³⁰その他の知的財産法あるいは個人情報保護法等の個別法による制限を受ける場合、又は③その利用が契約による制限を受ける場合のいずれかである。

他者に対し提供が予定されるデータであって、個別法による利用制限がないデータ³¹は、前述①及び②による制限の対象にならないため、具体的な事情の下自由な利用が許容されない場合には、③その利用を契約により制限する必要がある。

個別法による利用制限がないデータは、当然ながら法令にその利用態様が規定されておらず、そのため、契約によりその利用を制限する場合には、具体的な利用制限範囲は当事者間の合意により定まる。もっとも、例えば、著作権法上の著作物の利用行為(複製、公衆送信等の各支分権の対象行為。著作権法第21条から第28条)や特許法の発明の「実施」(特許法第2条)等を参考にその規律内容が合意されることがある。

なお、実務上、著作物を取り扱う場合には、いわゆる支分権の対象行為を「利用」とする一方、支分権の対象とならない著作物の享受行為(特に単なる使用行為)等を「使用」といい、両者を使い分ける慣行がある³²。しかし、このような使い分け

²⁹ 最二判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁【顔真卿自書中告身帖事件最高裁判決】は、著作権と所有権を峻別した上で「著作権の消滅後は、所論のように著作権者の有していた著作物の複製権等が所有権者に復歸するのではなく、著作物は公有(パブリック・ドメイン)に歸し、何人も、作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうることになるのである」と判示している。

³⁰ 契約当事者間においては、不正競争防止法による保護の有無は契約による保護と重なる部分も多い。前掲注28)も参照。

³¹ 多くの場合には権利性がないデータであるがこれに限られない。

³² 例えば、文化庁「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)中間まとめ(コピープロテクション等技術的保護手段の回避について)」(平成10年2月)は、「利

の当否には議論がある³³。本モデル規約は、著作物に該当しないデータを取り扱う場面も想定しているところ、この場合には、慣行上用いられる使用と利用の区分は実質的に問題にならない一方、著作物に該当するデータを取り扱う場面も想定されることから、事実上の使用行為も含めて統一的に「利用」と表現している³⁴。

(3) データの「提供」「開示」

法律用語において「提供」とは、「他人の用に供すること、他人が利用できる状態に置くこと」³⁵を意味する。例えば、個人情報保護法との関係では、個人データ等の「提供」は「自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、『提供』に当たる」と理解されている³⁶。

また、契約書等において、データの「提供」は「開示」と互換的に用いられることがある³⁷。この点、例えば「開示」については、不正競争防止法の営業秘密との関係では「営業秘密を第三者が知ることができる状態に置くことをいい、営業秘密を非公知性を失わないまま特定の者に知られる状態に置くことも含む」³⁸とされており、限定提供データとの関係では「データを第三者が知ることができる状態に置くこと」³⁹を指すものとされている。

以上の「提供」「開示」に関する定義等を踏まえると、データ関連契約において、データの「提供」「開示」との記載がある場合、提供先による、そのデータへのアクセス可能性が物理的又は法的に確保された状態を指すものと解することにも一定の合理性がある。

契約解釈との関係では、特に、あるデータの第三者への提供禁止が明示されている場合、如何なる者への提供又は開示が禁止されるのか、つまり「第三者」の範囲

用」とは「複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す」とするのに対し、「使用」とは、「著作物を見る、聞く等のような単なる著作物等の享受を指す」としている。

³³ 文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年改正）について（解説）」34頁では「一般に、現行法においては、何かを用いることを規定する際、『使用』は『使用料』を除いて原則として有体物のみの利用を想定して用いられている一方、無体物の利用も想定される場合は『利用』が用いられている」と説明されている。

³⁴ 不正競争防止法の営業秘密及び限定提供データとの関連では、データを用いる行為が広く「使用」と整理されているが、本モデル規約を利用する場面では、著作物その他の知的財産権による保護の対象になるデータも含まれ得るため「使用」ではなく「利用」で統一した。

³⁵ 法令用語研究会「有斐閣法律用語辞典 第5版」（有斐閣、2020年）825頁

³⁶ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（令和5年12月一部改正）2-17

³⁷ 経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法 令和元年7月1日施行版」（令和元年7月）51頁（**不競法逐条解説**）注35）参照

³⁸ 不競法逐条解説・前掲注37）90頁

³⁹ 不競法逐条解説・前掲注37）105頁

が問題になることがある。文言上は「第三者」とは契約の当事者以外の者を意味するのが通常であるが、その具体的な意味内容は当事者の合理的意思表示を探究することにより定めざるを得ないことに照らせば⁴⁰、契約上、必要な場合にはその具体的な意味内容を明記することが望ましい。本解説では、データの第三者提供が問題となる場面では、第三者に受託者を含むことを前提にしている。

(4) データの「返還」

データについて一定期間に限り利用可能である旨の合意が成立している際、データの「返還」が契約上定められることがある。しかし、データの提供は不可逆的行為であって、一度提供されたデータは「返還」できないから、その意味内容は必ずしも定かではない。データの「返還」が議論される背景としては、有体物であるデータの記録媒体の取扱いとの混同等が考えられる⁴¹。データの「返還」が具体的に何を指しているかは個別の事情に左右され得るものの、合意された期間の満了時にデータを削除⁴²することを意図しているような場合には、むしろ、その旨を明記することが重要である。このように、データの取扱いを検討する際には取扱対象が無体物であることを踏まえて、適切な用語を選択する必要がある。

(5) データの「共有」

データを他者に提供する際、データの「共有」が議論される場合がある。しかし、共有とは、一般的には「一個の所有権を二人以上の者が量的に分有する状態」⁴³であるから、権利性のないデータに関する「共有」の議論の当否やその具体的な意味内容は必ずしも明らかではない。また、データが複数の者に対して、時間的に近接して提供される状況を指して「共有」と称する場合でも、複数の者への提供を観念すれば足り、あえて「共有」と表現する必要性は同様に明らかではない。そのため、

⁴⁰ 契約解釈に直結するものではないものの、例えば、個人情報保護法上は、個人データの第三者提供禁止規制（同法第 27 条、第 29 条、第 30 条等）との関係で「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」には、受託者は、同規制の適用対象である「第三者」に含まれないものとされており（同法第 27 条第 5 項第 1 号）、具体的な文脈に応じて、受託者を第三者として取り扱わない処理も想定され得る。

⁴¹ 情報の「返還」に関する契約解釈が問題になった事例として、大阪地判平成 29 年 10 月 19 日平成 27 年（ワ）第 4169 号

⁴² データの「削除」が何を意味するかについても議論があり得る。不正競争防止法上はデータの「消去」との用語が用いられることがある。他方、個人情報保護法上、データの「削除」と「消去」は区別されており「『削除』とは、不要な情報を除くことであり、他方、『消去』とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含」むものと理解されている（個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q & A」（令和 5 年 12 月 25 日更新版）Q9-18）。本解説では、データの「削除」という場合、個人情報保護法と同様の狭い意味で用いている。なお、大阪地判平成 29 年 10 月 19 日平成 27 年（ワ）第 4169 号も参照。

⁴³ 法令用語研究会・前掲注 35）241 頁

データの「共有」を議論するならば、如何なる意味内容を付与しているかを自覚した上での議論が肝要である。

(6) データ「ライセンス」

データ関連契約ではデータに関する何らかの利用条件の設定を「ライセンス」と表現する場合がある。しかし、「ライセンス」は、例えば、知的財産の分野では「ある知的財産を活用する行為を行うに際し、知的財産法上の権利や利益を有している者（ライセンサー）から当該権利等に基づく法的請求の行使を受けない権原（不作為請求権を含む）の付与を受けるための諸条件」⁴⁴と表現されることもあり、法定の禁止又は制限を背景とした権利の行使を受けないための権限（より正確には条件）を意味する。つまり、データの利用が禁止又は制限されている状況で、その禁止又は制限の解除（利用可能範囲の設定）をすることがライセンスの本質的な法的性質である。

他方、連携基盤で取扱いが想定される個別法による利用制限がないデータは、そもそも、原則自由に利用可能であるため、データに関する利用権限の設定を「ライセンス」と称することの適否は議論の余地がある。個別法による利用制限がないデータをデータ提供者がデータ利用者に対し提供する場合、そのデータを利用可能となるのは「ライセンス」の許諾を受けたからではなく、データの提供を受けた結果、アクセスが可能となるからである。

特に、データ提供に関連して契約条件が設定される場合には、データ利用者による利用が一定の範囲で制限されること、すなわち利用禁止範囲の設定が一般的であるが⁴⁵、これは前記のとおり利用可能範囲を設定する知的財産の分野における一般的な「ライセンス」とは法的効果が真逆である⁴⁶。そのため、データ利用条件の設定に際しては、法的な「ライセンス」を念頭において、データの利用可能範囲を記載するだけでは不十分で、むしろ、データの利用禁止範囲を明記することが重要である。

(7) 「派生データ」

データ関連契約では「派生データ」の取扱いが議論の対象になることがある。「派生データ」とは、あるデータ（以下「**元データ**」という。）を「加工、分析、編集、

⁴⁴ 松田俊治「ライセンス契約法」（有斐閣、2020年）20頁。ただし、同書における「ライセンス契約」の定義に関する説明の抜粋であることは留意されたい。

⁴⁵ 契約で合意をすればデータ提供者による利用制限を課すことも当然に可能である。

⁴⁶ 個別法による利用制限がないデータを他者に開示する場合、法的な意味での「ライセンス」が観念できるのは、例えば、権利性があるデータとないデータが混然一体となっている場合等の限定的な場面である。データの利用条件の設定を「ライセンス」と呼ぶことが適切かは、取引慣行等も踏まえた慎重な検討を要する。

統合等することによって新たに生じたデータ」⁴⁷を一般的に意味する。

検討対象となる「派生データ」が権利性のあるデータであれば、派生的な知的財産の取扱いが法的には問題になり得る。例えば、著作物については、これを改変して創出された二次的著作物がある場合、両著作物に関する権利関係の調整が問題になることがある（著作権法第 27 条及び第 28 条）。二次的著作物が原著作物を利用している関係があるためである。特許の分野でも、既存の発明を利用する利用発明（特許法第 72 条）については、両発明の関係の調整が特許法上なされている。

これに対し、権利性がない「派生データ」については、元データを基礎として創出されたとの事実はデータの特定手段としての意味しか持たない。データ創出の場面では、契約締結時点では、如何なるデータが創出されるか不明であり、その特定が難しい場合がある。そのため、元データに対して、一定の処理を施したデータを「派生データ」と便宜的に呼称して特定することで、その利用条件を契約上議論できるようにしているにすぎず、いわば契約技術上の要請から創出されている概念である⁴⁸。そのため、権利性がない派生データについては、元データから派生データが派生したとの事実それ自体には、データの特定論を超えた実体法的な意味はなく、他の契約上創出されるデータと比較して、派生データを特別視する必要性はない。その規律を契約で明記しなければ、これにアクセスできる者が自由に利用可能となるおそれがあるという一般的な議論が妥当するにすぎない。

また、実務上の他の重要な考慮事項として、元データと同一性⁴⁹を観念できない派生データが創出される場合⁵⁰、派生データが元データを基礎として創出されたことを理由に、元データの提供者による一定の利用及びその前提としての派生データの提供を求めることや、その削除を求めることが適切であるかとの問題がある。派生データの取扱いに如何なる規律の採用が適切であるかは具体的な事実関係に左右され得るが、例えば、元データの利用条件に違反した派生データの取扱いが問題になるような場合には、その本質は、派生データの取扱いではなく、元データの取

⁴⁷ 契約ガイドライン（データ編）・前掲注 3）1 頁及び 27 頁

⁴⁸ この意味で「派生データ」には、特許分野における発明の特定手段であるプロダクト・バイ・プロセスクレームと実質的な機能が類似する側面がある。

⁴⁹ データの「同一性」をどのように評価するかは定見がない。例えば、不正競争防止法の限定提供データとの関係では「無償で公衆に利用可能となっている情報」には、限定提供データに関する規律は及ばないところ、この「同一性」について、経済産業省「限定提供データに関する指針」（令和 6 年 2 月最終改訂）（**限定提供データに関する指針**）17 頁は「そのデータが『オープンなデータ』と実質的に同一であることを意味する。例えば、『オープンなデータ』の並びを単純かつ機械的に変更しただけの場合は、実質的に同一であると考えられる」と説明するものの、同一性の具体的な外延について特に依拠可能な判断要素を開示していない。この同一性は契約上要求される同一性であることから、その外延は当事者間の合理的意思の解釈により定まるものの、関連する技術常識に照らして元データが復元困難な場合には、同一性が認められないと評価する考え方もあり得る。

⁵⁰ これに対して、元データと同一性がその全部又は一部観念可能な派生データについては、元データの規律を及ぼし得るとの価値判断は一定の合理性が認められる場合があり得る。

扱いにある事態が想定される。特に利用条件が元データの秘密性を維持する事を主目的として課せられている場合には、同一性が観念できない派生データの取扱いをあえて規律する必要性が乏しい場合もあり得る⁵¹。

加えて、派生データが合意された利用条件に従って利用される場合でも、利益分配等が問題になるならば、元データの貢献を検討すれば足りる場合も想定される。特に、派生データの創出にデータ利用者による一定のコストが発生しているような場合に、元データを提供しているとの事実のみをもって、データ提供者が派生データの取扱いに広汎なコントロールを及ぼすことの当否は慎重に検討されるべきである⁵²。

(8) 「データ主権」「トレードシークレット」

データ連携ガイドライン及び同用語集では、「事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、当該事業者が、他の事業者に同情報の利用を認めるにあたって、同情報の①利用相手、②利用条件、③保存場所等を決定することができる権利」を「データ主権」と呼んでいる。しかし、「データ主権」を含む用語集記載の各用語は、同ガイドラインの読者を想定し、その理解に必要な範囲で、特に連携基盤の機能的観点から、定義されているにすぎず、必ずしも一般的・汎用的に用いられることまでをも目的とするものではない。前述①から③の事項をデータ提供者がコントロールできるのは、データに関する何らかの権利をデータ提供者が有しているからではなく、これらに同意がない限りは、データへのアクセスを許諾しない、あるいは、端的にはデータを提供しないとの事実上又は法的な地位を有しているからである。そのため、本解説では、この権限を、法的により正確に「**データ提供権限**」と呼ぶことがある。

また、データ連携ガイドライン及び同用語集では、「企業が経営を行う上で機密としている情報。例えばカーボンフットプリント⁵³（以下「**CFP**」という）の場合、

⁵¹ 不正競争防止法第3条第2項は、侵害の行為により生じた物（プログラムを含む）の廃棄を明文で定めており、かつ、侵害の停止又は予防に必要な行為には「営業秘密を内容とする電子データの消去等が含まれる」（不競争逐条解説・前掲注37）161頁）ものの、侵害の行為により生じた営業秘密と同一でないデータの削除は明示的には認められていない。

⁵² この意味では、元データと全く同一性が観念できないデータが創出される場合、そのようなデータを「派生データ」と呼ぶことの当否は検討の余地がある。「派生データ」との呼称自体、一種のオーナーシップ論に通じる側面があり「派生」との語が単なる事実を超えた一定の価値観を伴う場合も想定される。そのような事態への懸念がある場合には、「加工データ」等より価値中立的な呼称を用いることも検討に値する。

⁵³ カーボンフットプリントとは「Carbon Footprint of Products」の略語である。製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO2 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはその仕組みを指す。なお EU 電池規則における CFP の詳細に関しては、附属書 III において示される。

自社製品由来の排出量や部品構成の様に、他社に情報公開することで、自社の部品構成情報や活用技術、ノウハウ、商流等が類推されてしまう様なおそれのある情報を「トレードシークレット」と呼んでいるが「データ主権」と同様に、同ガイドラインの理解（特に連携基盤の機能的観点）のために必要な範囲を超えた一般的・汎用的な定義の定立を意図しておらず、また、不正競争防止法における「営業秘密」や日本国外における類似の法的概念を指していない。そのため、本解説では、このデータを、法的により正確に「**保護すべきデータ**」と呼ぶことがある。

3 契約形式

(1) 考え得る契約形式

連携基盤を含むデータプラットフォームは、一般的に、その参加者間の①データ提供をその主要な目的とする。これは、連携基盤がサプライチェーン上のデータ連携を目的に組成される場合であっても変わらない。また、連携基盤を介してデータが提供される以上、運営事業者による②データ管理が不可避免的に生じる。

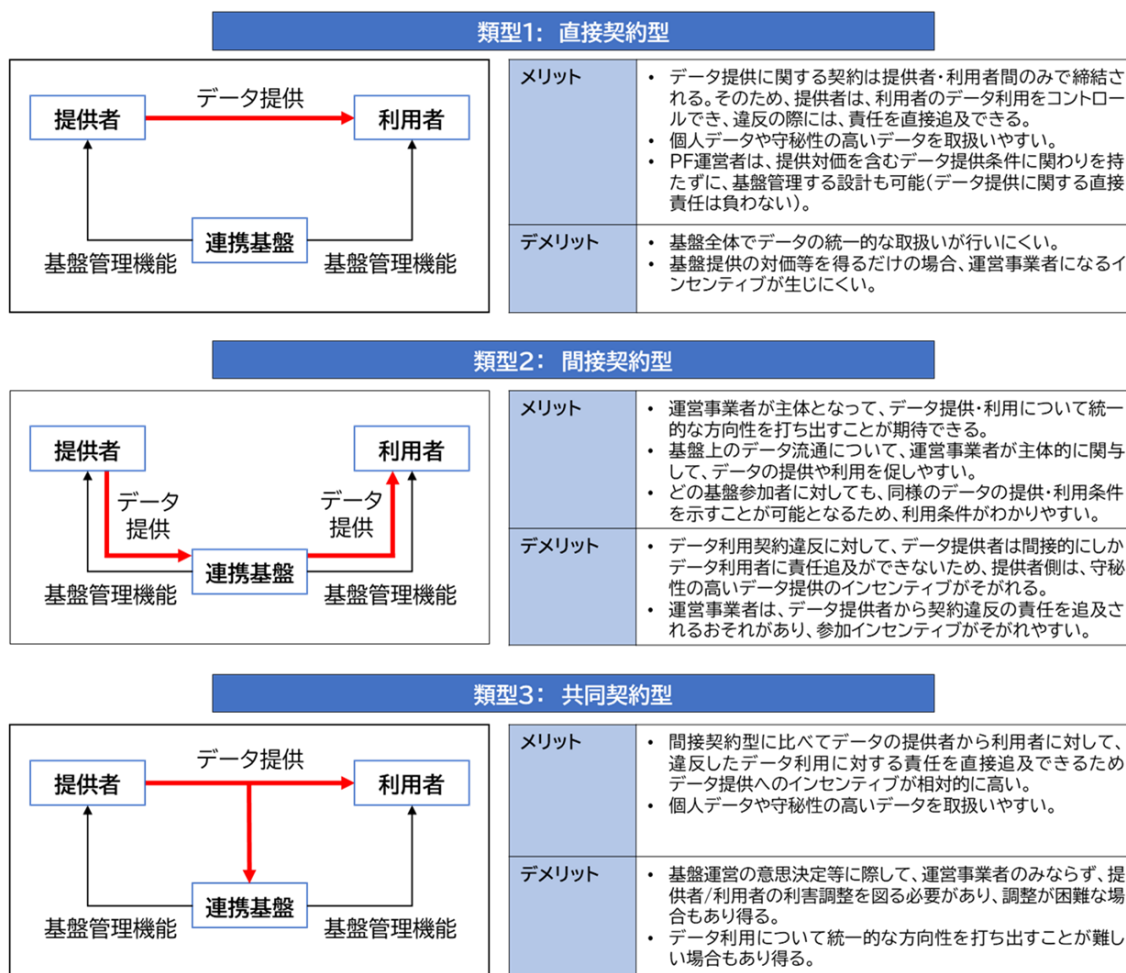
そのため、これら2点が、データプラットフォームの契約形式を検討する際の基本的な要素になる。連携基盤が採り得る契約形式は、その連携基盤の機能にも影響を受け、データ提供を所与の前提とした上で、関係者によるデータ管理の程度により契約形式にバリエーションが生じる。

例えば、運営事業者の関与を必要最小限とする場合には、運営事業者が果たす主たる機能は、参加者間のデータ提供の仲介及びそれを実現するための連携基盤の提供に留まり、データ提供は提供者と利用者がデータ提供に関する契約を直接締結し、実現する建付けが考えられる。この契約形式では、連携基盤は、データそのものを介在するよりも、データを介して、データ提供者とデータ利用者とをマッチングする実質的機能を多分に有する。以下、このスキームを「**直接契約型**」と呼ぶ。

他方、データ提供に対し、運営事業者がより積極的な役割を果たす場合には、データ提供者からデータ利用者に対し、直接にデータが提供されると構成するのではなく、①データ提供者から運営事業者へのデータ提供と、②運営事業者からデータ利用者へのデータ提供の運営事業者を介した2段階のデータ提供を観念するスキームも想定し得る。その中でも、前述①と②それぞれでデータの提供に関する契約を別個に観念するスキームを「**間接契約型**」と呼ぶ。また、運営事業者を介した2段階のデータ提供を観念する場合であっても、データ提供者、データ利用者、そして、運営事業者が全体として1つの契約を締結するスキームも可能である。このスキームを「**共同契約型**」⁵⁴と呼ぶ。

⁵⁴ 共同契約型の契約方式を採用したモデル契約及びその解説を示すものとして、有志報告書・前掲注 4)

これら各契約形式のメリット・デメリットを整理したものが
図 9 である。



※「基盤管理機能」とは、連携基盤におけるサービスが適切に運営されることを管理する機能を指す。例えば、直接契約型であればカタログ提供など、間接契約型であればデータの集約・蓄積機能など、類型によって管理の内容は異なる。

図 9 本連携基盤において想定される連携基盤の類型

(2) 間接契約型の選択

本解説では、基盤契約の契約方式として、間接契約型を想定している。

まず、直接契約型を採用する場合、運営事業者は、データ提供者とデータ受領者間のデータ提供の当事者ではないため、データ提供者が、そのデータ利用条件を独自に設定することが原則となる一方、そのような利用条件の設定を連携基盤の組成目的の観点から統一的にコントロールする主体は想定されない。そのため、参加者

がある。なお、共同契約型のプラットフォームに関する契約の留意点については、齊藤=内田=尾城=松下「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務〔第2版〕」（商事法務、2022年）188頁以下も参照。

次に、共同契約型を採用する場合、間接契約型と異なりデータ提供者とデータ利用者との間の契約があるため、データ提供者からデータ利用者に対する直接的な責任追及が可能となる。このことは、データ提供者がより主体的にデータ利用者によるデータ利用をコントロールすることを可能とし、データ提供へのインセンティブを生じさせ得る反面、運営事業者が把握しない責任追及が個別かつ独自になされるおそれがあり、運営事業者による連携基盤の運営に不確実性が残る可能性がある。

(3) 基盤外契約との関係

The diagram illustrates a data sharing system architecture. A horizontal yellow bar represents the data flow, labeled '上流' (Upstream) on the left and '下流' (Downstream) on the right. Three green boxes represent participants: '参加者A' (Participant A), '参加者B' (Participant B), and '参加者C' (Participant C). Above them are two green boxes for third parties: '第三者D' (Third Party D) and '第三者E' (Third Party E). Below the participants is a large pink box labeled 'データ連携システム' (Data Linkage System). Red arrows indicate data flow: from D to B (labeled '提供 (自社由来)' - Provision (Self-origin)), from E to C (labeled '提供 (自社由来)' - Provision (Self-origin)), from A to B (labeled '基盤外契約' - Outside-base contract), from B to C (labeled '基盤外契約' - Outside-base contract), from the system to A (labeled '提供' - Provision), from the system to B (labeled '利用 (上流由来)' - Utilization (Upstream-origin)), from B to the system (labeled '提供 (自社由来)' - Provision (Self-origin)), and from the system to C (labeled '利用 (上流由来)' - Utilization (Upstream-origin)).

本解説では、基盤外契約として、サプライチェーン上の個々の参加者との間で取引される製品に関する相対の取引契約を前提としているものの（図 10）、基盤契

約とこれら基盤外契約を分離している⁵⁵。

後述するように、保証等、当事者間の義務内容の水準等を検討するための限度では基盤外契約の参照には合理的な面がある。他方で、当事者間の調整の困難性等を理由に、本来基盤契約で定めるべき事項を、基盤外契約による処理に委ねてしまうと、連携基盤の存在意義が没却されるおそれが高くなる。基盤外契約における調整により実現する個別最適の結果を追求するのではなく、例えばある業態のサプライチェーンにおいて、上流から下流までが連携してそのサプライチェーンデータを利活用する等、一定の構成単位でデータを一定の方向性を持って利活用することが連携基盤の主要な目的の1つである。個別調整による処理は、当事者間の力関係その他の関連する事情により左右され、1対1の当事者間における問題の解決として適当であったとしても、個社で見ても複数の相手先がいれば1対nに、全体ではn対nと指数的に煩雑化することとなり、およそ統一的なデータ利活用が困難となる事態が想定される。加えて、連携基盤の果たすべき機能が個別調整を優先する結果、限定的な範囲に制限されるならば、既存のクラウドサービスを利用する場合と実質的に相違なくなる事態も想定される。連携基盤の組成をあえて議論する以上は、そこで取り扱うデータに関する諸問題は、原則として基盤内での解決が指向されるべきであり、その意味では、既存の基盤外契約と独立した規律の適用が連携基盤の安定的な運用に資する。

4 基盤契約に関して想定される主な論点

データに関する法的な問題は、あるデータを利用する者（取得者）を基点とする場合、論理的には、データ取得者によるそのデータの取得、データ取得者内部のそのデータの取り扱い（データ利用及び管理を含む。）及びデータ取得者以外の者（第三者へ）のそのデータの提供の問題に分類できる。そのため、連携基盤（運営事業者）を基点とすれば、①連携基盤へのデータ提供、②基盤契約の当事者間のデータ取り扱い、③（基盤外の）第三者への連携データ提供が、契約上、検討すべき問題が生じる場面として想定される。そのそれぞれに各種の問題は想定し得るが、ここでは、連携基盤組成の際、特に十分な検討が望ましい各問題を概説する。また、本解説の理解に資するべく、適宜想定する仮想事例を示しているものの、如何なる解決が適切であるかは実運用によるところがあるため、本解説では事例を示すに留めている。

なお、基盤契約の内容を検討する際には、連携基盤で想定される処理の全てを契約で規律する必要はないとの視点が重要である。むしろ、基盤契約において適用ルール

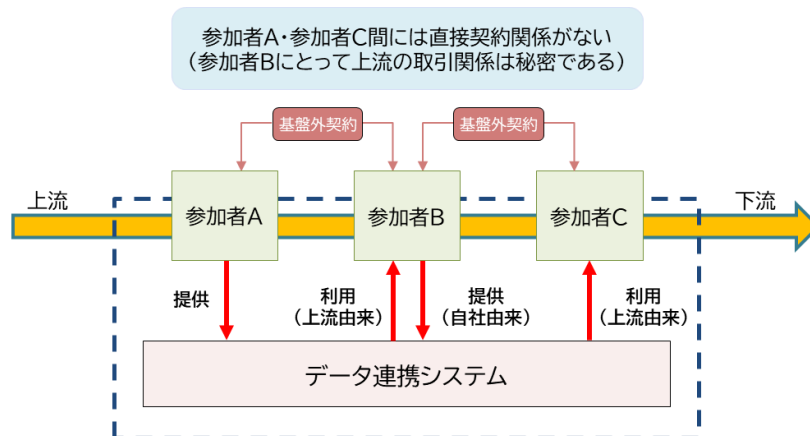
⁵⁵ 基盤契約は各参加者と運営事業者との間の2者間の契約関係を規律するものにすぎない。このような枠組みでサプライチェーンを考慮可能なのは、基盤外契約としての各取引契約により各参加者が接続されることで、関係の連鎖（チェーン）が構成されるからである。換言すれば、本解説が想定する基盤契約は、その枠組みからして、サプライチェーンへの利用に限定されるものではない。

全てを網羅することは現実的ではなく、詳細な規律を設けるとかえって事後的な調整が困難となるおそれがある。運営事業者への一定の裁量の付与に問題がない事項あるいは合意事項の枠内の詳細なルールは、連携システムレベルで実装する前提で、基盤契約は概括的記載にあえて留める等の対応が適切な場合もある。

(1) 連携基盤へのデータ提供（データの信頼性）

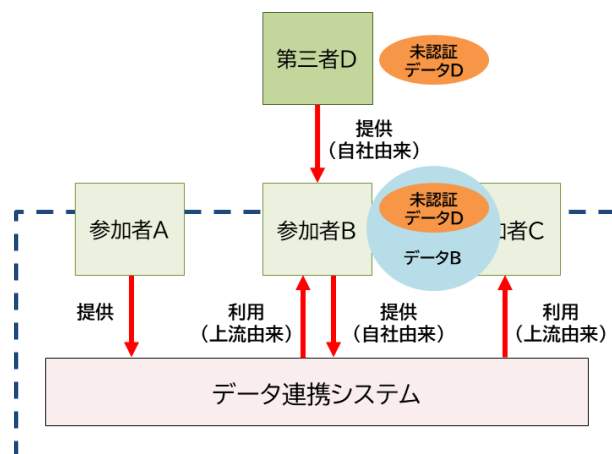
【仮想事例 1】

参加者 C が、連携基盤を介して提供を受けたデータを用いて、製品の安全性に関する評価を行い、これを外部機関に提出したところ、当該データが外部機関の評価基準に適合しないことが判明し、その結果、参加者 C の製品出荷が滞り、逸失利益が生じた事例。参加者 C は参加者 B との間に直接的な取引関係を有しているものの、参加者 B にとって、上流の取引関係が秘密情報にあたり、参加者 C が、上流のデータ提供者（参加者 A）の存在を容易に把握できない。



【仮想事例 2】

参加者 B が、連携基盤に参加していない取引先（第三者 D）から提供を受けたデータ D を含むデータ B を連携基盤に提供する事例。連携基盤に提供されるデータは外部認証機関による認証を受けるべきであるところ、データ D は認証を受けていない。



連携基盤の使用に関して想定されるインセンティブの要素（より正確にはコスト低減の要素）として、連携基盤で取り扱われる連携データにこれを利用するに足る信頼性（信頼性）があることが挙げられる。信頼性の具備は、法的には、データの保証及びその違反に対する責任の問題として先鋭化し得る。しかし、連携基盤の設計上より重要なのは、個々の参加者の救済ではなく（これ自体が重要であることは否定しないものの）、連携基盤全体として、如何にして連携データの信頼性を担保するか、すなわちデータを信頼して利用できる環境を整えるのかとの視点である。換言すれば、個別の責任論はその設計思想実現の視点からの議論が重要であって、この視点を欠いた責任論は、ややもすれば、議論のための議論あるいは剥き出しの利益衡量に帰着することは十分に意識されるべきである。

ア 「信頼性」

「信頼性」の内容には多様なものが含まれ得るが、本解説は、主なものとして、①実体的な信頼性（便宜上「**正確性**」という。）と、②手続的な信頼性（便宜上「**手続信頼性**」という。）を想定する⁵⁶。

①「**正確性**」は、データが一定の許容範囲に収まる程度の正しさを兼ね備えている状況を意味する。正確性は、真値や事実を基準として、それとの差異の小さ

⁵⁶ 本解説では「正確性（実体的な信頼性）」及び「手続信頼性（手続的な信頼性）」を併せて「信頼性」として整理しているが、これらはいずれも「正確性」の要素であるとも整理し得る。いずれも定義の問題ではあり、本解説の呼称もあくまでも便宜的なものにすぎない点は留意されたい。

さ（いわゆる誤差の許容範囲）を表す概念である。データの性質によっては真値や事実が確立し難いものもあり、また誤差の許容範囲について定立し難いものもある。そのような真値や事実あるいは誤差の許容範囲等の正確性の判断基準が定立されないデータにおいては、正確性の担保を求めても、その具合的意味内容は不明であり、実質的には機能しないおそれ、あるいは、少なくともその適用を巡り紛争が生じるおそれがある。

②「手続信頼性」は、データの性質そのものではなく、データが一定の手続や手順に従い取り扱われていると第三者が評価しているとの事実をもって、そのデータを信頼できると評価する概念である。特に、正確性の判断基準が定立されないデータについては、手続信頼性に依らざるを得ない場合も想定される。如何なる手続や手順が適切かは関係者の合意により定めるべきであるが、例えば、対象となるデータが所定の認証機関による認証（取扱手続に関する適合性評価）を受けていることをもって、そのデータの信頼性が担保されていると評価する方法も考えられる。

【コラム】正確性と手続信頼性の違い

本解説では、前述のとおり、信頼性の内容を正確性と手続信頼性に区分したものの、手続信頼性を、データが一定の手続や手順に従い取り扱われていることを基礎にする概念と整理する場合、そのような手続や手順の粒度の解釈次第では（例えば、その手続や手順をデータの発生時の観測手法レベルまで突き詰めるような場合）、正確性と手続信頼性が果たして峻別し得るのかは議論の余地がある。

もっとも、手続信頼性の要諦は、連携データが一定の手続や手順に従い取り扱われていることそのものにあるのではなく、これらの履践について、データ提供者以外の第三者による確認プロセスを介していることにある点は留意が必要である。換言すれば、手続信頼性の確保に必要な手続や手順の粒度は、如何なる手続や手順を踏まえば、連携データの利用用途等に照らして、その評価者が、その連携データが信頼できると判断できるか次第のところがある。

イ データの保証

(ア) 保証内容

連携基盤に提供される、ひいては取り扱われる連携データに如何なる信頼性を求めるかは、契約技術上は、連携データに対する保証（表明保証）、すなわち契約当事者による一定の事実の真実性の表明の内容に反映されるのが一般

的である⁵⁷。

如何なる内容の保証（表明保証）を求めるかは、連携基盤でやりとりされる連携データの性質や、基盤内外の関係者の関係性、取引や業界慣行、法規制あるいは関連するシステムの設計等にも左右される。

例えば、正確性は、適用される法規制上、連携基盤で取り扱うデータについて一定の正確性が求められるならば、連携データにその限度での正確性の保証を求めても、データ提供者が受け入れやすい場合も想定される。また、連携基盤の枠外で、製品等に付随して提供されるデータに一定の正確性が求められるならば、基盤上も同程度の正確性の要求が合理的とも評価し得る。

他方、連携データの性質上、正確性が必ずしも求められない場合、手続信頼性が担保されれば足りる場合もあり得る。例えば、第5・2で詳述するとおり、EU 電池規則上、EV 用電池等の CFP 関連情報には、EU 適合宣言を受ける等の対応が求められているものの、それ以上に一定の基準に従った正確性の担保等が求められていないことを踏まえ、本ユースケースでは、外部認証機関による認証を得ているとの手続信頼性をもって、その保証の内容としている。

以上のとおり、データの保証に関する議論は、連携基盤単体で完結せず、連携基盤内外の関係者間の十分な議論を経て、その内容を検討する必要がある。

(イ) 保証違反の責任

連携データに関する一定の保証を求める場合（いわゆる「表明保証」）、その保証に違反した際に、運営事業者や参加者が、データ提供者に対し、如何なる責任を追及し得るかが問題になり得る。

表明保証を債務と捉えるか否かも含めその性質に関する議論はあり得るが⁵⁸、契約技術上は、債務不履行があった場合よりも幅広く契約違反があった場合に、運営事業者が、データ提供者に対し、何らかの責任追及をできる建て付けとしておけば、表明保証の法的性質論が実質的に問題となる場面は限定的である。

表明保証違反があった場合にデータ提供者が負う責任としては、基盤の使用停止、契約解除、損害賠償請求等が考え得るが、特に補償責任の可否及び設ける場合の範囲が重要である。補償責任の法的な性質にも議論があり得るが、一般的には、故意又は過失を要件としない等、損害賠償義務とは区別された約定の金銭支払義務を中核的な内容として構成される。この場合、補償責任が生じ

⁵⁷ ただし、手続信頼性に関しては、例えば、外部認証機関による認証を得ている場合等、求められている手続に第三者が介在する場合、データ提供者による表明保証を求めるよりも、その第三者による証明書等の交付を求めることが現実的であるから、表明保証を求める実益が限定的である場面も想定される。もっとも、便宜上、以下は表明保証により信頼性を担保することを前提に論じる。

⁵⁸ 表明保証に関する法的論点を概説するものとして、青山大樹「英米方契約の日本法的解釈に関する覚書（下）」NBL895号（2008年）73頁

る要件は、強行法規に反しない限り、もっぱら当事者間の合意で定まり、それが故に契約違反にとらわれない多様な責任の設計が可能となる。間接契約型のスキームの下では、データ提供者の補償責任は運営事業者に対する責任に留まるが、データ基盤の他の参加者が被り得る損害を考慮の上で、補償金額や内容を決める等の調整も考えられる。ただし、補償責任の内容として金銭の支払いを定める場合には、運営事業者による参加者に対する支払あるいは分配義務を同時に定める等の対応が必要になるため留意が必要である。

また、補償内容は、データ提供者と運営事業者の関係に留まらず、連携基盤利用のインセンティブを左右し得る以上、潜在的な参加者が受容可能な内容とする必要がある。その内容を決定する際には、連携基盤のみならずその背景にある契約関係等も踏まえた総合的な考慮及び利害調整が必要となるため十分に留意すべきである。

ウ データの更新

連携基盤が一定期間データを保持するならば、連携データの内容等が経時的に変わり得る場合、特に適用される法規制上連携データの内容等を一定期間ごとに最新に保つことが求められる場合、対象となる連携データを誰が、どの範囲で更新するのかが問題になり得る。データの保証（表明保証）を、連携データが連携基盤に提供される際の信頼性を問うものと整理するならば、データの更新は、一度確立された連携データの信頼性の維持の問題とも位置づけられる。

連携データが現に連携基盤で利用されている場合、データの更新に関する議論は、①データ提供者によるデータ更新義務の有無及び内容（頻度を含む）、②データ更新がされた際の利用者への連絡の方法等の論点を含む。もっとも、②更新の連絡は、連携システム上連絡を自動的に行う機能が実装されているならば、連携基盤の提供機能の内容に集約される。そのため、契約上は、①更新義務がデータ更新の中核的な問題として整理される。

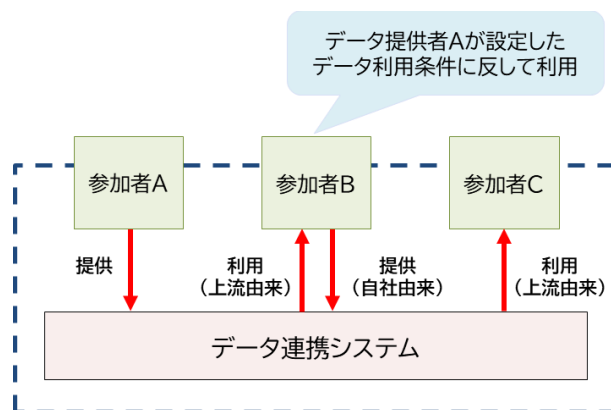
データ提供者に①更新義務を課するのが適切であるかは、保証と同様に、連携基盤でやりとりされるデータの性質や、連携基盤内外の関係者の関係性、取引や業界慣行、法規制あるいは関連するシステムの設計等にも左右される。例えば、データの継続的な更新が取引又は業界慣行や法規制上求められているならば、更新義務にも一定の合理性がある。他方、その義務が一般的に認められていない状況においてデータ提供者に更新義務を課すならば、一定のインセンティブの付与が必要となる場合も考えられる。

(2) 基盤内のデータ取り扱い

ア 連携データの利用のコントロールの要否

【仮想事例 3】

参加者 B が、連携基盤から入手した参加者 A 提供の連携データをその利用条件に反して、自社製品の改善等の目的で利用した事例。



間接契約型のスキームの下では、データ提供者とデータ利用者との間には直接契約関係がない。そのため、連携基盤内のデータ利用に関する管理は運営事業者を介して実現するが、この際、データ提供者に連携基盤内のデータ利用に対するコントロールをどの程度付与するかは連携基盤の在り方を左右する重要な決定事項である。その考慮要素としては様々なものが想定されるが、重要な要素として、データ提供者の連携基盤に対する参加インセンティブとの関係をどのように整理するかの問題がある（前述第3・3・(2)参照）。

一般論としては、データ提供者を含む関係者が、法規制の存在等により事実上参加を強制される連携基盤では、データ提供者の参加インセンティブを考慮する必要性は減退する。この場合には、連携基盤内のデータの取り扱いも、法規制を含む強制力を前提にその内容が定まることが少なくなく、データ提供者によるコントロールを可能とする実益がさほどない場合も想定される。

他方、データ提供者の参加が任意である連携基盤では、データ提供者が有するデータが、競争法等の適用法令において許容される範囲において、事実上独占又は寡占されている等、他者が容易にアクセス可能でない場合には、データ提供者によるデータ提供は、その独占又は寡占状態によりデータ提供者が享受する利益を一部毀損し得る。そのリスクを踏まえてもデータ提供者が連携基盤に参加する場合、連携基盤から何らかのベネフィット（便益）を得られるとのインセンティブが最も重要な考慮要素になる。加えて、データ提供によりデータ提供者の想定以上にデータの価値を棄損させる事態を回避することが、データ提供者の参加イ

ンセンティブを必要以上に減退させないために重要である。この観点からは、特に保護すべきデータの管理に関する連携システム上の機能が最も重要ではあるが、その技術的対応が困難な事態な場合はもとより、その困難性がない場合であっても、基盤契約上のデータ提供者によるデータ利用のコントロール可能性が、データ提供者による参加を促す場合も想定される⁵⁹。

イ データ利用条件

データ提供者による連携データの利用条件のコントロール（データ提供権限）を連携基盤上実現するための手段として、本解説では連携システム、そして契約上、「**データ利用条件**」が機能することを所与の前提としており、データ利用者は、データ利用条件にしたがって連携データを利用することが求められる。データ利用条件による規律の主たる考慮事項としては、基盤内での利用を前提にする場合、①主体（規律の対象となる者）、②客体（規律の対象となるデータ）、③内容の3つが考えられる。また、例外的な場合として、④データ提供者が連携基盤を脱退⁶⁰する場合の取り扱いは別途考慮が必要である。

（ア）主体（規律の対象となる者）

データ利用条件の主な対象主体としては、(a)運営事業者と(b)データ利用者が考えられる。間接契約型のスキームでは、(a)運営事業者によるデータ利用条件は、運営事業者がデータ提供者に対して直接負う義務の内容を構成するのに対し、(b)データ利用者によるデータ利用条件は、運営事業者を介して実現すべき間接的な義務の内容を構成する。もっとも、運営事業者によるデータ利用は、多くの場合、連携基盤の機能の提供に必要な限度に留まるため、データの種別に左右されない統一的な利用条件の設定で足りる一方、データ利用者によるデータ利用には、データ提供者が連携データごとに細やかなコントロールを設定する必要がある場合も考えられる。この場合には、あえて、運営事業者によるデータ利用可能範囲を「データ利用条件」として銘打って契約上表示する必要は一般的にはなく、データ利用者の利用条件のみを「データ利用条件」として整理すれば足りる⁶¹。

なお、連携基盤上の連携データを、データ利用者ではない第三者に対し提供

⁵⁹ ただし、公正取引委員会 競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会 報告書」（平成 29 年 6 月 6 日）45 頁では「データ提供者が、ある市場において、市場支配力を有しており、当該市場における事業活動を通じて収集するデータが、当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし、かつ、代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合に、他者によるデータへのアクセスについて、合理的な理由なく制限を設けることは、独占禁止法上問題となり得ると考えられる」と指摘されている。

⁶⁰ 比喩として「脱退」との表現を用いているがより正確には関連する基盤契約が終了した場合を指す。

⁶¹ 本モデル規約もこのような整理を採用している。

する必要がある場合、これを受領した第三者による利用を何らかの形で制限する必要があるかは検討が必要である。何らかの制限が必要な場合、このような第三者は基盤契約の当事者ではないため、データ利用条件による規律ではなく、連携基盤の形態や運用を踏まえて個別に対応する等の処理が考えられる（第6・6・(4)・アを参照）。

(イ) 客体（規律の対象となるデータ）

②データ利用条件の規律の対象となるデータとしては、連携システム上取り扱われるデータが考えられ、その具体的な規律の粒度としては、(a)連携データごとにコントロールを可能とする方法や、(b)連携データを一定のクラスに区分し、クラス単位でコントロールを可能とする方法（そのクラスの分け方としては、第2で言及した協調領域と競争領域の区分もあり得る）又は、(c)連携基盤内の連携データに一括して利用条件を設定する方法等があり得る⁶²。

なお、データ利用条件の規律の対象となるデータの範囲を検討する際には、その対象を連携基盤に提供された連携データそのもので足りるとするのか、それとも、連携データに対して何らかの加工や処理を施した基盤由来のデータ（いわゆる「派生データ」）までも含むのかの検討が必要である。システム内で利用される連携データはあえて派生データとして整理する必要性は乏しいため（後述(ウ)参照）、派生データの議論が生じるのは加工や処理がシステム外で実施される場合、すなわち、システム外利用の場合である。ただし、派生データは、その意味内容を適切に定義しなければ⁶³データ提供者のコントロールが及ぶ範囲が形式的には無限定に広がる可能性があり、連携基盤による統一的な連携データの利用に影響を及ぼすおそれや、加工や処理の結果、技術的又は法的にその元となった連携データ（元データ）と同一性を欠くと評価される場合にまでデータ提供者のコントロールを及ぼすことが実質的に正当化できるか等の考慮が必要である。

(ウ) 内容

③データ利用条件の内容としては、連携データを利用可能な目的⁶⁴（より具体的にはその目的以外の利用禁止）、期間、地域、態様等が考えられる⁶⁵。た

⁶² ただし、これらの区分はあくまでも、データ提供条件/データ利用条件によるコントロール単位の区分であって、連携データそのものの区分ではない点には留意が必要である。注85)も参照。

⁶³ 例えば、派生データそのものの定義を設ける、あるいは、派生データ創出のための加工に関する定義を設ける等が考えられる。

⁶⁴ 連携基盤全体で連携データのデータ利用条件を統一的に規律する場合、連携基盤におけるデータ利用目的を統一的に定めることも考えられる。また、個別のデータ利用はデータ利用条件により規律しつつも、データ連携基盤がよる原則を提示するべく、連携基盤の目的を呈示することも一案である。

⁶⁵ システム外利用の可否については以下述べる通り留意が必要である。

だし、現実には、連携基盤上の連携データの利用は連携システムによる制限も受けるため、データ提供者による無制限のコントロールは及ぼせず、運営事業者があらかじめ設定したオプションの中からデータ提供者が選択をする範囲でのみコントロールを認めることが適当な場合も少なくない。なお、第三者提供の可否をデータ利用条件に含める事も可能であるが、本解説では、運営事業者については、想定される利用から、第三者への連携データ提供行為を切り分けて、データ提供条件により規律していることと平仄を合わせて、データ利用条件の規律対象には、第三者への連携データ提供が含まれないと整理している。

このような利用条件の内容のうち、特に参加者による連携データのシステム外利用をどこまで許容するかは、データ利用条件設定の際の重要な考慮事項である。システム外利用を許容する場合には、運営事業者による管理が及ばない場合が想定されるからである。連携基盤内のデータの全てについて、ダウンロードを含む、システム外利用を禁止する場合、運営事業者の管理が及ばないデータは限定的である。技術上及び人的に適切な情報管理がなされているならば、情報漏洩の事実上のリスクは、システム外利用を認める場合と比較して、限定される。そのため、連携基盤のシステム外での自由利用が可能なスキームと比較して、機密性の高いデータが、連携基盤に提供されやすくなる側面がある。また、データ利用条件を個別のデータに設定せず、連携データに統一的に及ぼす場合には、いわゆる派生データの取扱いに関して生じる問題を避けられることも利点である。連携データを用いて作られた派生データも、連携データとして取り扱えばよいからである。

他方で、連携基盤の性質によっては、システム外利用を全くできない場合には、利便性が損なわれることも十分に考えられ、ひいては、連携基盤の組成自体が困難となってしまう場合も想定される。しかし、システム外利用を認めると、保護すべきデータの事実上の流出リスクは高くなる⁶⁶。また、連携データのみならず、それを用いて生成された派生データについて、その利用に何らか

⁶⁶ システム外利用を許容する場合、その利用態様は連携システム上の制約を受けない。そのため、利用条件の設定に際しては、この点も踏まえて、如何なる利用が制約等されるかを検討することが重要である。なお、システム外利用がある場合には、データ利用者による適正なデータ利用を確保するべく、何らかの書類・情報提供義務又は現地調査の権限を定める監査条項を設けることは一案ではある。もっとも、このような監査権限を設ける場合には、①データ提供者による運営事業者の監査、②運営事業者による監査のそれぞれが想定されるが、①については多数のデータ提供者が運営事業者に対する監査権限を行使することを許容する場合、運営事業者による連携基盤の運営が阻害される可能性がある。他方で、①の監査を全く不要とする場合、②の監査権限を求めることが参加者間のバランス調整の在り方として適切であるかとの問題も生じ得る。この点、例えば、①についてはデータ提供者ではなく、より公的な機関による運営事業者の審査等による代替する方法も考えられるところであり、監査条項の採否も含め、如何にして適正なデータ利用を担保するかについては、連携基盤が置かれた具体的な状況も踏まえた慎重な検討が必要な課題の1つである。

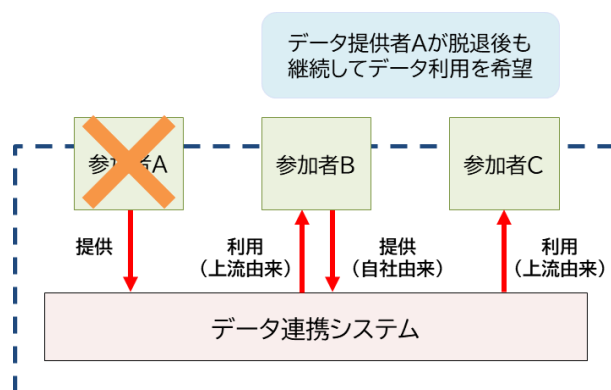
の制約を課すか否かの検討も必要になる。なお、システム外利用を認める場合であっても、更にそのデータの第三者提供を認めるかは慎重な検討を要する。その提供に制限を課さない場合には連携基盤を介する実質的な意味が没却される事態も想定し得るためである。

折衷的に、システム外利用を認めるデータと、認めないデータを分ける対応も考えられる。しかし、システム外利用が認められるデータには、前述の各検討が必要になるため留意が必要である。

(I) データ提供者の離脱

【仮想事例 4】

参加者 A が連携基盤の運営事業者との間の基盤契約を終了し、連携基盤から離脱したが、下流の事業者である参加者 B 及び C は、参加者 A が提供したデータを用いて調整等している既存製品の在庫との関係で引き続き参加者 A が提供した連携データを利用したいと考えている事例。



データ提供者が連携基盤を離脱する場合、すなわち、運営事業者との間の基盤契約を解除する場合、連携基盤内のデータを他の参加者が継続して利用可能とするかはあらかじめ検討が必要である。この際、データ利用者によるシステム外の連携データ利用が可能とされているならば、連携システム上の連携データ利用の可否及び範囲に加えて、連携基盤のシステム外で利用されている連携データの利用継続の可否及び範囲に関する検討が必要となる。

データ提供者としては、自らが参加を取りやめる以上、自らが提供した又はコントロールを及ぼすことができる連携データの以後の利用の停止を希望する可能性がある。他方で、連携基盤運営の観点からは、今まで利用可能であった連携データが突如として利用不可能となることの弊害も想定される。特に、データ提供者のデータを元に新たなデータが生成されている場合には、その取扱いをどうするか等、実施の可否及びコストを含めた各種検討が必要になる。

仮に派生データが法規制による規制対象になり、その創出に関する記録を一定期間保全する必要がある場合には、データ提供者が離脱した後にも、連携データを継続して利用可能とさせなければ適用法違反のおそれが生じる。なお、データ提供者が一度提供したデータは、データ提供者が離脱後も一定の条件の下あるいは期間に限り利用可能とするのは、利益調整の一方法である。

ウ データ提供条件

連携基盤上、データ提供者が自らが提供する連携データを連携基盤内の誰に対し提供するか等をコントロールできる権限、すなわちデータ提供権限を実装する場合、これを契約上実現するための仕組みとして、データ提供者による設定が可能な「**データ提供条件**」の概念を設けた上で、運営事業者はデータ提供条件を充足する者に対してのみ、連携データを提供できる、とする規律があり得る。

連携基盤内の参加者に連携データの提供先が限られるならば、その限りにおいて、データ提供者にデータ提供条件の広汎な設定裁量を付与する建付けが合理的な場合も想定される。しかし、連携基盤の性質上、データ提供者が恣意的に一部の参加者に対する提供を拒む等の場合には、全体的なデータ利活用が阻害されるおそれがあるため、そのような広汎な設定裁量が許容し得るかは検討が必要である（例えば、競争法により、競合他社への提供の拒否が問題とされる場合⁶⁷も想定される）。また、データ利用条件と同様に、実際に如何なる範囲での指定が可能であるかは連携システムによる制約を受けることが想定されるため、いずれにせよデータ提供者による無限定の設定裁量が実装可能な場合は限定的と評価できる。

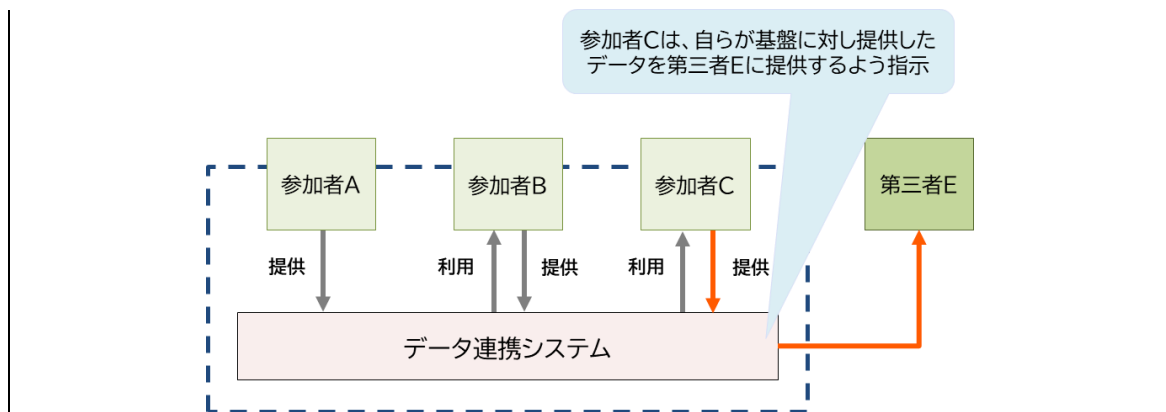
(3) 基盤外の第三者へのデータ提供

ア 運営事業者によるデータ提供

【仮想事例 5】

参加者 C が、連携基盤に参加していない外部の取引先（第三者 E）に対して、連携基盤から取得した連携データを利用して創出したデータを、運営基盤を介して提供した事例。

⁶⁷ 前掲注 59) に同じ。



間接契約型の契約スキームの選択の要諦は、連携データの管理を含めた連携基盤におけるデータ取り扱いへの運営事業者の介在にある⁶⁸。換言すれば、連携基盤上の連携データを参加者が自由に基盤外の第三者に対し提供できる場合、この運営事業者の権限は後退し、間接契約型を採用する趣旨は没却され、ひいては、連携基盤の利用が正当化できなくなる事態も想定される。したがって、連携基盤を十全に機能させるためには、運営事業者を介さない第三者へのデータ提供の禁止義務を設定することが基本的な設計方針となる。

もっとも、このような運営事業者を介したデータ提供は、データ提供条件によるデータ提供者のコントロールの下行われることになるが、基盤外の第三者による利用が何ら制限されない形でのデータ提供を許容することが適切かは別途検討されるべき重要な問題である。第三者への連携データ提供は、データ提供条件の枠組みの下では、データ提供者がこれを許容する場合にのみ可能であることに照らせば、そのような制限を課す要請がない場合も想定される。しかし、例えば、第三者に対し提供される連携データが連携基盤を介さなければ生成が難しい等の事情がある場合（例えば、データ提供者が連携基盤内の他のデータを参照等して生成したデータである場合）には、そのようなデータ提供をデータ提供者の一存で可能とすることの当否が問われる。

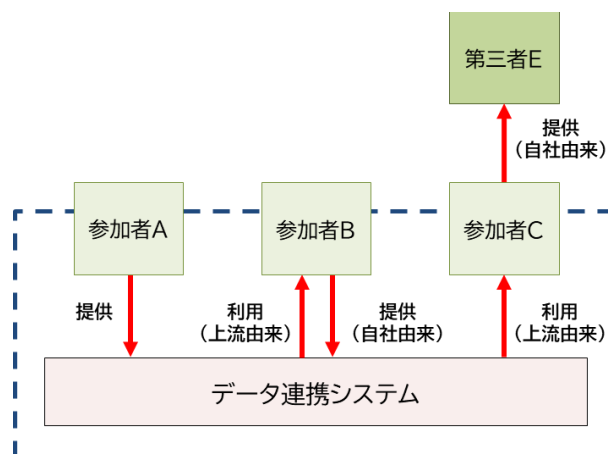
換言すれば、連携基盤を介する場合、データ提供者による連携データのコントロールを一定の範囲で制限する必要性があるのかは、連携基盤に対する信頼性確保の観点からも検討が必要である。連携基盤の性質上、基盤外の第三者による無制限の利用が望ましくないとのことであれば、データ提供者の意向にかかわらず、例えば、連携基盤との間で秘密保持契約を締結することを条件とする等の対応も一案である。

⁶⁸ データ提供者にデータ利用について一定のコントロール権限を与えてとしても、データ利用者との関係で権利行使可能であるのは運営事業者に留まる。

イ データ利用者によるデータ提供

【仮想事例 6】

参加者 C が、連携基盤に参加していない外部の取引先（第三者 E）に対して、連携基盤から取得した連携データを利用して創出したデータを直接（運営基盤を介さずに）提供した事例。



前述のとおり、基盤外の第三者に対し、連携データを提供する場合、連携基盤を介させることが重要である。仮に運営事業者が全く関与しない第三者への連携データの提供を自由に許すと連携基盤を組成する趣旨が没却されるおそれや保護されるべきデータの十分な保護が図れなくなるおそれ等が生じる。そのため、データ利用者による第三者への連携データの提供は原則として許容するべきではない。

しかし、連携基盤の実装に際しては、データ利用者が基盤外の第三者に対し、直接、連携データを提供することがやむなく必要な事態も想定される。この場合であっても、無限定な提供を許容する事は、連携基盤の維持の観点からは適当ではなく、例えば、データ提供者又は運営事業者が許諾した第三者のみに提供を許諾する等、一定の制約を設けることが重要である。

加えて、基盤外の第三者に対し、連携データを提供する際には、そのような提供をするデータ利用者に、第三者に対し自らが運営事業者に対して負うのと同様のデータ取扱義務を負わせることを条件にする等、データ利用者に適切な管理を求める対応も考えられる。もっとも、そのような取扱義務に違反する場合、運営事業者による義務違反の探知は現実には困難である。そのため、原則的には第三者提供それ自体の制限あるいは第三者の連携基盤への参加の打診等が、連携基盤への信頼を維持するとの観点からは望ましい。

第5 本ユースケースの解説

1 想定するユースケース

第3・2で前述したとおり、本解説では、先行ユースケースであるEVの蓄電池トレーサビリティ管理を包含する特定型データ連携基盤（以下「**本ユースケース**」という。）を想定し、そのモデル規約である本モデル規約及び別紙を検討・解説している。

具体的には、本ユースケースは、EU電池規則⁶⁹が、自動車の蓄電池製造における原材料から最終製品（自動車）に至るCFPが適切に連鎖し、計算されたものであることを可視化すると共に、最川下の事業者がこれをレポートとしてEU各国当局に示す義務を課していることを踏まえて、次の各機能を主要な機能として有する連携基盤の実装を想定するものである。

- ・ CFP等のデータ連携に必要な機能の提供
- ・ 各企業に求められる適切なデータ提供を実施したこと（手続信頼性の保証等）に対する管理機能の実現

そこで、まず、EU電池規則の概略を解説し、その後、本ユースケースにおいて実現される各機能をシステム面から解説する。

2 EU電池規則

(1) 概要

EUでは2024年8月17日、バッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定するEU電池規則が施行された。EU電池規則において、サプライチェーンのデータ流通が必要と想定されるものは次の各条項である（図11）。

- ・ 第7条（EV用電池、充電式産業用電池及びLMT用電池のCFP）
- ・ 第8条（産業用電池、EV用電池及びSLI用電池におけるリサイクル材料の含有量）
- ・ 第48条（デューディリジェンス方針）
- ・ 第77条（バッテリー・パスポート）

⁶⁹ Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC (Text with EEA relevance)
<<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32023R1542>>

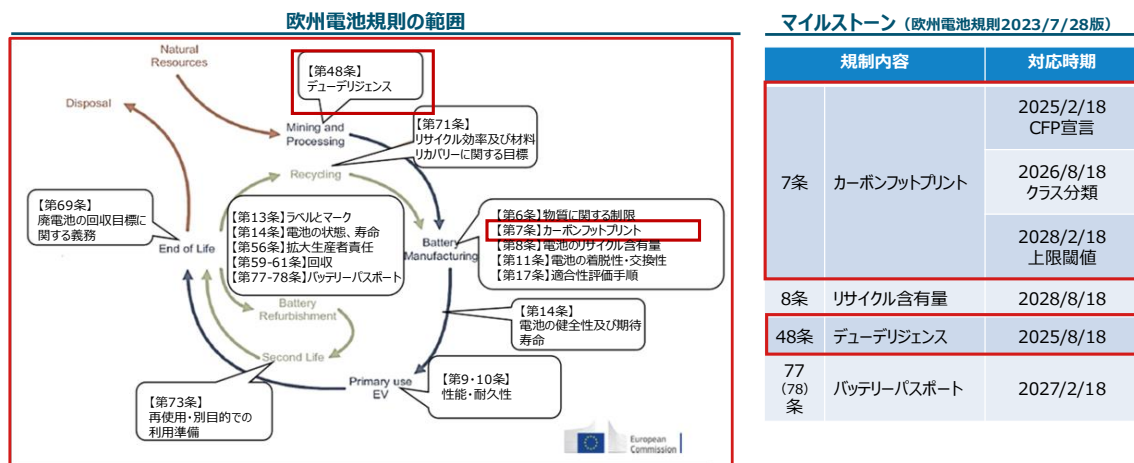


図 11 EU 電池規則における規制⁷⁰

このうち、EU 電池規則の施行後 2025 年 2 月 18 日又は 2025 年 8 月 18 日までに、事業者に対応義務があるものとしては、第 7 条⁷¹及び第 48 条の各義務がある（表 2）。将来的には、第 8 条、第 77 条を満たすことも求められる予定である。

表 2 EU 電池規則において 2025 年 2 月 18 日までに事業者に対応義務がある条項の概要

記載条項	概要
第 7 条第 1 段落（抜粋）	EV 用電池については、電池モデルごと、製造工場ごとに、EU 委員会が採択した委任法に従い、少なくとも以下の情報を含む CFP 宣言を作成しなければならない。 (a) 製造事業者に関する管理情報 (b) 宣言が適用される電池のモデルに関する情報 (c) 電池製造施設の地理的な位置に関する情報 (d) 電池の二酸化炭素排出量。予想耐用年数にわたって電池が提供する総エネルギー 1kWh 当たりの二酸化炭素換算量の kg として計算される。 (e) EU 電池規則附属書 II の 4 項に規定するライフサイクルステージごとに区別された電池の CFP (f) 電池の EU 適合宣言の識別番号 (g) (d) 及び (e) で言及された二酸化炭素排出量の値を裏付ける調査の公開バージョンにアクセスする

⁷⁰ “KIC InnoEnergy, “European Battery Alliance Deliverable : Industrial Policy”, 31 December 2022”
https://eit.europa.eu/sites/default/files/industrial_policy_for_european_battery_alliance.pdf) P15 を基に DADC 作成

⁷¹ 第 7 条で 2025 年 2 月 18 日までに対応する対象は、EV 用電池等のみとする。

記載条項	概要
	ための Web リンク
第 48 条	2025 年 8 月 18 日以降、電池を上市又は使用開始する経済事業者は、本条第 2 段落及び第 3 段落、並びに第 49 条、第 50 条及び第 52 条に定めるデューディリジェンス義務を履行しなければならない、そのために電池のデューディリジェンス方針を策定し、実施しなければならない⁷²。 - 本条第 1 段落の経済事業者は、電池デューディリジェンス方針が第 49 条、第 50 条及び第 52 条に従って維持され、適用されていることを確保するために、第 51 条に従って届出機関による電池デューディリジェンス方針の検証（第三者検証）を受け、その届出機関による定期的な監査を受けなければならない。届出機関は、監査を受けた経済事業者に監査報告書を提供しなければならない。 - 本条第 1 段落に言及される経済事業者は、その電池デューディリジェンス方針に基づき製造された最後の電池が上市された後 10 年間、第 51 条に言及される検証報告書及び承認決定書並びに本条第 2 段落に言及される監査報告書を含む、第 49 条、第 50 条及び第 52 条に規定される義務の履行を証明する文書を保管しなければならない。 【略】 2025 年 2 月 18 日までに、欧州委員会は、附属書 10 の第 2 項で言及されるリスクに関して、特に附属書 10 の第 3 項及び第 4 項で言及される国際文書に沿って、第 49 条及び第 50 条に規定されているデューディリジェンス要件の適用に関するガイドラインを公表しなければならない。 【略】

このうち、本ユースケースにおける取扱いが想定されている EV 用電池については、表 2 に示した情報を含む CFP 宣言を作成しなければならないが（第 7 条第 1 段落）、CFP の具体的な計算に必要な要素等は EU 電池規則附属書II（CFP）に示されており、事業者はこれを遵守する必要がある（同条第 1 段落(e)）。附属書IIでは、CFP の計算は特定の電池モデルを生産するために特定の製造工場で使用される部品表、エネルギー及び補助材料等を要素として計算し、計算方法については、最新

⁷² この義務に事業者が対応するに際し、認証機関は適合評価結果に関する第三者検証報告書(適合証明書)を事業者に対して提出する。事業者はこれを使用して第 50 条（リスク管理義務）で求める義務に対応することができる（第 50 条第 3 項）。

の“Commission Product Environmental Footprint (PEF) method”等によることとされる（附属書II.1.）。

(2) 適合性評価

第7条の CFP 宣言関連の義務を履行するためには、各事業者は対象となる EV 用電池等について、2024 年 8 月 18 日以降、あらかじめ適合性評価機関による適合性評価を受ける必要がある（第7条第1段落(f)）。

EU 電池規則上、「適合性評価（conformity assessment）」とは、本規則の持続可能性、安全性、ラベル表示、情報及びデューデシリジェンス要件が満たされているかどうかを実証するプロセスを意味し（第3条第1段落(39)）、また、「適合性評価機関（conformity assessment body）」とは、校正、試験、認証、検査を含む適合性評価活動を行う機関を意味する（第3条第1段落(40)）。この適合性評価機関による適合性評価は、附属書 VIII（適合性評価手順）の Part B、Part C に従う必要がある（第17条第2段落）。

(3) 違反の際の罰則

各国の市場監視当局は、電池が第7条等の EU 電池規則における要求事項を満たしていない場合、事業者に対して是正措置を講じることや、市場からの撤退、電池のリコール等を求めなければならないとされている（第79条第1段落）。是正措置が求められ、かつ合理的な期間内に十分な是正措置を行わなかった場合には、市場監視当局は電池の利用禁止・制限措置や市場からの撤退命令、リコール等の暫定措置を講じるとする（第79条第4段落）。この暫定措置に対して、加盟国又は欧州委員会から 3 ヶ月間、異議が呈されない場合には、正当な措置として確定する（同条第7段落）。

なお、デューデシリジェンス義務（第48条等）の不遵守があった場合、各国当局が事業者に対して不遵守の是正を求め（第84条第1段落）、適切に是正がなされない場合には、電池の利用禁止・制限措置や市場からの撤退命令、リコール等の暫定措置を講じることとされる（同条第2段落）。

3 本ユースケースにおいて想定される連携基盤

第5・3で前述したとおり、EU 電池規則上、CFP に関しては各種の義務が課せられており、これを適切に遵守しない場合には市場からの撤退のおそれがある等、事業に与える影響は大きい。そこで、本ユースケースでは、特に EU 電池規則において直近で求められる対応を、蓄電池のサプライチェーンに係る事業者間で効率的かつ

- ・ 蓄電池トレーサビリティ管理システム（蓄電池の製造において必要となる CFP データ等の管理を行い、データのトレーサビリティを実現するシステム）
- ・ データ流通システム（データ提供者からデータの提供を受け、データ利用者にデータ提供をするのに必要な機能を提供するシステム）
- ・ ユーザ認証システム（利用者の本人性の認証や、利用者が用いるアプリケーション等の事前登録状況を確認するシステム）

Figure 1: Overview of the System Architecture. The diagram illustrates a multi-layered system architecture. On the left, a vertical bar lists components: ルール・トラスト (Rules/Trust), 共通ツール (Common Tools), and データ連携システム層 (Data Interconnection System Layer). The main body is divided into four horizontal layers: 各者システム層 (Each Party System Layer), アプリケーション層 (Application Layer), データ流通層 (Data Flow Layer), and データ連携システム層 (Data Interconnection System Layer). The 各者システム層 contains ユーザ企業A, ユーザ企業B, and ユーザ企業C, each with ユーザシステム (ERP等) and 又は都度出力. The アプリケーション層 contains アプリケーションA and アプリケーションB, each with CFPアプリ and DDアプリ. The データ流通層 contains データ流通システム, which is further divided into 分散配置機能*1 (Decentralized Configuration Function) and データ送受信 (Data Transmission/Reception). The データ連携システム層 contains 蓄電池のトレーサビリティ管理システム (Battery Traceability Management System), 蓄電池パスポート管理システム (Battery Passport Management System), and 関係サービス層 (Relationship Service Layer). The 蓄電池のトレーサビリティ管理システム is further divided into データへのアクセス制御 (Data Access Control) and サプライチェーンのトレーサビリティ管理 (Supply Chain Traceability Management). The 蓄電池パスポート管理システム is further divided into CFP自動計算 (CFP Automatic Calculation), CFP情報管理 (CFP Information Management), CFP開演ステータス管理 (CFP Event Status Management), CFP開演通知 (CFP Event Notification), and CFP開演依頼 (CFP Event Request). The 関係サービス層 contains CFP計算2次データ公開データベースシステム (IDEA等) (CFP Calculation Secondary Data Public Database System (IDEA, etc.)) and 決済システム (Settlement System). On the right, a vertical bar lists components: 共通ツール (Common Tools), SDK, and 他国内外データベース等 (Other Domestic/Foreign Databases, etc.). A legend at the bottom right indicates that blue boxes represent 'アプリ・機能' (App/Function) and orange boxes represent '連携機能' (Interconnection Function).

⁷³ 本ユースケースを基に、具体的な減速や実装の内容を示すため、データ連携ガイドライン・前掲注 1) が策定されている。

表 3 本ユースケースで提供されるサービスの機能概要

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

前記の各サービスを通じて、本ユースケースで想定するデータ連携基盤におけるデータ提供者とデータ利用者との間での連携データの流れを示すものが図 13 であり、また、同連携基盤で取り扱うデータの一覧は表 4 のとおりである。

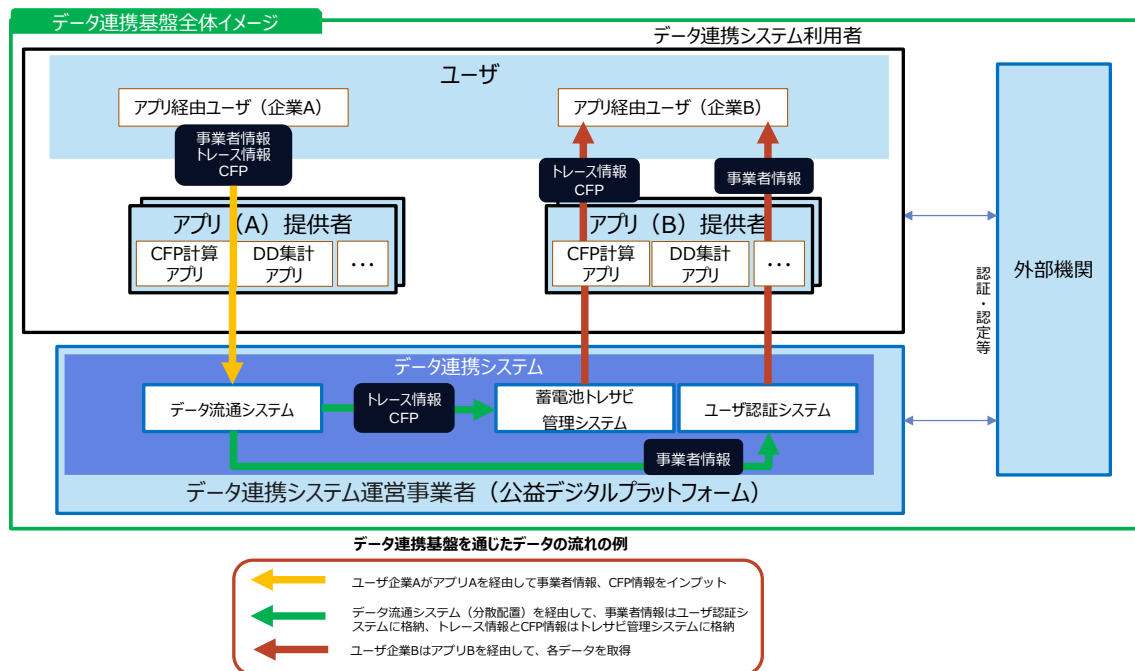


図 13 データ連携基盤を通じたデータの流れ

表 4 本ユースケースで取り扱うデータ一覧

#	データ名	データ項目	当局提出	規制対応に必要な開示範囲*1
1	事業者情報	事業者識別子（内部）	－	非開示
		事業者名	○	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者所在地	○	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者識別子（グローバル）	－	直接取引先、認証機関、一般公開
		事業者識別子（ローカル）	－	直接取引先、認証機関、一般公開
2	事業所情報	事業所識別子（内部）	－	非開示
		事業所名	○	直接取引先、認証機関
		事業所所在地	○	直接取引先、認証機関
		事業所識別子（グローバル）	－	直接取引先、認証機関
		事業所識別子（ローカル）	－	直接取引先、認証機関
		[FK] 事業者識別子（内部）	－	非開示
3	部品情報	トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		部品項目*2	－	直接取引先、認証機関
		補助項目*2	－	直接取引先、認証機関
		活動量*3	－	直接取引先、認証機関
		活動量単位	－	直接取引先、認証機関
		終端フラグ、[FK]	－	直接取引先
		事業所識別子（内部）	－	非開示
		CFP計算エビデンスデータ(任意)	－	直接取引先、認証機関
4	部品構成情報	部品構成情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]親部品トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]構成部品トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]事業所識別子（内部）	－	非開示
5	取引関係情報	取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]納品先事業者識別子（内部）	－	非開示
		[FK]仕入先事業者識別子（内部）	－	非開示
		[FK]納品先トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK]仕入先トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
		取引日付	○	直接取引先、認証機関
6	CFP情報	CFP情報識別子	－	直接取引先
		CFP証明書	○	直接取引先、認証機関
		GHG量	○	直接取引先、認証機関
		GHG量単位	○	直接取引先、認証機関
		CFP種別*4	○	直接取引先、認証機関
		データ品質情報（DQR）	○	直接取引先、認証機関
		[FK]トレース識別子	－	直接取引先、認証機関
7	DD情報	DD情報識別子	－	直接取引先
		DD証明書	○	直接取引先、認証機関
		DD方針準拠フラグ	－	直接取引先
		DDエビデンスデータ(任意)	－	直接取引先、認証機関
		[FK]事業者識別子（内部）	－	非開示
8	依頼・回答情報	依頼識別子	－	直接取引先
		依頼種別	－	直接取引先
		メッセージ	－	直接取引先
		[FK] 取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
		[FK] ステータス識別子	－	直接取引先
9	通知情報	通知識別子	－	直接取引先
		通知種別	－	直接取引先
		[FK] 取引関係情報識別子	－	直接取引先、認証機関
10	ステータス情報	ステータス識別子	－	直接取引先
		ステータス情報	－	直接取引先

サプライチェーンにおいては、以下の①から③の工程を繰り返すことで、上流の事業者（データ提供者）から下流の事業者（データ利用者）に対し、CFP 情報（表 4 記載のとおり、CFP 証明書を含む。以下同じ。）が連携される⁷⁴。

- ① データ提供者は自社で開発し又は基盤外の事業者から提供を受けたアプリケーション⁷⁵を介して、CFP 情報⁷⁶をデータ連携システムに提供する。データ連携システムには、CFP 情報のほか、提供者の認証情報と、提供先等に関する情報が連携データとして、提供される。
- ② 運営事業者が管理するデータ連携システムは、蓄電池トレーサビリティ管理システムにより CFP の履歴を管理しながら、データ提供者によって、提供が許諾されたデータ利用者に対し、適切に連携データを提供する。
- ③ データ利用者は、データ連携システムを通じて取得した他社の CFP 情報を踏まえて、自社が提供する製品等の CFP を計算する。そして、CFP について、第三者機関による CFP 証明書の発行を受けた上で、データ連携システムに自社の CFP 情報を提供する。

また、本ユースケースでは、データ利用者が、必要に応じて、基盤外の公的機関等の第三者に対し、自らが算定した CFP 情報を提供する場合があり得ることも想定されている。

⁷⁴ EU 電池規則においては、例えば欧州委員会の Rules for the calculation of the Carbon Footprint of Electric Vehicle Batteries (CFB-EV) <https://eplca.jrc.ec.europa.eu/permalink/battery/GRB-CBF_CarbonFootprintRules-EV_June_2023.pdf> 6.1 項における 3 種類の認証オプションが想定されるが、本モデル規約では単純化の観点から Option 2 を念頭に整理した。

⁷⁵ 各企業で共通で必要になる機能を行うアプリケーション群。CFP 計算アプリケーション（CFP アプリ）、等を指す。各企業が自ら開発するほか、第三者によるサービス等を利用するケース等が想定される。

⁷⁶ CFP 証明書には、データ利用者の機微情報が含まれるおそれがあるため、データ提供者から運営事業者に対し、提供するものの、他の参加者（データ利用者）への開示は想定されていない。

第6 本モデル規約の解説

1 本モデル規約の位置づけ

本解説末尾に掲載する本モデル規約は、本ユースケースへの適用を前提としつつも、他の連携基盤における適用可能性を確保するべく、第4で解説した各論点も踏まえて、連携基盤として想定し得る基本的な規律内容を本文で定める一方、個別の事案（本解説の場合は本ユースケース）における調整が必要と想定される事項を、別紙で規律する構成としている。この構成の下、本文をそのまま利用しつつも、別紙で適切な調整をすることで、法的な対応コストを低減させつつも、各種の連携基盤を運用できるようにすることを企図している。

もっとも、この構成が採用されているのは、第4で解説した各論点に関する調整の在り方の一例を呈示することによる対応コストの低減を目的とするためであるから、本文の変更が全く許されないわけではない。特に、本文と別紙で採用する規律が大きく異なる場合には、これらを分けて定めることにより、規約の可読性が下がるおそれがあり、また、互いに整合しないルールが記載されることで、解釈上の疑義が生じるおそれもある。そのため、本モデル規約は、むしろ、別紙のみならず本文を含めて適切な調整をした上で利用されることが想定されている。

加えて、本文では「別紙に定める」と「別途定める」の2つの文言を使い分けている。前者は契約締結時に一定の特定が可能であり、また契約の締結の前提となる事項を意図する一方、後者は契約締結時に特定が難しい事項やシステムによる規律が適当な事項を想定している。もっとも「別紙に定める」と記載されている最低限の事項（いわば必要的記載事項）が別紙に記載されている限りは、それ以外の如何なる事項を別紙にどの程度含めるかは関係者間の協議によって定め得る。本モデル規約の別紙も、可読可能性を向上させる等の趣旨から、前述のような最低限の事項に加えて、一部追加的な記載をしている。

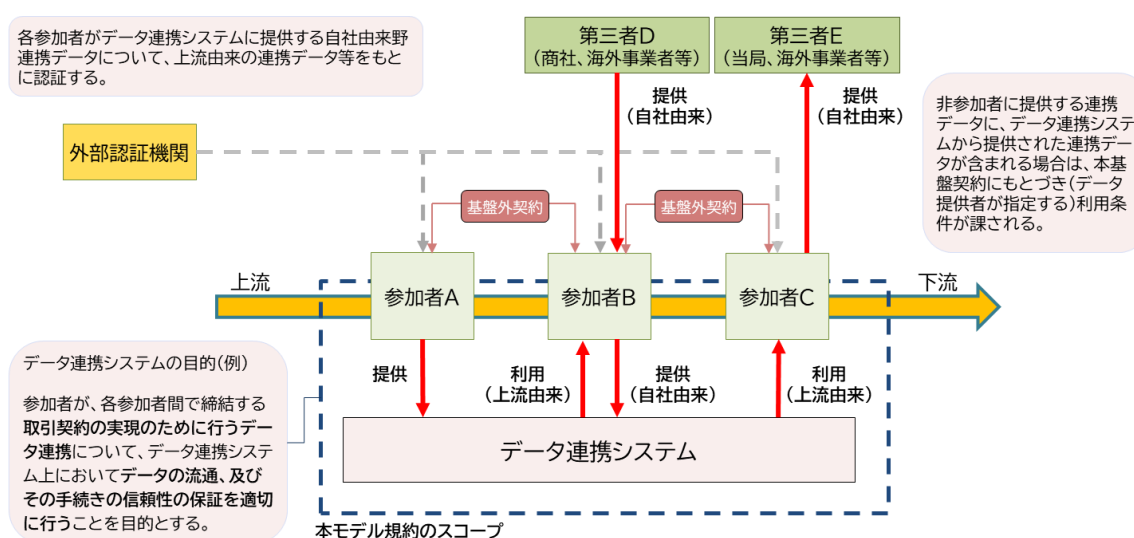
2 本モデル規約の前提

前述のとおり、本モデル規約は、本ユースケースに限られず、連携基盤に広く適用し得る規律の一例を示しているものの、本ユースケースを踏まえて、次の各前提の下、作成されている。

- ① データ連携基盤（本基盤）の参加者の間には、基盤契約以外の基盤外契約（取引契約等）が存在し、本基盤では、それらの参加者がデータ連携するために、運営事業者との間で本モデル規約に基づき基盤契約（本基盤契約）を締結する。
- ② 本基盤の参加者は、主として、自動車の蓄電池のサプライチェーンに関連する国内事業者を想定する。ただし、海外事業者の参加を排するものではない。

- ③ 本基盤で取り扱うデータ（本データ）は CFP 情報（CFP 証明書を含む。以下同じ。）を想定する。下流の事業者が創出する CFP の値は、上流の CFP 値に自己の CFP 値を一定の係数を用いて合算等することにより算定される。下流の CFP の値から、その元となった上流の事業者の CFP の値は技術的に再現困難である。
- ④ 本基盤では、データ流通とトレーサビリティに関するサービス（機能）を主たるサービス（機能）として提供する。
- ⑤ 本データの信頼性は、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること等「手続信頼性」を内容とする。
- ⑥ 本基盤では、認証機関からの認証を得ていない CFP 情報は取り扱わない⁷⁷。
- ⑦ 個々の事業者が本基盤へデータを提供する際には、個々の事業者が開発したアプリケーションや、アプリケーション提供ベンダを通じて行うことが想定される⁷⁸。本基盤から脱退した参加者が提供した本データは、一定の範囲で脱退後も利用できることを想定する。
- ⑧ 本基盤から参加者でない基盤外の第三者へは、データ提供者がデータ提供条件で認めた場合にのみ、かつ、運営事業者を介してのみ実施される（その提供先は基盤介在受領者と呼んでいる）。ただし、適用法令上の規制遵守に必要な場合等、一定の場合には、例外的にデータ利用者による第三者への本データの提供を認めている。

以上を簡略に示したのが、次の図 14 である。



⁷⁷ 前掲注 74)も参照。

⁷⁸ アプリケーション提供ベンダと事業者との間の利用契約等の各契約は本モデル規約の枠外とする。

図 14 本モデル規約の前提簡略図

3 本モデル規約の概要

(1) 本モデル規約の全体像

本モデル規約の規律の全体像は以下の図 15 のとおりである。

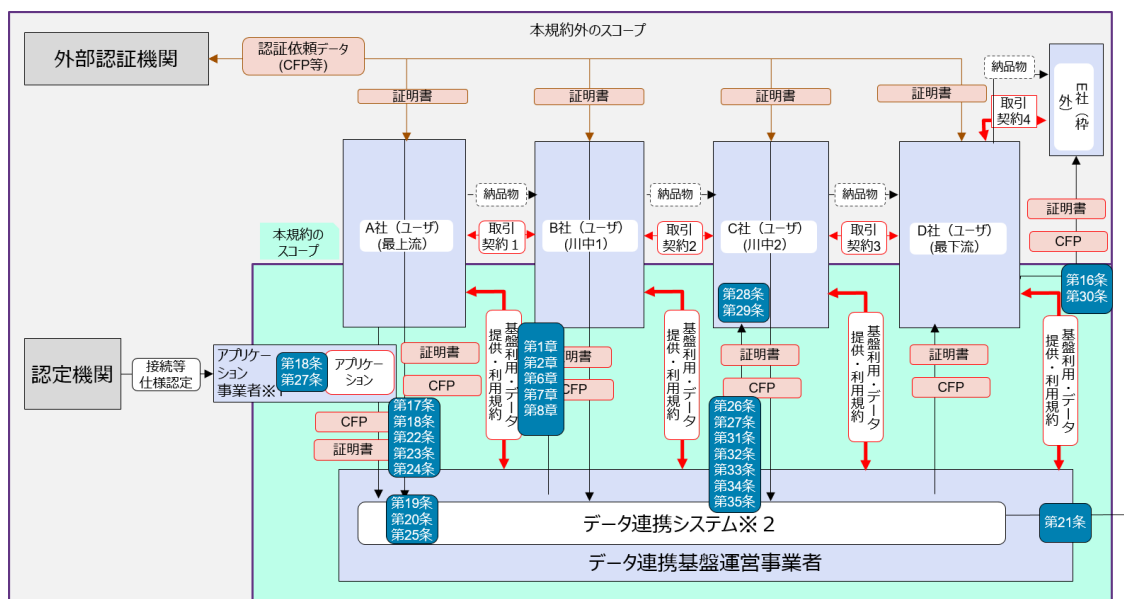


図 15 本モデル規約の全体像

(2) 本基盤におけるデータ取扱いの概要

本ユースケースにおいて、本基盤が取り扱うデータの概要は表 4 のとおりであり、一般公開が予定されるデータを除いては、データ提供者が提供を認めた他の参加者にのみ提供される。

本モデル規約では「本データ」（連携データを主として想定するものである⁷⁹。）の取扱いが特に重要であるため、その全体像を解説する⁸⁰。本モデル規約では、データ提供者が、本基盤上利用されるデータ（本データ）について、運営事業者による提供を「データ提供条件」により、また、利用者による利用を「データ利用条件」により、それぞれコントロールする規律を採用している。

データ提供者により本基盤に対し提供された本データは、全て運営事業者により管理されるものの、その全てがデータ利用者により利用できるものではなく、デー

79 ただし、前掲注 11) で述べたとおり、本モデル規約における「本データ」は、連携基盤の設計次第では連携データ以外のデータを含み得るより広い概念であるため、本解説では両者を区別している。

80 この説明は、本モデル規約におけるデータ取扱いの全体像を示すことを目的とするため、派生データに関する議論は割愛している。本データと派生データの取扱いは、後述第6・6・(1)を参照されたい。

タ提供条件に従い、運営事業者による提供が認められた一部のデータのみが、データ利用者に対し、提供され、ひいては利用可能となる。つまり、本基盤が管理する本データの中には、データ提供条件に従い、①運営事業者に留め置かれるものと、②データ利用者にも提供されるものがそれぞれ観念される。このことを本ユースケースを前提に、図 16 を例に説明する。

図 16 では、データ提供者 A とデータ利用者はサプライチェーン上の上流事業者・下流事業者の関係にある一方、データ提供者 B とデータ利用者は同一のサプライチェーン上の事業者ではない⁸¹と仮定している。

そして、データ提供者 A 及び B が、運営事業者（本基盤）に対し、「事業者情報」「部品情報」「取引関係情報」「CFP 情報」の 4 項目のデータを提供する場合を想定する。データ提供者が提供する各項目のデータそれぞれが、本基盤契約の規律を受ける「本データ」である⁸²。比喩的には、データ提供者 A 及び B それぞれは、運営事業者に対し、それぞれ 4 個⁸³の「本データ」を提供することになる（データ提供者 A について青枠で囲まれた 4 個、データ提供者 B について紫枠で囲まれた 4 個）。

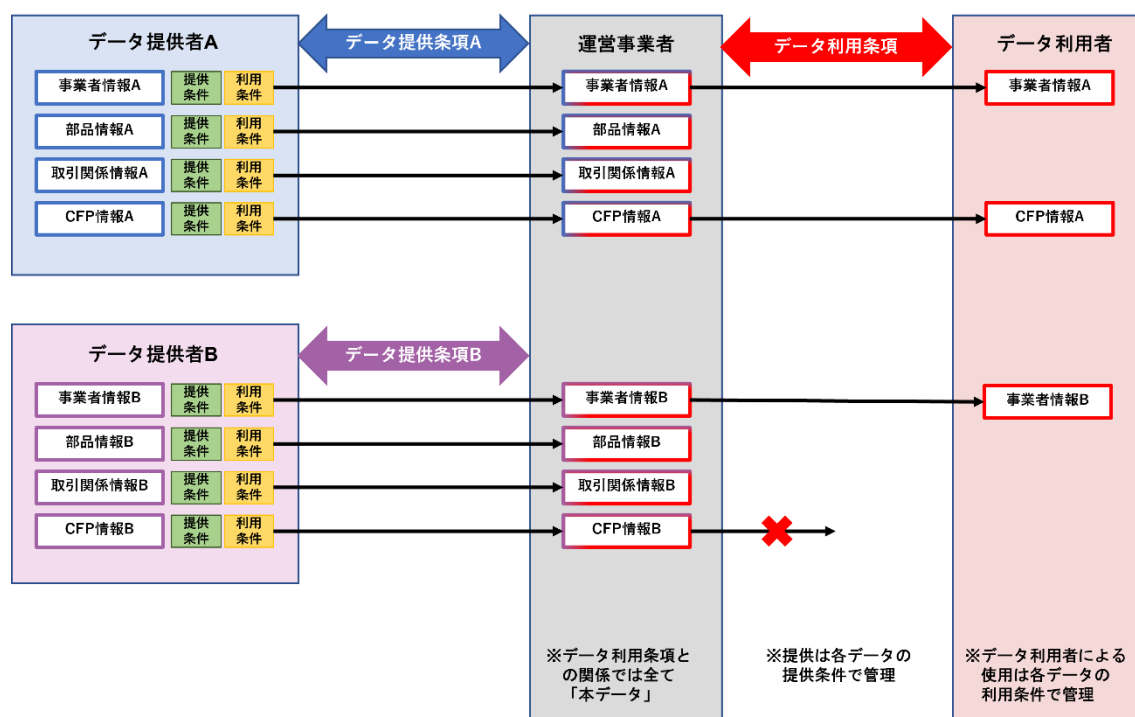


図 16 本データの取扱いの全体像

⁸¹ 極端な例ではあるが、あくまで説明のための便宜上のケースとして読み進められたい。

⁸² 後述するとおり、本基盤上「本データ」は、データ提供条件及びデータ利用条件を設定可能な単位でその該当性が判断される。

⁸³ 「個」等の表現は、本データがデータ提供条件及びデータ利用条件を設定可能な単位である観念できるとの整理を前提とするものであり、一般的・汎用的意味合いを持たない点は留意されたい。

本モデル規約では、データ提供者 A が提供する 4 個の本データはデータ提供条項 A による規律、また、データ提供者 B が提供する 4 個の本データはデータ提供条項 B による規律をそれぞれ受ける。他方、データ利用者は、運営事業者が管理する本基盤のシステム上の全ての本データ（前記例では、青・赤枠又は紫・赤枠で囲まれた 8 個のデータ）を利用し得る地位に立つが、本基盤内の全てのデータを現実に利用できるわけではなく、あくまでも、各データ提供者の定めたデータ提供条件に従い、データ利用者が現実に提供を受けたデータ（前記例では赤枠で囲まれた 3 個のデータ）を、データ利用条件の範囲で利用できるにすぎない。

例えば「部品情報」や「取引関係情報」等は、この例ではデータ利用者への提供が想定されていない⁸⁴。他方、CFP 情報は、第 5 で解説したとおり、データ利用者による利用を想定して、運営事業者を介して提供される。もっとも、図 16 は一例であり、いずれのデータ利用者に対し、データ提供がされるのかは、データ提供条件次第である。本ユースケースの下では、CFP 情報は、上流及び下流事業者間の利活用が想定されている。そのため、データ提供者 A とデータ利用者との間ではこれら本データの提供がなされる一方、データ提供者 B とデータ利用者は同一サプライチェーンに属さないため、これら本データがデータ利用者に対し提供されることはない。

このように本モデル規約は、本データ単位で、その提供及び利用をコントロールする連携基盤を想定して設計されており、それ以上の上位概念によりその取扱いを規律することは想定されていない。例えば、本データの中には、表 4 で示したとおり、一般公開が可能なものと、機微情報として本基盤のシステム外に提供できないものが混在しているが、本データを「一般公開情報」「機微情報」等のラベル付けをしてその取扱いを規律する運用は想定していない。このようなラベル付けの下、その取扱いを規律するのであれば、ラベルによる規律とデータ提供条件/使用条件に関する規律との間の関係を調整する必要が生じ得る。端的には、機微情報とラベル付けされた本データには、それに適切な提供条件・利用条件を設定する必要がある、設定を間違えればそもそも機微情報として成立しない。このような不整合を回避するため、本モデル規約は、契約上、データの性質を前もって規定するのではなく、システム上その利用条件を設定するとの設計思想で作成されている⁸⁵。

⁸⁴ データ提供条件との関係では、非開示の設定がされていることになる。なお、データ提供者が許容するならば、本基盤上、データ利用者への開示をすることは差し支えない。

⁸⁵ 第 4・4・(2)・イ・(4)で前述したとおり、データ提供条件と利用条件をどの粒度で設定するかは、実装によるため「一般公開情報」「機微情報」のレベルで設定できる運用とすれば、実質的には、データへのラベル付けによる処理と同様の結果は実現できる（データへのラベル付けではなく、条件レベルでのラベル付けである）。ここで重要なのは、データの取扱いに関するコントロールを規律する契約上又はシステム上の仕組みを一元化することである。

(3) 契約の建て付け

第4・3・(2)で前述したとおり本解説では、間接契約型の契約方式の採用により連携基盤（本基盤）を規律するスキームを想定しており、本モデル規約についても同様である。この場合、理論上締結されるべき契約として、①データ提供者・運営事業者間の「**データ提供契約**」と、②運営事業者・データ利用者間の「**データ利用契約**」の2つが想定される。そのため、本基盤の利用に関する契約を締結する際には、データ提供契約と、データ利用契約をそれぞれ別個に作成し、それぞれを締結する対応も考えられる。

もっとも、データ提供契約とデータ利用契約の規律内容はデータに関する事項を除けばその大部分が共通する場合が少なくないことや、データ提供者が同時にデータ利用者となる場合がほとんどであると想定されること、そして、複数の契約を用いることにより、その維持調整のための実務上のコストは必ずしも小さくないこと等を踏まえて、形式的には本モデル規約のみを用いて、契約締結する建て付けとして、データ提供契約と、データ利用契約それぞれに特有の条項は関係する当事者間でのみ適用される構成を採用した。この構成には、データ提供者及びデータ利用者以外の属性を有する者が本基盤に参加するとしても、その参加者に特有の条項を追加するだけで対応できる余地があるとの利点もある。

なお、本基盤の性質上、データ提供のみをする参加者は限定的と思われ⁸⁶、多くの場合には、データ利用契約が基礎的な契約となり、これに加えて、データ提供契約が重畳的に締結されることが想定される。

【コラム】本モデル規約の建て付け

本モデル規約では、その文言上は明示していないものの、データ提供条項を本基盤にデータ提供できる包括的な地位（あるいはこれを前提とした規律）を定めるもの、また、データ利用条項を本基盤上のデータの提供を受け、かつ利用できる包括的な地位（あるいはこれを前提とした規律）を定めるものとして整理している⁸⁷。

個別の本データ提供・利用に関する契約のみが本データ提供・利用の都度締結される場合には、その本データ提供・利用が終了した場合に本基盤に関する契約全体が終了することになり、その結果、データ提供・利用が終了する都度、本基盤契約を新たに締結する必要が生じ得る⁸⁸。この問題を回避するべく、データ提供条項・データ利用条項に

⁸⁶ 少なくとも本ユースケースでは想定されていない。

⁸⁷ 個別のデータ提供・利用に関して、更に個別的な契約の成立を観念することも可能であるが、実際の利用の際に適切に整理をすれば足りる問題であるから、本解説ではこれ以上立ち入らない。

⁸⁸ この問題は、データ提供条項とデータ利用条項のそれぞれが、本データの取扱いのみならず、これら取扱いに関する本基盤利用に関する契約関係を規律することに起因する。そのため、本データの取扱い以外の部分を基盤利用に関する条項として括り出す建付を採用する場合には、本文の整理による必要はない。

よる契約のいずれも包括的なものとして構成した⁸⁹。

4 本基盤契約の締結・変更

(1) 本基盤契約の締結

第4条（契約の締結）

- 1 本基盤への参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、本基盤規約の内容に同意した上で、運営事業者が別途定める方法により、運営事業者に対し、本基盤契約の締結を申し込む。この場合には、申込者は、運営事業者に対し、運営事業者が別途定める情報を提供する。
- 2 前項の申込みを受けた場合には、運営事業者は、所定の審査を行った上で、申込者に対し、運営事業者が別途定める方法により、その申込みを承諾するか否かを、通知する。
- 3 申込者は、運営事業者に対し、次の第1号から第3号のいずれにも該当しないことを表明保証する。運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第1号から第3号のいずれかに該当するおそれがある場合には、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込者から申告のあった事項の全部又は一部が事実と反し又は重要な事実について申告がないとき。
 - (2) 申込者が過去に本基盤の使用に関して、本基盤契約に違反した者であるとき。
 - (3) 申込者が反社会的勢力に該当する者であるとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、その申込者による本基盤への登録の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。
- 4 運営事業者が、第2項の規定に基づき第1項の申込みを承諾する旨の通知を申込者に対し発信した時をもって、運営事業者と申込者との間で本基盤契約が成立する。

本モデル規約は、契約自由の原則に基づき、運営事業者に対し、参加を希望する者と契約するか否か、すなわち本基盤の使用を認めるか否かの選択権を与えている（第4条第2項）。この原則に従えば、運営事業者は、その理由の如何を問わず、参加者と契約する義務はなく、また、そもそもその理由をあらかじめ関連する契約書や規約で明示しておくことも要請されない。

もっとも、本基盤やそこで取り扱われる本データの性質、特に本基盤が公益的観点から組成されるような場合には、運営事業者の選択権に一定の制約を課すことが

⁸⁹ データ提供者については、提供の都度必要な範囲でデータ提供に関する契約を成立させれば足りる側面はあるものの、提供と利用のそれぞれの側面で契約形態を異にする構成は、契約の理解を難しくする側面もあるため、提供及び利用のそれぞれについて包括的な契約を観念する構成を採用している。

適当な場合がある。この観点から、本モデル規約では、①一般的に合理的と想定される契約不成立事由（第 24 条第 3 項第 1 号から第 3 号）を列挙すると共に、②より具体的な事情を考慮することが可能である反面、その判断には合理性が求められることを注意的に示すべく、「前各号に掲げる事由のほか、その申込者による本基盤への登録の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき」（同第 4 号）としている。ただし、本基盤契約を締結するか否かの判断に更なる透明性が求められる場合には、例えば詳細な参加可能条件等をあらかじめ公表した上で、これを満たす場合には、申込みを当然に承諾する等の仕組みを採用することも検討に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(2) 本基盤契約の変更

第 44 条（本基盤契約の変更）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随時、本基盤規約の全部又は一部を変更でき、参加者は、これら変更を本基盤契約の締結をもってあらかじめ承諾する。
 - (1) 本基盤の参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本基盤契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 運営事業者は、本基盤規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の●●ヶ月前までに、その変更の内容を、参加者を含む全ての本基盤の参加者に周知しなければならない。これを怠った場合には、前項に基づく本基盤規約の変更は、効力を有さない。

本モデル規約で想定する連携基盤は、特定型データ連携基盤、すなわち、参加者間には一定の基盤外の関係性がある連携基盤であるものの、運営事業者から見た場合には、不特定多数の参加者による使用が想定される。そのため、本モデル規約で想定されるデータ連携が、その内容の全部又は一部が画一的であることが、運営事業者と各参加者の双方にとって合理的なものであると評価される場合には、本モデル規約は、民法上の定型約款に該当し得る（民法第 548 条の 2）。定型約款規制の下では、運営事業者は、一定の場合に、本モデル規約を参加者との個別合意なく変更することができる（民法第 548 条の 4）。

もっとも、本モデル規約を基礎として作成される基盤契約が定型約款に該当するか否かは具体的事情によるところがある。そこで、解釈上の疑義を避けるべく、本

モデル規約では、定型約款規制と同様の変更手続を約定の変更手続として明示しているが（第 44 条）、その具体的な解釈に際しては、定型約款に関する各種議論が参考になるものと解される。

なお、本モデル規約では、変更の利便性と参加者の保護の両方の観点を踏まえて定型約款類似の規律を採用しているが、連携基盤の性質に鑑みて、運営事業者の裁量をより制限することが適切な場合も想定される。このような場合には、本モデル規約とは異なる規律を採用することも一案である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

5 本基盤の運営

第 7 条（本基盤の運営及び機能）

- 1 運営事業者は、本基盤契約の有効期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本基盤を運営し、本基盤機能を提供する。なお、運営事業者のその義務は、本基盤機能の内容に応じて必要かつ適切な安全管理及び情報セキュリティ対策の履践を含むがこれらに限られない。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法により、参加者に対し、その提供を希望する本基盤機能を提供する。
- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

別紙 2.（1）本基盤機能（第 2 条・第 7 条・第 19 条）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

別紙２．（２）本基盤機能に関する保証（第７条第３項）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	保証内容
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	●●
データ流通システム	●●
ユーザ認証システム	●●

本基盤の運営及び本基盤機能の提供は、いずれも運営事業者と参加者との間の準委任契約（民法第 656 条）として整理され得る。この場合には、運営事業者は、参加者に対し善管注意義務、すなわち善良な管理者の注意水準をもって本基盤上求められる役務を提供する義務を負うところ（民法第 644 条、同第 656 条）、本条はこれを確認的に示すものである（第 7 条第 1 項）。

本モデル規約では、本基盤が各種の機能（本基盤機能）を提供することを想定していることから、運営事業者は、本基盤そのものの維持運営に加えて、本基盤機能の提供義務を負うものの、そのそれぞれについて要求される義務の有無や内容が異なることが想定される。

一般論としては、データ連携基盤の運営又は提供にあたり、それに伴う安全管理及び情報セキュリティ対策の履践は運営事業者の重要な義務内容を構成し得るものの、その有無及び具体的な内容は、その対象となる本基盤機能によるところがあり、その保証⁹⁰についても同様である。そのため、本モデル規約では、機能の内容、提供方法、安全管理及び情報セキュリティ対策、保証等は、本基盤機能単位で設計する建て付けを採用している（第 7 条第 1 項から同条第 3 項）。

なお、本モデル規約は、本基盤機能における保証の内容として、本データに関する保証も含んでいるが、第 6・6・(2)・イ・(7)で解説する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本基盤機能として「蓄電池のトレーサビリティ管理システム」「データ流通システム」「ユーザ認証システム」等の各機能を想定しており、これに応じて、別紙ではその機能の概要及び保証内容を呈示する整理を採用している。ただし、

⁹⁰ クラウドサービスを提供する場合には、Service Level Agreement (SLA)や Service Level Objective が定められる場合もあり、例えば、リアルタイム性のあるデータ提供が必要となる場合等には、本基盤機能の保証の一内容としてこれらを定めることも考えられる。なお、SLA の一例としては、SaaS を想定するものではあるが、IPA・経済産業省「～情報システム・モデル取引・契約書～（パッケージ、SaaS/ASP 活用、保守・運用）〈第二版 追補版〉」（2020 年 12 月）104 頁以下を参照。

保証の具体的な内容は、実運用を踏まえて定められるべきものであるから、本モデル規約では枠組みを呈示するに留める。

6 データ提供関連及び利用関連条項

本モデル規約は、データ提供契約とデータ利用契約の2つの契約を1つのドキュメントで締結するため、契約表記上の技術的な理由から、データの取扱いに関する条項が、データ提供者・運営事業者との間の契約条項（第4章）と、運営事業者・データ利用者との間の契約条項（第5章）に分けて規律されている。もっとも、これら条項は統一的に読まれるべきであるから、まず、本データの定義を解説した上で、関連する複数の条項を項目ごとに解説する。

(1) 「本データ」の定義

ア 「本データ」の意味内容（第2条関係）

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

本データ	別紙に定めるデータ
------	-----------

別紙3.（1）本データ（第2条）

「本データ」とは、本基盤に提供された以下のデータを指すものとし、その細目は別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

- ①事業者情報
- ②事業所情報
- ③部品情報
- ④部品構成情報
- ⑤取引関係情報
- ⑥CFP 情報
- ⑦依頼・回答情報
- ⑧通知情報
- ⑨ステータス情報

本基盤では種々のデータ（情報）が取り扱われることが想定されるが、その全てに厳格な規律を及ぼすのは必ずしも適当ではない。そのため、特別な取扱いが必要なデータを「本データ」として整理することにした。具体的には、本モデル規約上、「本データ」に該当しない情報は、秘密情報に該当する場合は別として、

これにアクセスできる者が原則として自由に利用できる⁹¹。

「本データ」は、本モデル規約の別紙で特定されるデータを意味するものであり（第 2 条）、何らかの形で本基盤に対し提供されるデータが想定されている。第 6・3・(2)で前述したとおり、「本データ」は、データ提供条件及びデータ利用条件によりその提供や利用がコントロールされることが想定されていることから、その最小単位はシステム上そのような条件設定が可能な範囲になる。

本モデル規約上、「本データ」は、データ提供者が利用者への提供の可否及びその利用範囲をデータ提供条件及びデータ利用条件の設定によりコントロール可能なものとして想定されているから、本基盤上は、他のデータと区別され得る。そのため、仮に、本基盤上、複数のデータ提供者等が提供したデータが取り扱われる場合であっても、これらデータが本基盤上、混然一体となることは想定されていない。その意味では、本基盤で取り扱われる「本データ」は、個々の互いに区別されつつも本基盤に提供されたデータの束として構成されているのであって、基盤上で取り扱われる本データを総体として観念する場合（間接契約型では、主にデータ利用条項が適用される場合）、本来は、本データ群とでも称されるべきではある⁹²。しかし、過度の概念の複雑化を避ける観点から、これらの基盤に提供された本データの束も、総体としては単に「本データ」と呼び、本基盤への提供時や、本基盤からデータ利用者への提供時等、個別の本データを特に観念する必要がある場合には「提供した」「提供された」等の修飾をしている。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本データの定義等に調整は加えていない。別紙において「本データ」を本基盤に提供されたデータとした上で、その大まかな項目を示しつつも、その細目はシステムに依存することからシステム仕様書で定めるものとしている。

なお、本ユースケースでは、別紙記載の各項目について、データ提供条件とデータ利用条件が設定可能であることを想定しているため、各項目に該当するデータ単位で「本データ」が観念される。また、別紙の記載は、あくまでもどのような項目のデータを取り扱うかを定めているにすぎず、したがって、データ提供者は、必ずしもこれら項目の全てについて、データを提供するものではない点に注意されたい（本モデル規約第 18 条第 1 項では「本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合」としている）。

⁹¹ 換言すれば、本モデル規約では「本データ」は秘密情報に該当しないが、これはデータ関連条件によりその提供や利用が制御されるためである。

⁹² 例えば、図 16 では、各データ提供者（データ提供者 A 及び B）から提供を受けた複数の「本データ」を運営事業者が管理する流れが図示されている。ここでいう、本データ群とは、この運営事業者における本データの取り扱いを意味するものである。

イ 派生データの取扱い（第 30 条関係）

第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

本モデル規約では、その定義を別紙に委ねているため、その定義次第では、本データは、データ提供者が提供した本データを元に創出されたいわゆる派生データも含み得る。具体的に想定し得るのは、①運営事業者が加工をする場合と、②データ利用者が加工⁹³をする場合の 2 とおりである。

運営事業者による加工を想定しない場合には⁹⁴、派生データが生じ得るのは、②データ利用者が本データを加工等して新たなデータを創出した場合である。この新たなデータが本基盤のシステム内で創出される場合⁹⁵又はシステム外で創出された後に本基盤に提供される場合、既存のデータと同一性が認められない範囲で⁹⁶、その提供者たるデータ利用者は、データ提供者として取り扱われる。元データ（より正確には元データである本データ。以下同じ）と同一性が認められる範囲については、元データの提供者と派生データの提供者によるコントロールが重複して観念され得ることから、システム上の制約等も踏まえて、適切な利益調整を図ることが重要になり得る。他方、本基盤のシステム外で派生データが創出される場合、元データと同一性が認められる範囲では、データ利用条件等による規律を受けるのに対して⁹⁷、元データと同一性が認められない範囲のデータについては、特段規律を及ぼしていない。つまり、データ利用者は、元データを原則

⁹³ データ利用条件において、どのような加工が許容されるかは、システムに依存する。もっとも、システム外での利用を許容する場合には、その利用はシステムによる制約を受けないことが想定されるから、これらの利用状況の違いも踏まえて、データ利用条件を設定する必要がある。

⁹⁴ 運営事業者による加工が想定される場合には、運営事業者がその派生データを本基盤に提供する主体となる。もっとも、データ提供者と異なり、多くの場合、運営事業者が提供する本データについては、データ利用者に応じて細かなデータコントロールよりも、画一的な条件設定をすることで足りることが予想される。そのため、必要に応じて、本基盤機能の一部として関連する規律を追加することが想定されている。

⁹⁵ 運営事業者による加工を想定していない一方、データ創出後、運営事業者に事実上管理されるため、観念上はデータ提供者から運営事業者に対するデータ提供があったものと評価し得ることを前提としている。もっとも、このような整理が可能かは連携基盤のシステム設計にも左右され得る。

⁹⁶ 本データの定義条項（第 2 条）において「提供時点で既に本基盤に存在するデータと全部又は一部同一のデータを提供する場合には、同一性が認められる範囲については、データ提供者にあたらない」との規律を採用している。

⁹⁷ もっとも、連携基盤のシステム上、複数の者によるデータコントロールが実装できない場合には、部分的に元データと同一性が観念できる派生データを想定する実益を欠く場合もあり得る。

として第三者提供することが禁止されているものの（第 30 条第 1 項）、元データとの同一性が認められない派生データの第三者に対する提供は禁じられていない。同一性が認められない部分にまで元データのデータ提供者によるコントロールを及ぼすと、データの自由な利用や流通を阻害する側面があるからである⁹⁸。

ただし、そのような派生データ単独では元データとの同一性が観念できないとしても、他のデータと組み合わせる等の措置により元データが復元される事態も想定される。このような場合に派生データの自由な外部提供を許す事は適当ではないため「第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない」（第 30 条第 1 項）との規律を設けている。如何なる場合が「容易」であるかは具体的な事案や本基盤で取り扱うデータの性質等も踏まえた契約の解釈問題になるが、一定の基準が定立可能であれば、これを明記する対応も有用である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、上流の CFP 値を下流が加工し（上流の CFP 値に自己の CFP 値を合算し）、更に下流に提供するといった CFP 値の重層化が生じ得ることから、下流の事業者（データ利用者）が創出する CFP 値は、上流の CFP 値の一種の派生データにあたる。本モデル規約は下流の事業者が創出する CFP 値から、その元となった上流の事業者の CFP 値が再現困難である性質を有するとして、少なくとも、本モデル規約上は、元データ（本データ）と同一性がないと評価している。そのため、下流の事業者が創出した CFP 値は、本データに該当せず、その第三者提供も含めて、その取扱いに本モデル規約の規律は及ばない。

また、本解説の公開時点では、本基盤における付加的な機能は実装されていないため、運営事業者が派生データを創出した際の関連する規律は本文及び別紙中に含まれないものの、将来機能拡張をする際には、本文又は別紙を適切に修正することが必要となる。

(2) 本基盤へのデータ提供

ア データの提供（第 18 条）

第 18 条（運営事業者への本データの提供）

- 1 データ提供者が、本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合には、運営事業者が別途定める方法によりこれを提供する。
- 2 データ提供者は、その提供する本データにパーソナルデータが含まれる場合には、運営事業者に対し、事前にその旨及び提供するパーソナルデータの項目を明示すると共に、データ提供者及び運営事業者は、個人情報保護に関する法律その他の適用法

⁹⁸ このような目的を達成するためには、連携基盤のシステム上、派生データの利用を制限するようなデータ利用条件の設定が制限されていることが前提条件となる。

令を遵守する。

本モデル規約では、本データをデータ提供者がその選択により提供することを想定しており、データ提供者には本データの提供義務はない。そのため「本データを運営事業社に対し提供することを希望する場合」（第 18 条第 1 項）としている。

また、本モデル規約では、個人情報を含むパーソナルデータの取扱いを特に念頭に置いているものではないが、パーソナルデータの取扱いがある場合には適用法規の遵守をデータ提供者及び運営事業者に義務づけている（第 18 条第 2 項）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。なお、本データの提供はデータ提供者自身が行う場合に加えて、運営事業者が承認した第三者提供にかかるアプリケーションを介して実施される場合も想定され得る。

イ データの信頼性

(ア) 保証（第 2 条、第 7 条、第 23 条、第 32 条関係）

【データ提供者による保証関連】

第 23 条（データ提供者による本データの保証）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) データ利用条件に従った本データの利用ができること
 - (2) 本データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
 - (3) 本データが、本データ保証に違反しないこと
- 2 データ提供者は、運営事業者に対し、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 本データの正確性
 - (2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと。
- 3 本データが、前 2 項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、運営事業者に対し、該当する事項全ての具

体的な内容を直ちに連絡する。

- 4 運営事業者及び本基盤の他の参加者による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第1項及び第2項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、運営事業者及び本基盤の他の参加者が本データを制限なく利用できるよう努める。

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

本データ保証	別紙又は運営事業者の別途定める方法に従い設定したデータ提供者が運営事業者に対し本データを提供する際のそのデータに関する保証
---------------	---

別紙3.（2）本データ保証（第2条・第23条）

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

【運営事業者による保証関連】

第7条（本基盤の機能及び運営）

【略】

- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

第32条（運営事業者による本データの保証）

- 運営事業者は、データ利用者に対し、次の各号の全てを保証する。
 - 運営事業者が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
- 運営事業者は、データ利用者に対し、前項の各号又は別紙に定める保証事項を除いて、次の各号に定める事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - 提供される本データの正確性
 - 提供される本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - 提供される本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - 提供される本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条

件への適合性を含む。)

- (5) 提供される本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと

- 3 提供される本データが、前2項の保証に違反すること又は違反するおそれがあることを運営事業者が知った場合には、運営事業者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。

別紙2.(3) 本基盤機能に関するデータ保証 (第7条第3項・第32条第2項)

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

第4・4・(1)で前述したとおり、本基盤が成り立つためには、そこで取り扱われるデータが利用するに足る信頼性を備えている必要がある。この観点から、本モデル規約では、データ提供者・運営事業者と、運営事業者・データ利用者間のそれぞれの関係で、データを提供する者がこれを受領する者に対し、一定の保証をする規律を採用している。

まず、データ提供者は、データ運営者に対し、①データ利用条件に従った利用ができること、②法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていることの2点を保証している。これに加えて、本基盤に応じて必要とされるデータの信頼性を担保するために「本データ保証」との概念を設け、これを保証させている(第23条第1項)。他方、これら以外にはデータ提供者に保証をさせないことにより、必要以上の負担をデータ提供者に課さない設計としている(第24条第2項)。

他方、運営事業者は、データ提供者から提供を受けた本データを、そのままデータ利用者に対し提供するため、原則として、データに関して保証をするべき地位にはない。そのため、その基本的な保証も、①対象となる本データをデータ利用者に対して提供する前に本データを故意又は重大な過失により変更していないこと及び②本データが法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていることの2点に留まる(第32条第1項)。ただし、本基盤機能が本データに基づき何らかの新たなデータを提供する場合、例えば、独自にデータに関する加工等を行う場合には、一定の正確性又は手続信頼性の担保が必要になり得る。その場合には、本基盤機能に関する保証(第7条第3項)で適切な保証をすることも一案であり、運営事業者による本データの保証における「別紙に定める保証」(第32条第2項)とはこの文脈での保証を意図し

ている。また、これら以外には運営事業者に保証をさせないことにより、必要以上の負担を運営事業者に課さない設計としている（第 32 条第 2 項）⁹⁹。

保証違反の効果としては、本基盤の使用又は本基盤機能の提供停止（第 10 条）、契約違反に基づく損害賠償（第 37 条第 1 項）又は契約解除（第 41 条）等が考えられる。これら措置は、保証違反に対する一定の制裁を課すことによって、本基盤上の適正なデータ利用及び信頼性を担保することを目的とするものである。もっとも、本基盤の置かれた状況次第では、本データが本基盤上要求される一定の基準を充足しない場合には、参加者にこれを発見した際の運営事業者への連絡義務を課した上で、データ提供者又は運営事業者の責任によってこれを是正する等、制裁によらない信頼性担保の手段も採り得る可能性がある。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、EU 電池規則等の適用を視野に入れ、本データのうち「運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること」をデータ提供者による保証（本データ保証）として定め、運営事業者からデータ提供者に対しても同様の保証（本データ保証ではなく、本基盤機能の保証として構成される）をさせることにより、本基盤で取り扱うデータの信頼性を担保している。もっとも、実運用に際して、証明書の運営事業者への提出が予定されている場合には、その証明書が提出されれば、保証の内容が真実であることが基礎づけられる。そのため、保証がより実質的に問題となるのは、そのような証明書が付与されていないデータを本基盤で取り扱う場合である。

本データに関して正確性等、手続信頼性以外の信頼性を求めることも検討に値するものの、本基盤に提供する本データに一定の正確性の保証を求める場合、上流事業者が法的規制の適用対象となる可能性が、下流事業者との比較において、相対的に限定的である場面では、上流事業者は、そのような状況にもかかわらず、下流で生じた損害に関する広い責任を負うおそれがあり、結果として、本基盤を介したデータ提供へのインセンティブが大きく減じられる可能性がある。加えて、本ユースケースのようにデータの重層化が生じ得るケースにおいては、それに起因する損害等の責任案分については、複数関係者間での慎重な議論を要する問題である。

さらに、「運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること」の具体的な内容は、適用法令

⁹⁹ 運営事業者からデータ利用者に対するデータ保証を観念していないのは、保証の要否等や保証の内容等は、本基盤機能に依存することから本基盤機能ごとに規律することが汎用性の観点からは望ましいためであり、論理必然的な構成ではない。

(EU 電池規則を含む場合もある。) が具体的にどの水準の手続を求めるかにも左右される。例えば、理論上は、データ提供者が認証取得に必要な情報を認証機関に対して提出した場合に、そのようなデータの信頼性如何は問題になり得る。もっとも、そのような事情はデータ提供者しか把握できない類のものであり、契約上如何なる規律を設けても対応できない限界点が存在し得る。そのため、本ユースケースでは、認証機関による認証を得たことのみを保証内容として求めるに留めている。

なお、本ユースケースでは、データ提供者が、基盤外の第三者から受領した未認証データを受領することも想定されるが、この場合、そのデータ提供者が前記のとおり手続信頼性を担保する責任を負うと整理すれば足りるため、追加的な規律は設けていない。

(イ) 更新 (第 24 条、第 33 条関係)

第 24 条 (データ提供者による本データの更新)

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来する期限までに、変更後のその本データを運営事業者に対し提供する。
- 2 前項に基づき、運営事業者がデータ提供者から変更後の本データの提供を受けた場合には、運営事業者はその本データの値を更新し、その本データを過去に取得したデータ受領者に対し、変更の事実を連絡する。ただし、基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りる。

第 33 条 (データ利用者による本データに関する情報提供)

運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する。

第 4・4・(1)・ウで前述したとおり、一定の正確性等が必要なデータは、その内容の適宜の更新が重要である。もっとも、逆に、本基盤上、正確性等が必須の要素でない場合、その更新をデータ提供者に義務づける必要まであるかは検討が必要である。本モデル規約では、本データ保証の内容次第であるが、データに求められる信頼性として正確性を常に要求していないことも踏まえて、法令の定め又は運営事業者が別途定める期限がある場合に限り、そのいずれか早く到来する期限までに、変更後の本データを提供する、すなわち更新義務を課している (第 24 条第 1 項参照) ¹⁰⁰。

データ提供者が、本データを更新した場合には、データ利用者がこれを適時

¹⁰⁰ 換言すれば、そのような法令又は約定の期限がない場合には、更新義務が当然には発生しないことを前提にしている。

に把握しないことによる不測の損害のおそれを踏まえて、運営事業者に対し、そのデータを過去に取得したデータ受領者、すなわち、データ利用者及び基盤介在受領者に対する更新の事実の連絡を義務づけている（第 24 条第 2 項）。もっとも、運営事業者と基盤介在受領者との間には基盤契約が締結されていないことを踏まえて、「基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りるもの」としている（第 24 条第 2 項但書）。

また、第 6・6・(4)・イで後述するとおり、データ提供者が承諾をして、データ利用者が基盤外の第三者に対しデータ提供をする場合も想定されるが、この場合には運営事業者はそのデータ提供に関与しないため連絡義務は課していない。

加えて、データ利用者に対し、運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性の問題を発見した場合、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する義務を課している（第 33 条）。ただし、このような連絡を受けた場合であっても、運営事業者の行為義務は明記していない。そのデータの内容を、誰が、どのような権限で補正するかは、本基盤の実装によるものの、前記のとおり、本モデル規約は、本データの正確性が保証されない場合も想定しており、実運用に委ねることが適当であるためである。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(3) 本基盤内のデータ取り扱い

ア 基本的な構造

(ア) データ関連条件（第 2 条、第 17 条、第 35 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める設ける場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとの定義は次のとおりとする。

データ関連条件	データ提供条件及びデータ利用条件
データ提供条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、運営事業者がデータ受領者に対し本データを提供するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）
データ利用条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）。ただし、対応する本データの第三者への提供に関する条件を含まない。

第 17 条（データ関連条件の設定）

- 1 データ提供者は、運営事業者がデータ提供者によるデータ関連条件の設定を許容している場合には、その提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ関連条件を設定する。

【略】

第 35 条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）

本章の規定は、第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者が運営事業者に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。

本モデル規約では、データ提供者が提供した本データについて、運営事業者によるデータ利用者への提供を「データ提供条件」により、データ利用者による利用を「データ利用条件」により、それぞれコントロールする構成が採用されている。これらのデータに関する各種条件は「データ関連条件」として整理されている（第 2 条。なお、データ提供条件については、第 6・6・(3)・ウを参照）^{101 102}。

データ関連条件は、データ提供者による本基盤への提供時又はそれ以前にデータ提供者が設定するとしている（第 17 条第 1 項）。これらのデータ関連条件をどの程度の粒度で設定可能とするかは本基盤のシステムによるため、詳細は、運営事業者が別途指定する方法によるとしている。

¹⁰¹ データ関連条件には、本データ保証を含めていない。これは、データ提供条件及びデータ利用条件のいずれも、究極的にはデータ提供者とデータ利用者との関係を規律するための概念であるのに対して、本データ保証は、データ提供者から運営事業者に対する保証であり、位置づけが異なるためである。

¹⁰² 運営事業者による本データの利用可能範囲は、関連する本基盤機能の内容に依存するため、本データ単位ではなく、本基盤機能単位で定まるため、あえて運営事業者のデータ関連条件の形式は採用していない（第 19 条第 1 項参照）。

なお、データを提供する者が、本基盤に既に存在しているデータと同一のデータを提供する場合には、そのデータに関するコントロールを及ぼし得ることは適切ではないため、データ提供者に含まないとしている（第 2 条）。さらに、データ提供者自らが提供したデータについてその利用の制約を受けることも適切ではないため、データ利用条件等の適用を受けない旨を定めている（第 35 条）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(イ) データ関連条件の変更（第 17 条、第 26 条関係）

第 17 条（データ関連条件の設定）

【略】

- 2 データ関連条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。

【略】

第 26 条（データ関連条件の変更）

- 1 本データのデータ関連条件が変更される場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更の内容及び変更の効力発生日をそのデータを利用しているデータ利用者に対し、周知する。
- 2 前項の規定に従った周知がされた場合には、変更の効力発生日後、データ利用者は、変更後のデータ関連条件に従い、本データを利用する。データ提供条件が変更された結果、データ利用者への本データの提供が認められない場合には、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 第 1 項のデータ関連条件の変更は将来に向かってその効力を有する。

運営事業者ひいては参加者に対し提供された本データは、提供後にその内容が更新される可能性があるが、その際にデータ関連条件の変更が必要となる場合も想定される。

他方で、既に本データを利用している参加者が把握しないまま、データ関連条件が変更されることは適切ではないから、運営事業者に対し、データ関連条件の変更の周知義務を課している（第 17 条第 2 項及び第 26 条第 1 項）。ただし、具体的に周知可能な時期や方法はシステムに左右されるため、運営事業者

に別途設定させるとしている。

データ関連条件の変更について、いつから効力を有することが適切であるかは、具体的な運用に左右され得る。もっとも、本モデル規約では、利害調整の一つの在り方として、データ関連条件の変更後は、変更後のその条件に従う一方（第 26 条第 2 項）、変更前のデータ関連条件の変更は将来に向かってその効力を有するものとし、変更前の利用により参加者が本基盤契約の違反を問われることがないようにした（第 26 条第 3 項）。

ただし、データ提供者に対し、データ関連条件の変更について、どの程度の裁量を許すのかは別途検討が必要な問題である。過度に頻繁な変更は連携基盤の安定的な運用を阻害するおそれがある。また、連携基盤の使用により、法令上義務づけられるトレーサビリティが確保される等の場合には、データ提供者による事後的なデータ関連条件の変更により、データ利用者が本基盤外で法令違反等の損害を被るおそれもある。この観点からは、データ提供者によるデータ関連条件の変更可能性を一定の範囲で制限することも必要になり得る。

(ウ) 本データ提供・利用の対価（第 22 条、第 31 条関係）

第 22 条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）

運営事業者は、データ提供者に対し、データ提供者から提供された本データの提供及び利用の対価を支払う義務を負わない。

第 31 条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）

データ利用者は、運営事業者に対し、本基盤の使用料以外に本データの提供及び利用の対価を支払う義務を負わない。

取引市場型等の、データそのもののやりとりが主要な目的となるデータプラットフォームでは、データの提供や利用に対する対価の支払いが問題となる場面がある。他方、データの提供そのものではなく、プラットフォームを介した複数者によるデータ利活用を指向する場合には、データ提供やその利用は、データ利活用に向けた貢献としての位置づけを有するに留まり、データ提供又は利用の対価そのものを観念する必要性は後退する。特に、規制対応等の公益的観点から組成されるプラットフォーム上に、データ提供による何らかの「利益」を観念可能な状態が適切かとの問題もある。

また、一般論として、データは、その全容が明らかになって、はじめて、実務上の利用可能性が明らかになる場合が少なくなく、したがって、既に提供の対象となるデータの市場価値が定まっている場合を除いて¹⁰³、事前の金銭的評

¹⁰³ ただし、データの価値は相対により定めることも少なくない。

価は一般的に困難な側面がある。

以上のとおり、データ提供や利用の対価の設定には困難が少なくなく、しかも、データ提供者に対する何らかのベネフィット(便益)の付与が必要な場合、金銭的な対価以外の対価も想定し得るため、本モデル規約では、本基盤機能の使用料に加えて、別個にデータ利用料を求めない建て付けとしている(第22条及び第31条)¹⁰⁴。なお、この整理は、具体的事案に応じて、データ提供又は利用の対価を必要とする調整することや、基盤使用料をデータの利用実績に応じて従量課金することまでも否定するものではない。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

イ 本データの利用

(ア) 基本的な利用範囲(第10条、第17条、第19条、第28条、第37条、第38条、第41条関係)

【データ利用関連】

第19条(運営事業者による本データの利用)

- 1 運営事業者は、別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならず、データ受領者以外の第三者に利用させてはならない。
- 2 運営事業者は、第28条(データ利用者による本データの利用)の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。第37条(損害賠償)第2項及び第3項の規定は、本条の違反には適用しない。

第28条(データ利用者による本データの利用)

データ利用者は、提供された本データを利用するに当たり、本基盤機能の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。

第17条(データ関連条件の設定)

【略】

- 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。

¹⁰⁴ データの対価性を観念する場合には有償取引となるため、法令上の保証の有無が問題になることや、約定の保証が必要との価値判断にも合理性が認められ得るとの観点からも事前の十分な検討が重要である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 運営事業者： 本基盤契約に基づき本データを利用又は提供するとき(2) データ受領者： 本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき、又はその本データを受領した各データ受領者が関連するデータ利用条件若しくは別途データ提供者が許諾した条件（本基盤契約に基づき設定可能な場合に限る。）の範囲内で本データを利用するとき |
|---|

【利用条件違反関連】

第 10 条（本基盤の提供停止）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が解消するまでの間、その裁量により、参加者による本基盤の使用又は参加者に対する本基盤機能の提供を全部又は一部停止できる。<ul style="list-style-type: none">(1) 参加者が本基盤契約に違反するとき又はそのおそれがあるとき。(2) 第 41 条（本基盤契約の解除）の各事由に該当するとき。(3) 定期又は必要に応じた本基盤に関する設備の保守作業を実施するとき。(4) その他本基盤の使用又は本基盤機能の提供を全部又は一部停止するやむをえない事由があるとき。2 前項の規定に従い、本基盤の提供を停止する場合には、運営事業者は、法令に違反しない限り、その使用又は停止により影響を受ける又は受けるおそれがある参加者に対し、次の各号の義務を負う。<ul style="list-style-type: none">(1) その停止前に周知できる場合には、参加者に対し、その停止について、停止前に可及的速やかに周知する。(2) その停止前に周知できない場合には（法令により周知が禁止される場合を含む。）、参加者に対し、その停止について、停止後、直ちに周知する。 |
|---|

第 37 条（損害賠償）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 本基盤契約の違反により相手方に対し損害を与えた場合には、各当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。2 運営事業者が本基盤契約に関して参加者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、運営事業者の本基盤契約の違反が直接の原因で参加者に発生した通常損害（逸失利益を除く。）に限定され、運営事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について運営事業者は責任を負わない。3 前項における運営事業者が参加者に対し、本基盤契約の違反について責任を負う場合であっても、その損害賠償の額は、参加者がその損害等の発生した日から遡って●●ヶ月間に運営事業者に対し支払った本基盤の使用料の額を超えない。4 運営事業者が故意又は重大な過失がある場合又は本基盤契約上、その適用がない旨 |
|---|

が明示されている場合には、本条第2項及び第3項の各規定は適用しない。

第38条（免責）

- 1 参加者及び運営事業者は、基本的免責事由による本基盤契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について責任を負わない。
- 2 運営事業者は、運営事業者の責に帰することができない事由から参加者に生じた損害について責任を負わない。「運営事業者の責に帰することができない事由」は、次の各号に定める事由を含むが、これらに限られない。
 - (1) 参加者による本基盤契約の違反
 - (2) 参加者の設備の障害
 - (3) 運営事業者が定める安全管理及びセキュリティ対策等を参加者が遵守しないこと
 - (4) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない自らの管理する設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 第4条（契約の締結）の規定にしたがった通知の欠如
 - (6) 第10条（本基盤の提供停止）の規定にしたがった本基盤の提供停止
 - (7) 第40条（本基盤契約の解約申入れ）、第41条（本基盤契約の解除）及び第42条（反社会的勢力の排除）の各規定に従った本基盤契約の終了

第41条（本基盤契約の解除）

【略】

- 2 参加者及び運営事業者は、相手方が本基盤契約のいずれかの条項に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、●●営業日以内にこれを是正しない場合には、それ以上の何らの催告なく本基盤契約の全部又は一部を直ちに解除できる。

本基盤において本データを利用する主体としては、運営事業者とデータ利用者の2者が想定される。

運営事業者による本データの利用は「別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲」としている（第19条第1項）。本基盤機能には、様々なものが考えられるが、個別の事案に応じた実装を想定して、その詳細は別紙で定めることにしている。運営事業者によるデータ利用は、その機能の提供に必要な範囲に限定することが合理的であるが、それ以上のデータ利用を許容するならば、本文を調整するか別紙による定めが必要となる。運営事業者が本基盤契約に違反して本データを利用した場合、その契約違反の是正がなければ、参加者による契約の解除事由になる（第41条第2項）。また、運営事業者が本基盤契約に

違反して本データを利用した場合、契約違反に基づく損害賠償責任（第 37 条第 1 項）を負うが、本基盤機能を安定して提供可能とすべく、本基盤機能の提供に関する責任を一定の範囲で免責又は責任制限している（第 37 条及び第 38 条）。他方、運営事業者は、データ利用者にデータ利用条件に従い、本データを利用させる義務を負っており（第 19 条第 2 項）、その違反があった場合、データ提供者が運営事業者に対し法的救済を求め、運営事業者がデータ利用者に対する法的救済を求めることで、データ提供者がデータ利用者によるデータ利用を間接的に規律する建て付けを採用している。これを実現するため、データ利用者によるデータ利用条件の違反に関しては、責任制限の対象外としている（第 37 条第 4 項、第 19 条第 2 項）。

データ利用者による本データの利用は、本基盤の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲に限定している（第 19 条第 2 項及び第 28 条）。データ提供者が本データを本基盤に対し提供する際に設定したデータ利用条件は、そのまま、運営事業者とデータ利用者との間におけるデータ利用可能範囲を規律することになる。データ利用者が本モデル規約に違反してデータ利用をした場合、基盤の使用又は本基盤機能の提供停止（第 10 条）、契約違反に基づく損害賠償（第 37 条第 1 項）又は契約解除（第 41 条）等の対象になり得る。このうち、損害賠償請求には、免責又は責任制限の適用はない（第 37 条及び第 38 条参照）。

なお、本基盤で取り扱われる本データの多くは権利性のないデータであることが想定されるが、知的財産等を含む場合には本基盤上、適正に利用する限りでは、知的財産権等に基づく請求をしない旨を表明させている（第 17 条第 3 項）。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(イ) データ提供者の離脱等（第 2 条、第 25 条、第 34 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

終了時データ関連条件	本基盤契約終了日時点のデータ関連条件
終了後利用期間	データ提供者が、運営事業者が別途定める方法により、指定した、本基盤契約終了後、本データを利用可能な期間

第 25 条（本基盤契約の終了後の措置・第 4 章関連）

データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。

- (1) 運営事業者は、本基盤契約終了前に提供を受けた本データについて、その時点で存在する本基盤機能の提供に必要な範囲かつ本基盤契約第 4 章の定めに従うことを条件として、本基盤契約終了後も、終了時データ関連条件に従い、終了後利用期間、継続して利用できる。
- (2) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させることを継続できる。
- (3) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、運営事業者は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。また、運営事業者はデータ利用者に同様に対応させる。

第 34 条（本基盤契約の終了後の措置・第 5 章関連）

1 データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。

- (1) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させる。
- (2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。

【略】

3 データ利用者が前各項の規定により、本基盤契約の終了後も継続して提供された本データを利用することができる場合には、データ利用者は、自らの責任と費用により、本基盤から対象となる本データを取得し、保存し、かつ利用する。

本基盤契約が終了した時、特に、データ提供者が本基盤契約を解除した場合

(本基盤から脱退した場合)、そのようなデータ提供者が本基盤に対し提供した本データを運営事業者や他の参加者が利用できるのか、利用できる場合、その範囲をどのように考えるのか問題になる。

本モデル規約では、データ提供者の離脱という、データ利用者に直接的なコントロール可能性がない事情により、データ利用者が直ちにデータ利用ができなくなる事態は適当ではないとの考慮から、提供者が定めた利用期間(終了後利用可能期間)は、契約終了時のデータ関連条件(終了時データ関連条件)により、本データを利用できると定めている(第25条、第34条第1項)。ただし、終了時データ関連条件は、データ提供者が本基盤契約を解除した時点以後、更新がなされず、既存のデータ利用者のみに対するデータ提供等のみが許容されることになる。このような処理が適切であるかは、実運用に委ねざるを得ないところであり、離脱を志向するデータ提供者と、本基盤の利便性を求めるデータ利用者それぞれの利害関係も踏まえた調整が必要となる¹⁰⁵。

なお、データ提供条件は、運営事業者からデータ受領者へのデータ提供の条件、すなわち、①基盤契約を締結したデータ利用者と、②基盤契約の当事者ではない基盤介在受領者へのデータ提供条件を含んでいるため、終了時データ関連条件にはデータ提供者離脱後の基盤介在受領者へのデータ提供の可否が含まれる。もっとも、②基盤介在受領者へのデータ提供は、データ提供者の意向が及ぶコントロール下での提供のみが一般的に想定され、かつ、データ提供者離脱後に、基盤契約適用外の基盤介在受領者に本基盤の利便性を確保する要請もないことに照らせば、終了時データ提供条件に関するシステム上の取扱いとして、データ利用者と基盤介在受領者の取り扱いを区別することもあり得る利益調整の一態様である。

また、終了後利用可能期間は、データ提供者が任意に定める場合には、基盤上のデータ取り扱いのルールが区々となり、基盤運営に支障をきたす場合も想定されるため、実運用の際には、複数の選択肢を提供した上で、その中からデータ提供者が選択をする、あるいはデータ提供者に選択の裁量を与えない、との対応も検討に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

¹⁰⁵ 例えば、本基盤契約終了後も一定の場合には、データ提供者の個別承諾により、データ提供を可能とする仕組みの採用も検討に値する。なお、終了時データ関連条件の基準時は、本基盤契約終了時としてあるものの、データ提供者による恣意的な変更を防止する必要がある場合には、その時期を前倒しする等の対応も考慮に値する。

**ウ 本データのデータ利用者への提供（第 16 条、第 21 条、第 27 条、第 30 条
関係）**

第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供）

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するか否かを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。
- 3 前 2 項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。
- 4 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、運営事業者による本データの取り扱いに準用する。

第 27 条（データ利用者への本データの提供）

- 1 運営事業者は、データ利用者より運営事業者が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、データ提供条件を充足すると判断した場合又は運営事業者が別途定める方法によるデータ提供者の承諾がある場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
- 2 前項の提供は、運営事業者が別途定める方法により行う。

第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

第 16 条（秘密保持義務）

【略】

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。

- (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
- (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
- (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第 8 条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

本基盤内では、データ提供者が提供した本データは、運営事業者を介して他の参加者（データ利用者）に対し提供される。具体的には、運営事業者はデータ提供者が設定したデータ提供条件を満たす場合又はデータ提供者の承諾があった場合にのみ、関連する本データを提供する（第 21 条第 1 項及び第 27 条）。

本基盤のシステム内の本データの提供が如何なる手順により実現するかはシステムに依存するが、一般的には、データ提供を求める者¹⁰⁶から何らかの形で、本データ提供の依頼があると解されるため、システム上実装された一定の方法によりその依頼がある場合を本データ提供の端緒としている（第 21 条第 2 項及び第 27 条）。提供依頼を受けた運営事業者は、データ提供条件を充足するか否かを判断し¹⁰⁷、充足している場合には本データを提供する（第 21 条第 1 項）。充足していると認められない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を認めるか否かの意向確認を行い（第 21 条第 1 項第 2 文）、承諾がある場合に限りデータ提供する（第 21 条第 1 項及び第 27 条）。

これに対し、データ利用者は、他の参加者を含む第三者に対する本データの提供を禁止されているため（第 30 条第 1 項）、運営事業者を中心として、本基盤内の本データの提供はコントロールされる。なお、第三者は、本モデル規約の契約当事者以外の者（第 2 条）を指すため、当事者の役職員¹⁰⁸や受託者を含まないものの、一定の場合にはその提供を認めている（第 16 条第 5 項）。

¹⁰⁶ なお、データ受領者（ひいてはデータ利用者）は、データを現に利用する者だけではなく、その提供を求める者を含む点は留意されたい（第 2 条）。本項ではデータ利用者への提供のみを解説し、基盤介在受領者への提供は後述する。

¹⁰⁷ この判断が如何なる態様で実施されるかはシステム次第であるが、一般的にはデータ提供条件の充足の有無を機械的に判断することが考えられる。

¹⁰⁸ データ利用者が、その役職員を介さず、本データを利用することは現実的ではないため、これらの者（特に職員）を第三者と捉えることが適切であるかは議論があり得るが、契約上は一律第三者として取り扱った上で、その利用可能な範囲を明示すれば、データ利用者と役職員との間の関係にまで立ち入る必要性は一般的には低い。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

エ 本データの管理（第 20 条、第 29 条関係）

第 20 条（運営事業者による本データの管理）

- 1 運営事業者は、データ提供者から提供された本データを、他の参加者から提供されたデータと明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- 2 運営事業者は、本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、本基盤を通じた連絡その他の方法により周知する。
- 3 運営事業者は、データ提供者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
- 4 運営事業者は、データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置を講じることができる。

第 29 条（データ利用者による本データの管理）

データ利用者は、次の各号の定めに従って、運営事業者から提供された本データを管理する。ただし、データ利用条件に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

- (1) データ利用者は、運営事業者から提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- (2) データ利用者は、運営事業者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。

本基盤へのデータ提供に関するデータ提供者のインセンティブを可能限り維持するとの観点からは、運営事業者及びデータ利用者が、データ提供者が本基盤に対し提供した本データを適切に管理することで、万が一、基盤外の第三者がこれを不正に取得・使用・開示等した場合に、差止請求や損害賠償請求等の法的救済を得られることが重要である。もっとも、データ提供者と第三者との間には本

データに関する契約関係がないことが想定される。このような場合に法的救済¹⁰⁹を受けるためには「営業秘密」（不正競争防止法¹¹⁰第 2 条第 6 項）又は「限定提供データ」（不正競争防止法第 2 条第 7 項）としての保護を図ることが考えられ、この観点から、本モデル規約上どのような規律を設けることが適切かとの問題がある。

第 1 に、営業秘密¹¹¹については、ある情報（データ）が営業秘密として保護を受けるためには、その情報が「秘密として管理されている」（秘密管理性）、「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」（有用性）であって、「公然と知られていないもの」（非公知性）との 3 要件を満たす必要がある。もっとも、有用性の有無はその情報の性質によるため、契約上は、非公知性と秘密管理性を如何にして担保するかが重要となる。

非公知性との関係では、データ利用者が本データをその意図を問わず公開する場合、その本データは公知となるため、以後、営業秘密としての保護を受けることはできない。

また、秘密管理性についても、運営事業者及びデータ利用者が、基盤利用に関する契約上、秘密保持義務を負わない状況で、データ提供者が本データを本基盤に提供する場合には、データ提供者に秘密管理意思が認められず、ひいてはその本データの秘密管理性が認められなくなるおそれがある。

そのため、本データが適切に管理されることで非公知性が維持されることを担保し、かつ、秘密管理性を認められやすくするべく「自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する」旨を明記している（第 20 条第 1 項及び第 29 条第 1 号）。ただし、秘密管理性が認められるか否かは契約の文言のみでは定まらず関連する事情を総合して判断される点は留意する必要がある。また、本基盤上多くのデータ利用者が想定される場合には非公知性が認められない場合も想定され、このような場合には以下説明する限定提供データとして保護を図ることも考えられる。

第 2 に、限定提供データについては、ある技術上又は営業上の情報（データ）

¹⁰⁹ 不正競争防止法に基づく差止又は損害賠償請求の請求権者となるためには不正競争によって営業上の利益を侵害される又はそのおそれがあることが必要である（不正競争防止法第 3 条及び第 4 条）。営業秘密や限定提供データに関する管理が受託者を通じて行われている場合でも、営業秘密保有者や限定提供データ保有者がその受託者を介してこれら情報の蓄積・管理を行っている場合には、これら保有者は「営業上の利益」を有すると解されており、また、受託者についても「営業上の利益」を有する場合があると考えられる。限定提供データに関する指針・前掲注 6）44 頁を参照。

¹¹⁰ 令和 6 年 4 月 1 日の令和 5 年改正施行後の同法を指す。

¹¹¹ 営業秘密の取扱いについては、経済産業省「営業秘密管理指針」（最終改訂平成 31 年 1 月 23 日）も参照されたい。

が限定提供データとして保護を受けるためには、その情報が、「業として特定の者に提供する」（限定提供性）、「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）、「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）との3要件を満たす必要がある。ただし、3要件を満たす場合でも、オープンデータと同一のデータ（不正競争防止法第19条第1項第9号ロ）及び営業秘密¹¹²は限定提供データに該当しない。3要件のうち、相当蓄積性の有無はその情報の性質によるため、契約上は、限定提供性と電磁的管理性を如何にして担保するかが重要となる。

まず、限定提供性を充足するためには「業として特定の者に提供する」情報であることが必要となるが、社会通念上、事業の遂行・一環として行われていれば「業として」を満たし、データの提供を受ける者が特定されていれば「特定の者に提供する」を充足する¹¹³。本データに関しては、データ提供条件によりその提供が制御されることから、限定提供性を充足する場合は一般的には少なくない。

次に、電磁的管理性は「データ提供時に施されている管理措置によって、そのデータが特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある」とされ「対応する措置としては、データ保有者と、その保有者から提供を受けた者（特定の者）以外の者がデータにアクセスできないようにする措置、つまりアクセスを制限する技術が施されていることが必要」とされている¹¹⁴。電磁的管理性については、具体的なデータの管理態様次第によりその充足性が左右され得る。そのため、本データの利用に関する契約のみによって、本データの限定提供データ該当性を確保することができるものではないが、本モデル規約では、本データの限定提供データ該当性が認められる場合を想定して、電磁的管理性を可能な限り維持することを目的として「本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為」（第20条第2項、第29条第2項）を契約上も制限している。なお、前述のとおり、限定提供データの保護対象には営業秘密は含まれないため、両制度による保護は結果としては両立しない。もっとも、両制度は補完的な関係にあるため¹¹⁵、そのいずれかの適用を受けられるべく、本データを電磁的管理性を備える態様で秘密管理する等の対応が肝要である。

前記の営業秘密や限定提供データに関する視点に加えて、本データに法令上そ

¹¹² 平成30年の限定提供データ制度創設時には「秘密として管理されているものを除く」とされていたが、事業者における情報の管理実態等を踏まえて、令和5年の不正競争防止法改正の際に「営業秘密を除く」へと条文の文言が改められ、保護範囲が拡充された。

¹¹³ 限定提供データに関する指針・前掲注49) 9頁

¹¹⁴ 限定提供データに関する指針・前掲注49) 11頁及び12頁

¹¹⁵ 例えば、公知となった情報は、以後、営業秘密としての保護を受けられなくなるものの、限定提供データには、オープンデータと同一でない公知の情報も含まれるから、限定提供データとしての保護を受けられる場合も想定される。

の取扱いが制約されているデータや、権利者に無断で知的財産を利用する等の他者の権利利益の侵害に繋がり得るデータが含まれる場合、運営事業者がこれを知りながらデータ利用者に本基盤上その利用を継続させるとき、運営事業者自身が法的責任を問われるおそれが生じる。そのため運営事業者が契約に違反することなく適切な対応をとれるように「データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合」には、周知等の手続の履践により「その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置」とした（第 20 条第 4 項）。なお、法令違反に加えて契約違反をこれらの措置の端緒としているため、データ提供者による各種の保証や、参加者の遵守事項（第 13 条）の違反の場合にも削除措置等が可能である。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

(4) 基盤外の第三者への本データ提供

ア 運営事業者による提供（第 2 条、第 21 条、第 30 条関係）

第 2 条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有する。

データ受領者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者（参加者でない者を含む。）
データ利用者	データ受領者のうち参加者である者
基盤介在受領者	データ受領者のうち参加者でない者

第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供）

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するか否かを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定

める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。

3 前2項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。

4 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、運営事業者による本データの取り扱いに準用する。

第16条（秘密保持義務）

【略】

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。

(1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。

(2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。

(3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

第6・6・(3)・ウで前述したとおり、本モデル規約では、各データ利用者が本基盤から取得した本データの第三者提供は原則として認めておらず（第30条第1項）、万が一、基盤外の第三者に対し本データを提供する必要がある場合には、データ提供者の指定に基づき、運営事業者を介してこれを行うことを前提にしている（第21条）。この処理を可能とするため、データ提供条件は、「データ受領者」すなわち①基盤内の「データ利用者」と、②基盤契約の当事者ではない「基盤介在受領者」の両方を含む概念として構成している（第2条）。

なお、第4・4・(3)・アで前述したとおり、運営事業者による基盤介在受領者へのデータ提供を許容する場合、本基盤契約の規律に服さない基盤介在受領者に対して、本データの利用に関して制限を課すことの要否やその内容は本基盤を構築する際の重要な決定事項である。そのため、必要に応じて、データ提供者の指示により本データを提供する場合に、運営事業者と基盤介在受領者との間で秘密保持契約を締結する（あるいはそのような秘密保持義務を課すことをデータ提供者に義務づける）等の対応をとることも検討に値する。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

イ データ利用者による提供（第 30 条関係）

第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取り扱いに準用する。

第 16 条（秘密保持義務）

【略】

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第 8 条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

【略】

本基盤の具体的な運用場面では、運営事業者ではなく、データ利用者が直接基盤外の第三者¹¹⁶に対し本データを提供する実務上の要請がある場合も想定される。この場合には、本基盤上設定された方法によりデータ提供者が個別承諾を与えることを条件として、例外的に第三者提供を可能としている（第 30 条第 1 項）。ただし、第 4・4・(3)で前述したとおり、このデータ提供が常態化すると本基盤の存在意義が失われるおそれがあるため、極めて例外的な場合にのみこれを許容することが望ましい。また、第 6・6・(1)・イで前述したとおり、本データと同

¹¹⁶ この第三者は、運営事業者から本データの提供を受けないため、本モデル規約上は「データ受領者」や「基盤介在受領者」（第 2 条）にはあたらないことには留意されたい。

一性が失われたデータについては第三者提供は特に制限されないため、本データをあえて外部提供しなければならない事態は相当程度限定的とは解される。

基盤外の第三者に対し、本データが提供される場合、その第三者は本モデル規約の当事者ではないため、データ利用条件による拘束を受けない。データ提供者が提供条件において第三者提供を許諾している、あるいは、本基盤上、提供を承諾した場合に限り、第三者へのデータ提供を許諾している以上、データ利用条件類似の制約をその第三者に及ぼす必要がそもそもあるのかは別途検討が必要であるが、如何なる対応が適切であるかは、データ提供者の意向、本データやその第三者の属性にもよるため、本モデル規約上は特に具体的な制約を設けていない。

なお、基盤外の第三者による利用に何らかの制約を設けることが必要となる場合には、これを如何にして実現するかは別途問題になる。

【本ユースケース】

本ユースケースでは、本モデル規約本文と特に異なる規律を採用していない。

第7 課題の整理

1 モデル規約を踏まえて求められる今後の課題

(1) モデル規約が想定する本ユースケースの特徴の整理

これまでプライチェーンデータ連携基盤について、基盤への参加に関する取決めや、基盤において流通するデータの提供・利用において求められる取決めについて、CFP のトレーサビリティが必要となる企業間でのデータ連携をユースケースとして、モデル規約として整理し、その解説を行った。

本ユースケースでの特徴としては、以下の点が挙げられる。

- ・ EU 電池規則への対応という、海外において定められるルールであるが、一定の強制力を有するルールに参加者が対応することを目的とするデータ連携基盤として位置づけた
- ・ 参加者は蓄電池の製造におけるサプライチェーンにおいて流通する CFP のトレーサビリティについて利害関係を有する製造事業者を想定した。
- ・ データ連携基盤外での契約が存在することを前提とし、その実現に必要なデータ流通をデータ連携基盤で行い、基盤外での契約とは別に基盤の利用規約として整理した
- ・ データの提供・利用の法律上の関係は間接契約を採用し、データ連携基盤がデータ提供者とデータ利用者の間に法的に介在する形を採用した
- ・ 提供されるデータについては、提供されたデータに対して利用者がさらに加工して基盤上に提供する連鎖型でのデータの流通を想定した
- ・ データ連携基盤上で流通するデータの信頼性を担保するため、データの提供者は外部の認証機関からの認証を得たデータに限ってデータ連携基盤に提供することとした。

このような特徴を有するユースケースを想定しつつ、他のユースケースにおいても活用可能な汎用なものとして整理したのが本モデル規約である。

(2) モデル規約のさらなる活用のための検討の必要性

このモデルを規約今後さらに活用するにあたり、以下の点が課題として挙げられる。

ア 本ユースケースにおけるさらなる取組上の課題

- ・ 本モデル規約では本ユースケースにおけるサービス提供を想定し、必要な事項について整理を行った。
- ・ しかしながら、検討対象となるサービス自体が、EU 電池規則の動向を見

ながらの整理であること等もあり、データ連携基盤の運用において必要最低限の事項の検討結果をまとめた形になっている。そのため、今後、データ連携基盤の実運用を想定する場合に、生じうる課題については必ずしも検討しきれていない部分がある。

イ 他のユースケースへ展開するにあたっての今後の取組上の課題

- ・ モデル規約では汎用的な利用を想定しているものの、前提として本ユースケースの特徴で示した内容を想定したものとなっている。そのため、この想定とは相反する前提や関係者の利害関係を想定したデータ連携基盤での規約として用いる場合には所要の修正等を行うことが求められる。
- ・ 他のユースケースについては、例えばデータ連携基盤外での契約が存在しないケースや流通するデータの形態などが異なる場合も想定される。また前提となる傘下のインセンティブの性格も大きく異なることも想定される。これらに対応するためには、本モデル規約で定められる規律とその他のユースケースにおいて求められる規律との間の相違点を整理したうえで、変更すべき点の詳細な検討が求められる。

このようにモデル規約をより活用するために、本ユースケースのさらなる取組上の観点と、他のユースケースへの展開にあたっての今後の取組みの観点からの検討を行うため、論点の抽出と整理を行うことが求められる。

(3) 課題抽出の観点

本ユースケースでの取組み、及び他のユースケースでの取組みにおいて、モデル規約をより活用するために求められる検討のための論点を抽出するにあたり、本モデル規約策定の際の視点から整理することが望ましいと考えられる。具体的には、

- ・ データ連携基盤の運営等に関する論点
- ・ サプライチェーンで流通するデータの特性から生じる論点
- ・ 提供データ保護に関する論点
- ・ データの利用の保護に関する論点

等が想定される。

ここではこれらの観点から具体的にどのような論点が想定されるかを整理する。

ア データ連携基盤の運営等に関する論点

データ連携基盤の運営等に関する論点として、以下の3点が挙げられる(表5)。

基盤の公益性と公平性は、データ連携基盤の役目として協調領域におけるデータ連携を想定した場合に、各データ連携基盤の性格や目的に応じて参加者が想定される一方で、データ連携基盤の持つ公益性が強さに応じて、その参加者の許諾等においてどの程度、裁量の範囲や基準が求められるかなどの議論が想定される。

データ連携基盤のガバナンスは、データ連携基盤の運営に用いられるデータ規約の外部にある規律を想定した場合に、データ連携基盤に関係する基盤運営者、データ提供者、データ利用者のそれぞれのデータ連携基盤利用に関するインセンティブに対する認識が一致する場合、各社にずれがある場合などの違いに応じて、具体的な権利義務関係等の調整の必要性の有無やその内容を具体的に検討することが求められ、そのためにあるべき枠組みのあり方の議論が求められる。

モデル規約の外延は、その策定において前提とした本ユースケースとの異なるケースや、本ユースケースの将来的な取組みに対して、本規約を適用する際に必要な議論を行うために、前提とした本ユースケースの性格をより精緻に検討することが必要となる。その内容の具体化を図るために、どのような議論が必要か整理することが求められる。

表 5 データ連携基盤の運営等に関する論点

項目	概要
基盤の公益性と公平性 (4条,第6・4)	■ データ連携基盤と参加者との間での、基盤参加に関する契約不成立の場合の事由や判断基準
データ連携基盤のガバナンス	■ モデル規約の外側で規律する枠組みとして、データ提供者・データ利用者・運営事業者の1対1対1の関係性において、各社のインセンティブの整合性を管理・調整し、アンバランスな部分があれば適切に是正していく枠組みについて議論しておく必要がある。
モデル規約の外延	■ 本モデル規約については、特定型連携基盤を想定したものであるが、今後モデル規約を整理する際に、特定型連携基盤と非特定型基盤の特徴をより精緻に整理することがもとめられる。
	■ 本モデル規約では間接契約型で、モノにデータが付随するとケースを前提としたが、直接契約が妥当しやすいケースや、データの流通それ自体を目的とする基盤など、多様なケースを想定した議論が求められる。

イ サプライチェーンでのデータ連携の特性

サプライチェーンでのデータ連携の特性に関する論点として、以下の3点が挙げられる（表6）。

サプライチェーンにおけるデータ提供・利用条件等の連鎖性・重層性について（第6・5・(1)・イ, 30条）の論点は、データ連携基盤において流通するサプライチェーンの中には、提供を受けたデータに対して、利用者が新たな加工を施し、データ連携基盤に登録し、それをさらに下流の利用者が利用する場合が含まれる。本ユースケース以外でも例えば流通データなどは、製造元から最終販売者までの間での間で、物流や在庫のデータが加工されて、利用されるケースなども挙げられる。このような場合には、データに関与する利害関係者において、それぞれデータに対して求める提供条件や利用条件などが一様でない場面も想定される。そのため、データにおいて連鎖性や重層性を有する場合のデータの取扱いについての検討を行うことが求められる。

データの更新（第6・5・(2)・イ・(イ)、24条・33条）に関する議論では、データ連携基盤で流通するデータにおいては、例えばデータの提供が行われたタイミングから、データを利用しようとするタイミングとの間に時間的なギャップが生じる場合があり、その間に元のデータに対する更新や、最新性の保証をどのように考えるかについての議論が想定される。例えば施設における空き状況のデータに対して、これ連結して消費者からの予約を募るような場合、元のデータが時間の経過とともに変化する場合には、利用者においても適宜更新される必要がある。また本ユースケースのように、上流で提供されたデータの登録時期から、製造や在庫の関係で下流での利用のタイミングが一定期間経過後となることも想定される。この間に元のデータに修正等の必要性が生じた場合に、基盤外において直接の契約関係がない提供者に対してどのように更新を求めるのか等の議論なども想定される。

データの管理（第6・5・(3)・エ、20条・29条）の議論は、上述のようにデータの流通の過程で連鎖性や重層性が生じる場合に、データ流通のサプライチェーンを通じて一貫した規律や保護のための対策が講じられるかなどに関するものである。例えば上流のデータ提供者においては、強い「データ主権」を求める要請がある一方で、利用者においては、特に派生データ等に対しては、「データ主権」に対して一定の制限を求める要請なども生じうる。またデータ連携基盤で流通するデータに対する保護も、上流のデータ提供者と下流のデータ利用者では、データ利用範囲の要請の違いとも相俟って、必ずしも同じ規律を求めるとは限らない。

表 6 サプライチェーンでのデータ連携の特性に関する論点

項目	概要
サプライチェーンにおけるデータ提供・利用条件等の連鎖性・重層性について(第 6・5・(1)・イ, 30 条)	■ サプライチェーンのような連鎖的なデータ構造において、派生データの(各種権利や)利用条件にかかる権限等に関する議論が必要(データに係る利害関係者も連鎖的であることから、利用条件等の権限を提供者－利用者だけの当事者合意に依拠する運用は困難)
データの更新(第 6・5・(2)・イ・(イ)、24 条・33 条)	■ サプライチェーン、バリューチェーンのような連鎖的かつ流通時差の著しいケースにおける更新の頻度および伝達性に関する議論がある。
	■ サプライチェーンであっても本ユースケースのように相対の範囲でしか契約が及ばないケースにおいて、より上流への更新の督促、あるいは上流における更新不備によって生じうる、より下流への経済インパクトなどが想定される。
データの管理(第 6・5・(3)・エ、20 条・29 条)	■ 本項に限った話ではないが、サプライチェーン・バリューチェーンのような連鎖性を持つデータ構造において、限定提供データ・営業秘密、あるいは提供条件・利用条件について、上流から下流まで一貫性を備えた形で適切に実現が可能かは難しい問題。例えば GPL のコピーレフト問題がその典型。

ウ 提供データ保護に関する論点

提供データ保護に関する論点として、以下の 2 点が挙げられる(表 7)。

サプライチェーンにおける派生データの復元性(第 6・2)の議論は、データ連携基盤上で提供されたデータが加工されて、一定の抽象性を持つ場合であっても、他の要素を加味することにより、抽象化して削除された加工前のデータや関連する情報が復元され、このことがデータ提供者の利益を損なったり、提供した意向に反したりするリスクが生じることについて、どのように対応するか、というものである。

例えば本ユースケースであれば、CFP においては、原材料や投入量、加工方法などの情報を基にして計算され、かつこれがデータ連携基盤のサプライチェーンにおいて流通することになる。この場合、例えば CFP やデータ内容や流れ方、さらに周辺情報などから、提供者である事業者が特定されたり、商流などが推定されたりするなどのリスクが生じないことが求められる。

このようなリスクの存在をデータ連携基盤において事前に整理・確認し、これ

に対応する流通するデータの加工や、提供範囲などをサービスに組み込むほか、参加者における規約にもその内容を反映することなどが求められる。

基盤外提供について(第6・2)の議論は、データ連携基盤内で流通し、加工したデータについて、基盤外提供の必要が生じた場合のルールについてのものである。例えば本ユースケースの場合には、データ連携基盤に参加していない外部の事業者(海外事業者等)に対して製品を出荷する場合には、データ連携基盤から提供されたデータを踏まえて計算した内容を提供する必要が生じる。このような場合にデータ提供者におけるコントロールに対する権限を確保したルールの形成が必要であるほか、基盤参加者との間の公平関係（例えば参加者は費用負担するが、外部の者は費用負担しない等）を勘案したルールの形成が求められる。

表 7 提供データ保護に関する論点

項目	概要
サプライチェーンにおける派生データの復元性(第6・2)	■ 今回 CFP 値については、下流事業者の合算値から、上流事業者の CFP 値は再現困難と仮置きしたが(仮置きした合理性について一定の説明が必要)、復元性は、扱うデータの属性や、関係者が持ちうる情報によっても変わりうる。
	■ CFP 値における仮置きの妥当性だけでなく、今後サプライチェーンにおいて連鎖的重層的なデータを扱うにあたり、上流データの機微性が問われる場合には、扱うデータの属性や、関係者が持ちうる情報をもとに、(特にデータの機微性が求められる場合には慎重な)検討が求められる。
	■ CFP のような連鎖的なデータ構造において、結合値単体では困難であっても、周辺情報との連結によって上流の CFP 値が再識別(復元)され得るリスクに関する議論が必要
基盤外提供について(第6・2)	■ 連携データを基盤外提供する際の、各種権利義務関係 ➤ 運営事業者が提供する場合 ➤ 提供者自身あるいは利用者が提供する場合
	■ 提供したデータのコントローラビリティに関する議論

エ データの利用の保護に関する論点

データの利用の保護に関する論点として、以下の2点が挙げられる(表8)。

第三者認証機関についての議論は、利用者がデータ連携版を通じて取得したデータに対する信頼性等に関連するものである。データ連携基盤を通じて取得したデータについては、利用者から見ると、安心して利用するため一定の信頼性がある

ることが望ましい。

データ連携基盤において、第三者認証機関を含める目的は、データ連携基盤の目的や参加者の意向・利用目的などに応じて異なる。例えば、本ユースケースでは、提供されるデータが、データ連携基盤の運営事業者が指定した第三者機関による認証を経たデータとすることで、一定の信頼性を担保することとしている。

他のユースケースにおいても第三者認証機関を含める場合には、信頼性の担保を第三者認証機関にどこまで求められるか、また第三者認証機関では担保できないものの、参加者からデータに対する信頼性を求められる場合に、データ連携基盤としてどこまでの内容が保証できるかなどをどのように議論すべきか、の議論が求められる。

さらにデータ連携基盤が保証するデータの信頼性が損なわれた場合の責任関係や補償などについての議論も、データ連携基盤の目的によっては生じうるため、そのための検討が求められる。

表 8 データの利用の保護に関する論点

項目	概要
第三者認証機関の扱いについて(第 6・2)	■ 認証機関が何を保証するものか ■ 認証機関と被認証事業者における補償範囲について ■ 認証取得を必須とはできないケースにおけるデータの保証について
データ提供者の離脱(第 6・5・(3)・イ・(イ)、25 条・34 条)	■ 前段保証条項でも触れた、サプライチェーン、バリューチェーンのような連鎖的かつ流通時差の著しいケースにおいて、離脱後の利用期間はケース毎に議論が必要。 ■ 利用者によるダウンロードを容認する場合、コントローラビリティについても議論が必要。

2 各取組みにおいて検討すべき論点

エラー! 参照元が見つかりません。で整理した論点の観点を踏まえて、「(1)本ユースケースにおける今後の取組み」と、「(2)他のユースケースへ展開するにあたっての今後の取組みについて」において想定される論点を整理する。

(1) 本ユースケースにおける今後の取組み

ア データ連携基盤の運営等に関する論点

(ア) 基盤の公益性と公平性(4条,第6・4)

- ・ 本ユースケースでは、具体的に参加希望者に対する契約拒絶事由や、参加者の解除事由について具体化する場合、基盤の公益性や競争法上による課題との関係で検討を要する。

(イ) データ連携基盤のガバナンス

- ・ 本ユースケースでは EU 電池規則対応 (CFP 値トレーサビリティ管理) という共通の目的とすること、データ提供者が利用者となるという仕組み等についての共通理解がある。今後、本ユースケースへの参加者の拡大や、提供されたデータの利用目的の拡大など議論に関連し、関係者間の利害調整における議論として検討を要する。

(ウ) モデル規約の外延

- ・ 本ユースケースでは、基盤内での流通においては、間接契約型であるが、基盤外利用者と参加者とのデータの提供・利用の関係は直接契約で規律される。この基盤外提供でも、基盤内ルールに準拠して、同様の規律を求めることなど、本ユースケースの運用の具体化に応じて、議論が求められる。

イ サプライチェーンでのデータ連携の特性

(ア) サプライチェーンにおけるデータ提供・利用条件等の連鎖性・重層性について(第6・5・(1)・イ, 30条)

- ・ 本ユースケースでは、サプライチェーンの上流と下流のデータの間には、連鎖的なデータ構造をもち、創出型データの性格を有する。この場合の利用条件や上流のコントロール権限などを検討することが求められる。

(イ) データの更新(第6・5・(2)・イ・(イ)、24条・33条)

- ・ 本ユースケースでは、基盤外契約の遂行の要請からの更新の必要性がある一方で、サプライチェーン間での当事者が不明であるという部分を、基盤側機能でどのように対応し、そのために必要な契約上の対応を行う

かの検討が求められる。

(ウ) データの管理(第 6・5・(3)・エ、20 条・29 条)

- ・ 本ユースケースの場合には、最終的には欧州の各国当局にデータを提供
する関係で、中間に入る事業者にも提供せざるを得ないという性格があ
る。これを踏まえて、対応を検討することが求められる。

ウ 提供データ保護に関する論点

(ア) サプライチェーンにおける派生データの復元性(第 6・2)

- ・ CFP 値の取扱いに関する論点は、本ユースケースにおいて、特に具体化
して検討することが求められる。

(イ) 基盤外提供について(第 6・2)

- ・ 本ユースケースにおいては、具体的な基盤外利用者を想定した場面にお
ける提供に関する参加者の利害関係やこれに基づく対応について、どの
ように規律を設けるかの検討が求められる。

エ データの利用の保護に関する論点

(ア) 第三者認証機関の扱いについて(第 6・2)

- ・ 本ユースケースにおいては、EU 電池規則において求められる保証要件
に従って、本論点について具体的に検討することが求められる。

(イ) データ提供者の離脱(第 6・5・(3)・イ・(イ)、25 条・34 条)

- ・ 本ユースケースの場合には、基盤で流通するデータ (CFP 値) の保護の
必要性の議論(公開されるものかなど)と、基盤側で管理するデータ (CFP
値以外) の管理や利用期間について、具体的なケースに応じた検討が必
要。
- ・ 使用後のデータ管理に関する対応などと併せて検討が求められる。

(2) 他のユースケースへ展開するにあたっての今後の取組み

ア 連携基盤の運営等に関する論点

(ア) 基盤の公益性と公平性(4条,第6・4)

- ・ データ連携基盤の公益性により、契約不成立事由の客観的な妥当性について、競争法やその他の要請(例えば非関税障壁、経済安全保障)などとの関係で留意すべき内容を整理することが求められる。

(イ) データ連携基盤のガバナンス

- ・ 他のユースケースにおいて、例えばデータ提供者として参加する者とデータ利用者として参加する者が分かれる場合には、参加者間のインセンティブの違いが生じうるため、これを調整して運営するための検討が求められる。
- ・ 同様に参加者における基盤傘下の目的や、基盤上でデータを流通することに対する利害について、モデル規約外でのバランスのとり方を検討することが求められる。

(ロ) モデル規約の外延

- ・ 他のユースケースでは、そのユースケースにおいて整備される連携基盤の目的や参加者のインセンティブ(特にデータ提供者)などに応じて、モデル規約を変更・加除して、規律を整理することが求められる。
- ・ 非特定型の場合には、基盤外契約がないことから、モデル規約内では基盤外で規律していた内容の手当ての要否の検討が求められる。

イ サプライチェーンでのデータ連携の特性

(ア) サプライチェーンにおけるデータ提供・利用条件等の連鎖性・重層性について(第6・5・(1)・イ, 30条)

- ・ 連鎖性・重層性を有するデータの取扱いについては、データ契約ガイドラインの創出型データ契約の例などが参考となるが、一方で特定型データ連携基盤と非特定型データ連携基盤などでは異なる観点を入れることが求められる。これらも含めて具体的な論点の検討が求められる。
- ・ 上流・下流の力関係、既存社会制度との関係性も考慮する必要がある。

(イ) データの更新(第 6・5・(2)・イ・(イ)、24 条・33 条)

- ・ サプライチェーンの下流の利用者が利用する連鎖的なデータにおいては、基盤から提供されるデータに関する保証の必要性や範囲、基盤におけるデータ管理の議論と密接に関係するため、具体的なユースケースに応じた検討が求められる。

(ウ) データの管理(第 6・5・(3)・エ、20 条・29 条)

- ・ データ連携基盤の性格に応じて規律は異なるため、データ連携基盤の整備の目的（社会全体でのデータ共有から、限定された範囲でのデータ連携など）を踏まえて、その実現に必要な管理方法や、利便性の観点からの提供方法など、全体的な観点からの検討が必要。

ウ 提供データ保護に関する論点

(ア) サプライチェーンにおける派生データの復元性(第 6・2)

- ・ 他のユースケースにおいても、連鎖的なデータの加工や生成が生じる場合には、CFP 同様に復元性がもたらすリスクについて検討することが求められる。

(イ) 基盤外提供について(第 6・2)

- ・ 他のユースケースでは、特定型データ基盤だけではなく、非特定型データ連携基盤によるケースや、連携基盤で流通するデータや利用目的の多様性などに応じて、対応の幅が大きく異なるため、ユースケースごとに具体化した検討が求められる。

エ データの利用の保護に関する論点

(ア) 第三者認証機関の扱いについて(第 6・2)

- ・ 他のユースケースにおいて、外部の認証機関等に、流通するデータに対する何らかの「信頼性」の保証や有効性の根拠を求める場合には、同様の論点についての検討が求められる。

(イ) データ提供者の離脱(第 6・5・(3)・イ・(イ)、25 条・34 条)

- ・ データ連携基盤の性格上、流通するデータについて、利用目的を広範囲

に認めている場合には影響が大きいほか、他の知的財産に組み込まれている場合などは、事後の制限が難しいということがある。

- ・ 他のユースケースにおける基盤から取得したデータの利用方法や目的に応じた対応を検討する際の留意点の整理などが求められる。

3 別紙の検討における課題

(1) 別紙の内容の実務上の検討

本モデル規約では、詳細事項については別紙に定めることとしている。そのため別紙においては、実務的な内容を関係者で整理して取り決めた内容が示されることが想定される。

一方で、実際に別紙の内容について関係者間で調整する際には、具体的な利害関係の調整も含めて、難しい内容も含まれる。また本ユースケースでは、EU 電池規則に基づく CFP のトレーサビリティをデータ連携基盤の目的とするが、EU 電池規則自体の詳細に関しても、並行して整理しているなどの状況もあり、別紙の具体化が難しい側面がある。

このような観点から、モデル規約に付属する別紙の内容の検討において、特に留意が求められる項目について、以下整理する。

(2) 別紙検討上、留意が求められる項目

ア 本基盤機能に関する保証（第 7 条第 3 項）

本ユースケースでは、EU 電池規則対応に求められる詳細が、現時点では未定であることから、これに対応した基盤側のサービス内容が特定しきれておらず、これに対応してそのサービスレベル（セキュリティ対応含む）の詳細の設計が難しくなっている。具体的な検討上の留意点として以下のものが想定される。

- ・ 事前にセキュリティレベルとサービスレベルを決めておくことは、重要であり、パイロット運用するときに、どのように関係者と合意形成しておくかが大事である。本稼働で争いとならないように決めておかなければならない
- ・ 基盤側サービスの詳細が明確になるに応じて、そのサービスレベルの明示が行われる予定。

イ 本基盤機能に関するデータ保証（第 7 条第 3 項・第 32 条第 2 項）

EU 電池規則により、認証機関における対応の詳細が現時点では明確になっていない。認証制度の位置づけやその内容を整理し、明確にするために必要な情報が把握しきれていない。

一般論として認証制度を前提とするのであれば、認証制度を踏まえたデータ連携基盤における保証範囲をきちんと整理しておく必要がある。具体的な検討上の留意点として以下のものが想定される。

- ・ 認証制度に依拠しない形でデータ連携基盤を使うのであれば、参加者と運営事業者との間でどこまで保証することになるかを早い段階で詳細を詰めておかなければならない。
- ・ 保証事項を議論するにあたり、共有するデータ項目と共有範囲を決めておく必要がある。本ユースケースの範囲とは別に、データ自体が連鎖性を持つようなケースが想定されるので、保証に関する事項についてはデータ項目、利用条件、連鎖性も含めて精緻に詰める必要がある。

ウ 秘密情報の範囲（第 16 条）

データ連携基盤におけるデータについて、特段、保護すべきものについて定める部分である。上述のように、データ自体が連鎖性を持つようなケースでは、連鎖性について、当事者間でどのように保護するかを精緻に議論することが求められる。

本モデル規約本文（条項）と本解説記載箇所の対応表

本モデル規約本文（条項）		本解説記載箇所
第 1 章 （総則）	第 1 条（目的）	—
	第 2 条（定義）	第 6.6.(1).ア 第 6.6.(3).ア.(ア) 第 6.6.(3).イ.(イ) 第 6.6.(4).ア
	第 3 条（適用関係）	—
第 2 章 （本基盤契約 の締結）	第 4 条（契約の締結）	第 6.4.(1)
	第 5 条（登録事項の変更）	—
第 3 章 （本基盤の運 営等）	第 6 条（本基盤の使用許諾）	—
	第 7 条（本基盤の運営及び機能）	第 6.5 第 6.6.(2).イ.(ア)
	第 8 条（本基盤の運営委託）	—
	第 9 条（本基盤の使用料）	—
	第 10 条（本基盤の提供停止）	第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 11 条（本基盤の不具合等）	—
	第 12 条（本基盤使用のための設備設定・維持）	—
	第 13 条（参加者の順守事項）	—
	第 14 条（本クレデンシャルの付与・管理）	—
	第 15 条（インシデント）	第 6.6.(3).ウ
	第 16 条（秘密保持義務）	—
第 4 章 （データ提供 関連条項）	第 17 条（データ関連条件の設定）	第 6.6.(3).ア(ア) 第 6.6.(3).ア(イ) 第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 18 条（運営事業者への本データの提供）	第 6.6.(2).ア
	第 19 条（運営事業者による本データの利用）	第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 20 条（運営事業者による本データの管理）	第 6.6.(3).エ
	第 21 条（運営事業者による本データの第三者提供）	第 6.6.(3).ウ 第 6.6.(4).ア
	第 22 条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）	第 6.6.(3).ア.(ウ)
	第 23 条（データ提供者による本データの保証）	第 6.6.(2).イ.(ア)
	第 24 条（データ提供者による本データの更新）	第 6.6.(2).イ.(イ)
	第 25 条（本基盤契約の終了後の措置・第 4 章関連）	第 6.6.(3).イ.(イ)

本モデル規約本文（条項）		本解説記載箇所
第 5 章 （データ利用 関連条項）	第 26 条（データ関連条件の変更）	第 6.6.(3).ア.(イ)
	第 27 条（データ利用者への本データの提供）	第 6.6.(3).ウ
	第 28 条（データ利用者による本データの利用）	第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 29 条（データ利用者による本データの管理）	第 6.6.(3).エ
	第 30 条（データ利用者による本データの第三者提供）	第 6.6.(1).イ 第 6.6.(3).ウ 第 6.6.(4).ア 第 6.6.(4).イ
	第 31 条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）	第 6.6.(3).ア.(ウ)
	第 32 条（運営事業者による本データの保証）	第 6.6.(2).イ.(ア)
	第 33 条（データ利用者による本データに関する情報提供）	第 6.6.(2).イ.(イ)
	第 34 条（本基盤契約の終了後の措置・第 5 章関連）	第 6.6.(3).イ.(イ) ※第 2 項は除く
	第 35 条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）	第 6.6.(3).ア.(ア)
第 6 章 （責任範囲）	第 36 条（第三者との間の紛争）	—
	第 37 条（損害賠償）	第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 38 条（免責）	第 6.6.(3).イ.(ア)
第 7 章 （有効期間及 び終了）	第 39 条（本基盤契約の有効期間）	—
	第 40 条（本基盤契約の解約申入れ）	—
	第 41 条（本基盤契約の解除）	第 6.6.(3).イ.(ア)
	第 42 条（反社会的勢力の排除）	—
	第 43 条（本基盤契約終了の効果）	—
第 8 章 （一般条項）	第 44 条（本基盤規約の変更）	第 6.4.(2)
	第 45 条（通知）	—
	第 46 条（譲渡禁止）	—
	第 47 条（準拠法）	—
	第 48 条（紛争解決）	—
	第 49 条（外国語）	—

データ連携基盤規約 Ver.1.0

第1章 総則

第1条（目的）

本データ連携基盤規約（以下「**本基盤規約**」という。）は、●●（以下「**運営事業者**」という。）と、各参加者（第2条で定義する。）との間において、[参加者間でサプライチェーンデータを円滑に流通させる]ために運営事業者が運営する本基盤に関する権利義務を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとする。

基盤	別紙に定めるデータ連携基盤及びこれを構成する各設備
設備	コンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア、ソフトウェア及びシステム（第三者から借受け又は第三者から提供を受けているものを含む。）
データ提供者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者に対し本データを提供する者。ただし、提供時点で既に本基盤に存在するデータと全部又は一部同一のデータを提供する場合には、同一性が認められる範囲については、データ提供者にあたらない。
データ受領者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者（参加者でない者を含む。）
データ利用者	データ受領者のうち参加者である者
基盤介在受領者	データ受領者のうち参加者でない者
参加者	運営事業者と本基盤契約を締結した者
本基盤機能	別紙に定める本基盤の機能
本基盤契約	本基盤規約の規定に基づき運営事業者と各参加者との間で成立する本基盤の運営（本データの提供及び利用を含む。）に関する契約
本データ	別紙に定めるデータ
データ関連条件	データ提供条件及びデータ利用条件
データ提供条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、運営事業者がデータ受領者に対し本データを提供するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）

データ利用条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）。ただし、対応する本データの第三者への提供に関する条件を含まない。
本データ保証	別紙又は運営事業者の別途定める方法に従い設定したデータ提供者が運営事業者に対し本データを提供する際のそのデータに関する保証
終了時データ関連条件	本基盤契約終了日時点のデータ関連条件
終了後利用期間	データ提供者が、運営事業者が別途定める方法により、指定した、本基盤契約終了後、本データを利用可能な期間
本クレデンシャル	参加者が本基盤にアクセスする際の認証に用いる ID、パスワードその他の情報
知的財産	発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含む。）
パーソナルデータ	個人情報の保護に関する法律に定める個人に関する情報及び匿名加工情報
基本的免責事由	各当事者について次の各号のいずれかに該当する事由 (1)天災地変、自然災害等の不可抗力 (2)感染症・疫病の流行（これらに伴う公的機関による命令・要請の遵守を含む。） (3)戦争 (4)暴動、内乱、テロリズム (5)法令の制定・改廃 (6)公権力による命令処分その他政府による行為 (7)その他いずれの当事者の責めに帰することができない事由
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しな

	い者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
第三者	本基盤契約の当事者以外の者

第3条（適用関係）

- 1 本基盤規約の適用関係は、次の各号に定めるとおりとする。各参加者と運営事業者との間では、本基盤契約は、第4章及び第5章の規定を除いた本基盤規約をその内容とする。ただし、次の各号に該当する場合には、その各号の定めにより、各号の重畳適用も可能とする。
 - (1) 本基盤契約の当事者である各参加者がデータ提供者である場合には、自らが提供する本データについて、第4章が適用される。
 - (2) 本基盤契約の当事者である各参加者がデータ利用者である場合には、第5章が適用される。
- 2 本基盤規約の別紙は本文と一体として本基盤契約の内容となる。本文の定めと、別紙の定めとの間に齟齬がある場合には、その別紙の定めが優先する。

第2章 本基盤契約の締結

第4条（契約の締結）

- 1 本基盤への参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、本基盤規約の内容に同意した上で、運営事業者が別途定める方法により、運営事業者に対し、本基盤契約の締結を申し込む。この場合には、申込者は、運営事業者に対し、運営事業者が別途定める情報を提供する。
- 2 前項の申込みを受けた場合には、運営事業者は、所定の審査を行った上で、申込者に対し、運営事業者が別途定める方法により、その申込みを承諾するか否かを、通知する。
- 3 申込者は、運営事業者に対し、次の第1号から第3号のいずれにも該当しないことを表明保証する。運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第1号から第3号のいずれかに該当するおそれがある場合には、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込者から申告のあった事項の全部又は一部が事実と反し又は重要な事実について申告がないとき。
 - (2) 申込者が過去に本基盤の使用に関して、本基盤契約に違反した者であるとき。
 - (3) 申込者が反社会的勢力に該当する者であるとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、その申込者による本基盤への登録の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。
- 4 運営事業者が、第2項の規定に基づき第1項の申込みを承諾する旨の通知を申込者

に対し発信した時をもって、運営事業者と申込者との間で本基盤契約が成立する。

第5条（登録事項の変更）

参加者は、第4条（契約の締結）第1項の申込時に自らが登録した事項その他の運営事業者が別途定める自らに関する登録事項に変更がある場合には、運営事業者に対し、速やかに、その変更事項を連絡する。

第3章 本基盤の運営等

第6条（本基盤の使用許諾）

- 1 参加者による本基盤の使用開始日は、本基盤契約の成立日又は運営事業者が別途定める日のいずれか遅い日とする。
- 2 運営事業者は、参加者に対し、本基盤契約に従うことを条件として、本基盤機能の使用に必要な限りにおいて、本基盤の使用を許諾し、これにアクセスする権限を与え、本クレデンシャルを付与する。

第7条（本基盤の運営及び機能）

- 1 運営事業者は、本基盤契約の有効期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本基盤を運営し、本基盤機能を提供する。なお、運営事業者のその義務は、本基盤機能の内容に応じて必要かつ適切な安全管理及び情報セキュリティ対策の履践を含むがこれらに限られない。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法により、参加者に対し、その提供を希望する本基盤機能を提供する。
- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

第8条（本基盤の運営委託）

- 1 運営事業者は、その裁量により、本基盤の運営、本基盤機能の提供又は本基盤契約上の義務の履行に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者（以下「受託者」という。）に対して委託できる。
- 2 前項の規定に基づき運営事業者がその業務の全部又は一部を受託者に対して委託する場合には、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 運営事業者は、参加者に対し、受託者の情報を周知する。
 - (2) 運営事業者は、その委託業務の遂行にあたり、受託者に対し、本基盤規約の運営事業者の義務と同等以上の義務を負わせる。受託者による作為不作為は、運営事業者による作為不作為とみなす。

第9条（本基盤の使用料）

参加者は、本基盤の使用開始日から、本基盤契約の存続期間中、運営事業者に対し、本基盤の使用の対価として別紙に定める使用料を、別紙に定める条件により支払う。ただし、別紙においてその使用料が無償とされる場合はこの限りではない。

第10条（本基盤の提供停止）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が解消するまでの間、その裁量により、参加者による本基盤の使用又は参加者に対する本基盤機能の提供を全部又は一部停止できる。
 - (1) 参加者が本基盤契約に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 第41条（本基盤契約の解除）の各事由に該当するとき。
 - (3) 定期又は必要に応じた本基盤に関する設備の保守作業を実施するとき。
 - (4) その他本基盤の使用又は本基盤機能の提供を全部又は一部停止するやむをえない事由があるとき。
- 2 前項の規定に従い、本基盤の使用又は提供を停止する場合には、運営事業者は、法令に違反しない限り、その使用又は停止により影響を受ける又は受けるおそれがある参加者に対し、次の各号の義務を負う。
 - (1) その停止前に周知できる場合には、参加者に対し、その停止について、停止前に可及的速やかに周知する。
 - (2) その停止前に周知できない場合には（法令により周知が禁止される場合を含む。）、参加者に対し、その停止について、停止後、直ちに周知する。

第11条（本基盤の不具合等）

- 1 参加者は、本基盤の不具合を知った場合には、運営事業者に対し、速やかに、その事実を連絡する。
- 2 運営事業者は、本基盤の不具合を知った場合には、速やかに、参加者に対し、その旨を周知し、その不具合を修理又は復旧するように努める。

第12条（本基盤使用のための設備設定・維持）

- 1 参加者は、自己の費用と責任において、運営事業者が別途定める条件（安全管理及び情報セキュリティ対策の実施を含むがこれに限られない。）により本基盤を使用するための設備を設定し、維持する。
- 2 参加者は、本基盤を使用するに当たり、自己の責任及び費用負担において、電気通信事業者等の電気通信サービスを使用して参加者の設備を本基盤に接続する。
- 3 本基盤使用のための参加者の設備に不具合がある場合には、運営事業者は参加者に

対し本基盤の提供の義務を負わない。

第13条（参加者の遵守事項）

参加者は、次の各号のいずれかに該当し又はそのおそれがある行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 運営事業者又は本基盤の他の参加者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。
- (3) 本基盤のうち、本クレデンシャルの付与等により、運営事業者から正当な権限を与えられていない領域にアクセスし、又はそれらのアクセスを試みる行為。
- (4) 本基盤について、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、全部若しくは一部の複製を作成し又はソースコードを得ようとする行為。
- (5) 本基盤の全部又は一部を他の製品又はサービスに組み込む行為。ただし、運営事業者が特に認めたものを除く。
- (6) 本基盤に対し不正なデータ、命令、プログラム等を入力し、又は本基盤にそれらを設置する行為。
- (7) 運営事業者が定める本基盤の使用方法に違反する行為その他の本基盤契約の違反。
- (8) 本基盤の設備に過度な負担を掛ける行為。
- (9) 本基盤の円滑な提供のために必要な事項として運営事業者が遵守を求める事項に違反する行為。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本基盤の円滑な提供又は使用を妨げると運営事業者が合理的理由により判断する行為。

第14条（本クレデンシャルの付与・管理）

- 1 参加者は、運営事業者から付与された本クレデンシャルを善良な管理者の注意義務をもって管理・保管する。
- 2 参加者は、第三者に対し、運営事業者から付与された本クレデンシャルを自ら又は他者をして使用させてはならない。
- 3 本クレデンシャルを認証に用いて、本基盤へのアクセスがあった場合には、そのアクセスは、その本クレデンシャルを付与された参加者により行われたものとみなし、参加者は、運営事業者に対し、そのアクセスによる対価の支払いその他のそのアクセスに起因又は関連して発生した債務を負担する。ただし、運営事業者による本基盤契約の違反又は責めに帰すべき事由により、その本クレデンシャルを第三者が使用した場合又は運営事業者によりそのアクセスが行われた場合はこの限りでない。

第15条（インシデント）

- 1 運営事業者は、本データの漏洩、滅失又は毀損が発生した場合には、参加者に対し、直ちにその詳細を報告する。
- 2 前項に規定する場合、運営事業者は、二次被害の防止及び原因究明に最大限の努力をする。参加者は、必要な情報の開示等、運営事業者によるこれらの対応に必要な協力をする。運営事業者及び関連する参加者によるこれらの対応に必要な費用は、本データの漏洩、滅失又は毀損の原因等を踏まえて運営事業者及び参加者との間の協議により定める。

第16条（秘密保持義務）

- 1 本条において「秘密情報」とは、運営事業者及び参加者が、本基盤契約を通じて相手方に開示した技術又は営業上の情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報をいう。なお、本条において、秘密情報を開示する当事者を「開示者」、その開示を受ける者を「被開示者」という。
 - (1) 開示者が、受領者に対し、書面又は有形の手段により開示した情報のうち、秘密情報である旨を明示した情報
 - (2) 開示者が、受領者に対し、口頭その他無形的手段により開示した情報又は前号の表示が困難な情報のうち、その開示後●●日以内に開示内容の概要を書面化して秘密情報である旨を連絡した情報
 - (3) その他別紙に定める情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあてられない。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報に依拠することなく被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
 - (6) 本データ
- 3 開示者から開示された情報が第1項第2号に該当するとき、受領者は、開示後●●日が経過する日又は開示者が受領者に対し秘密情報として取り扱わない旨を連絡した日のいずれか早い日までは、その情報を秘密情報と同様に取り扱う。ただし、その情報が、第2項各号に掲げる情報のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- 4 被開示者は、開示者の秘密情報を秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示若しくは漏洩し又はこれを本基盤契約に基づく権利の行使

若しくは義務の履行以外の目的で使用してはならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。
- 6 本基盤契約の終了時、被開示者は、秘密情報が記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある秘密情報を削除する。被開示者は、開示者が求める場合には、これら義務の履践について証明書を差し入れる。
- 7 本条に基づく被開示者の各義務は、本基盤契約の終了後も●●年間継続して存続する。

第4章 データ提供関連条項

第17条（データ関連条件の設定）

- 1 データ提供者は、運営事業者がデータ提供者によるデータ関連条件の設定を許容している場合には、その提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ関連条件を設定する。
- 2 データ関連条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。
- 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。
 - (1) 運営事業者： 本基盤契約に基づき本データを利用又は提供するとき
 - (2) データ受領者： 本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき、又はその本データを受領した各データ受領者が関連するデータ利用条件若しくは別途データ提供者が許諾した条件（本基盤契約に基づき設定可能な場合に限る。）の範囲内で本データを利用するとき

第18条（運営事業者への本データの提供）

- 1 データ提供者が、本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合には、運営事業者が別途定める方法によりこれを提供する。
- 2 データ提供者は、その提供する本データにパーソナルデータが含まれる場合には、運営事業者に対し、事前にその旨及び提供するパーソナルデータの項目を明示すると共に、データ提供者及び運営事業者は、個人情報の保護に関する法律その他の適用法令を遵守する。

第19条（運営事業者による本データの利用）

- 1 運営事業者は、別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならず、データ受領者以外の第三者に利用させてはならない。
- 2 運営事業者は、第 28 条（データ利用者による本データの利用）の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。第 37 条（損害賠償）第 2 項及び第 3 項の規定は、本条の違反には適用しない。

第20条（運営事業者による本データの管理）

- 1 運営事業者は、データ提供者から提供された本データを、他の参加者から提供されたデータと明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- 2 運営事業者は、本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、本基盤を通じた連絡その他の方法により周知する。
- 3 運営事業者は、データ提供者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
- 4 運営事業者は、データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置を講じることができる。

第21条（運営事業者による本データの第三者提供）

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足

しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するかどうかを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。

- 3 前 2 項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。
- 4 第 16 条（秘密保持義務）第 5 項の規定は、運営事業者による本データの取扱いに準用する。

第22条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）

運営事業者は、データ提供者に対し、データ提供者から提供された本データの提供及び利用の対価を支払う義務を負わない。

第23条（データ提供者による本データの保証）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) データ利用条件に従った本データの利用ができること
 - (2) 本データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
 - (3) 本データが、本データ保証に違反しないこと
- 2 データ提供者は、運営事業者に対し、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 本データの正確性
 - (2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと
- 3 本データが前 2 項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、運営事業者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。
- 4 運営事業者及び本基盤の他の参加者による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第 1 項及び第 2 項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、運営

事業者及び本基盤の他の参加者が本データを制限なく利用できるよう努める。

第24条（データ提供者による本データの更新）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来するその期限までに、変更後のその本データを運営事業者に対し提供する。
- 2 前項に基づき、運営事業者がデータ提供者から変更後の本データの提供を受けた場合には、運営事業者はその本データの値を更新し、その本データを過去に取得したデータ受領者に対し、変更の事実を連絡する。ただし、基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りる。

第25条（本基盤契約の終了後の措置・第4章関連）

データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。

- (1) 運営事業者は、本基盤契約終了前に提供を受けた本データについて、その時点で存在する本基盤機能の提供に必要な範囲かつ本基盤契約第4章の定めに従うことを条件として、本基盤契約終了後も、終了時データ関連条件に従い、終了後利用期間、継続して利用できる。
- (2) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させることを継続できる。
- (3) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、運営事業者は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。また、運営事業者はデータ利用者に同様に対応させる。

第5章 データ利用関連条項

第26条（データ関連条件の変更）

- 1 本データのデータ関連条件が変更される場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更の内容及び変更の効力発生日をそのデータを利用しているデータ利用者に対し、周知する。
- 2 前項の規定に従った周知がされた場合には、変更の効力発生日後、データ利用者は、

変更後のデータ関連条件に従い、本データを利用する。データ提供条件が変更された結果、データ利用者への本データの提供が認められない場合には、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。

- 3 第1項のデータ関連条件の変更は将来に向かってその効力を有する。

第27条（データ利用者への本データの提供）

- 1 運営事業者は、データ利用者より運営事業者が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、データ提供条件を充足すると判断した場合又は運営事業者が別途定める方法によるデータ提供者の承諾がある場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
- 2 前項の提供は、運営事業者が別途定める方法により行う。

第28条（データ利用者による本データの利用）

データ利用者は、提供された本データを利用するに当たり、本基盤機能の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。

第29条（データ利用者による本データの管理）

データ利用者は、次の各号の定めに従って、運営事業者から提供された本データを管理する。ただし、データ利用条件に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

- (1) データ利用者は、運営事業者から提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- (2) データ利用者は、運営事業者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。

第30条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取扱いに準用する。

第31条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）

データ利用者は、運営事業者に対し、本基盤の使用料以外に本データの提供及び利用

の対価を支払う義務を負わない。

第32条（運営事業者による本データの保証）

- 1 運営事業者は、データ利用者に対し、次の各号の全てを保証する。
 - (1) 運営事業者が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - (2) 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
- 2 運営事業者は、データ利用者に対し、前項の各号又は別紙に定める保証事項を除いて、次の各号に定める事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 提供される本データの正確性
 - (2) 提供される本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 提供される本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 提供される本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 提供される本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと
- 3 提供される本データが、前2項の保証に違反すること又は違反するおそれがあることを運営事業者が知った場合には、運営事業者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。

第33条（データ利用者による本データに関する情報提供）

運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する。

第34条（本基盤契約の終了後の措置・第5章関連）

- 1 データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。
 - (1) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させる。
 - (2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除い

て、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。

- 2 データ利用者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ利用者が利用していた本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い運営事業者から提供された本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。
 - (1) その契約終了がデータ利用者の責めに帰すべき事由によらない場合には、データ利用条件及び前項を含む本基盤契約第5章の規定に従うことを条件として、提供された本データを継続して利用できる。
 - (2) その契約終了がデータ利用者の責めに帰すべき事由による場合には、法令上の義務を履践する必要があるときを除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 データ利用者が前各項の規定により、本基盤契約の終了後も継続して提供された本データを利用することができる場合には、データ利用者は、自らの責任と費用により、本基盤から対象となる本データを取得し、保存し、かつ利用する。

第35条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）

本章の規定は、第33条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者が運営事業者に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。

第6章 責任範囲

第36条（第三者との間の紛争）

各参加者による本データ又は本基盤の使用に起因又は関連して、その参加者と第三者との間で、クレーム、請求、訴訟その他法的手続を含む紛争等（以下「紛争」という。）が生じた場合には、その参加者は、運営事業者に対し、速やかに紛争等の概要を連絡する。その参加者は、運営事業者の求めがある場合には、速やかにその求める情報及び関連資料を提供する。

第37条（損害賠償）

- 1 本基盤契約の違反により相手方に対し損害を与えた場合には、各当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。
- 2 運営事業者が本基盤契約に関して参加者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、運営事業者の本基盤

契約の違反が直接の原因で参加者に発生した通常損害（逸失利益を除く。）に限定され、運営事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について運営事業者は責任を負わない。

- 3 前項における運営事業者が参加者に対し、本基盤契約の違反について責任を負う場合であっても、その損害賠償の額は、参加者がその損害等の発生した日から遡って●●ヶ月間に運営事業者に対し支払った本基盤の使用料の額を超えない。
- 4 運営事業者に故意又は重大な過失がある場合又は本基盤契約上、その適用がない旨が明示されている場合には、本条第2項及び第3項の各規定は適用しない。

第38条（免責）

- 1 参加者及び運営事業者は、基本的免責事由による本基盤契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について責任を負わない。
- 2 運営事業者は、運営事業者の責に帰することができない事由から参加者に生じた損害について責任を負わない。「運営事業者の責に帰することができない事由」は、次の各号に定める事由を含むが、これらに限られない。
 - (1) 参加者による本基盤契約の違反
 - (2) 参加者の設備の障害
 - (3) 運営事業者が定める安全管理及びセキュリティ対策等を参加者が遵守しないこと
 - (4) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない自らの管理する設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 第4条（契約の締結）の規定にしたがった通知の欠如
 - (6) 第10条（本基盤の提供停止）の規定にしたがった本基盤の提供停止
 - (7) 第40条（本基盤契約の解約申入れ）、第41条（本基盤契約の解除）及び第42条（反社会的勢力の排除）の各規定に従った本基盤契約の終了

第7章 有効期間及び終了

第39条（本基盤契約の有効期間）

- 1 本基盤契約は、本基盤契約が成立した日から、●●年間有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営事業者が参加者に対し、又は参加者が運営事業者に対し、前項の期間満了の●●ヶ月前までに、その期間の満了をもって本基盤契約を終了する旨を通知しなかった場合には、本基盤契約は自動的に●●年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第40条（本基盤契約の解約申入れ）

- 1 運営事業者は、本基盤の運営が困難となるやむを得ない事情が生じ、本基盤の提供の終了を希望する場合には、参加者を含む本基盤の全ての参加者に対し、本基盤の提供終了希望日の●●ヶ月前までにその旨を周知する。周知がされた場合には、本基盤契約は、その周知された提供終了希望日又は全ての参加者が提供終了に同意した日のいずれか早い日に終了する。
- 2 参加者は、運営事業者に対し、解約希望日の●●ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、本基盤契約を解約できる。

第41条（本基盤契約の解除）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに直ちに本基盤契約の全部又は一部を解除できる。
 - (1) 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあった場合解散（法令に基づく解散も含む。）、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき。
 - (3) 手形若しくは小切手を不渡とし、その他支払不能又は支払停止となったとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して法令に反する行為をしたとき。
 - (6) その他前各号に準ずるような本基盤契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2 参加者及び運営事業者は、相手方が本基盤契約のいずれかの条項に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、●●営業日以内にこれを是正しない場合には、それ以上の何らの催告なく本基盤契約の全部又は一部を直ちに解除できる。

第42条（反社会的勢力の排除）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方に対し、次の各号に定める事項を全て保証する。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を使用していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと

- (6) その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 一方当事者が、前項の各号のいずれかに該当する場合には、相手方は、何らの催告なしに、本基盤契約を解除できる。

第43条（本基盤契約終了の効果）

- 1 本基盤契約の終了は、それに先立ち発生した損害賠償請求権その他の権利の行使を妨げない。
- 2 本基盤規約に別段の定めがある条項の他、本条及び次の各号に掲げる規定は、本基盤契約の終了後も継続して効力を有する。
 - (1) ●●条

第8章 一般条項

第44条（本基盤規約の変更）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随時、本基盤規約の全部又は一部を変更でき、参加者は、これら変更を本基盤契約の締結をもってあらかじめ承諾する。
 - (1) 本基盤の参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本基盤契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 運営事業者は、本基盤規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の●●ヶ月前までに、その変更の内容を、参加者を含む全ての本基盤の参加者に周知しなければならない。これを怠った場合には、前項に基づく本基盤規約の変更は、効力を有さない。

第45条（通知）

本基盤契約に基づく参加者と運営事業者間の通知は、通知を送付する当事者から代理権限を付与された者又は本人若しくは代表者の記名押印がある書面によらなければ効力を有さない。

第46条（譲渡禁止）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本基盤契約における契約上の地位及び本基盤契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 前項及び本基盤契約の他の条項の規定にかかわらず、運営事業者が、本基盤にかかる事業を第三者に対し譲渡（事業譲渡、会社の合併・分割に伴う承継を含むがこれ

に限らない。)する場合には、参加者は、本基盤契約をもってその譲渡をあらかじめ承諾する。ただし、その譲渡は、運営事業者が参加者に対し、これを通知した日から、●●ヶ月が経過しない限り、効力を有さない。

第47条（準拠法）

本基盤契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第48条（紛争解決）

本基盤契約に起因又は関連する紛争に関する訴訟その他の紛争解決手続は、●●地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第49条（外国語）

本基盤規約は、日本語版を正文とする。本基盤規約の外国語訳が創出される場合には、その外国語訳と正文との間で意味又は意図に矛盾又は相違があるとき、正文が優先する。

(別紙例)

1. 本基盤関連

(1) 本基盤の名称（第2条）

「自動車・蓄電池トレーサビリティ基盤（仮）」

(2) 運営事業者（第2条）

一般社団法人●●

2. 本基盤機能関連

(1) 本基盤機能（第2条・第7条・第19条）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能

大分類	機能名	概要
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されているユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

(2) 本基盤機能に関する保証（第7条第3項）

大分類	保証内容
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	●●
データ流通システム	●●
ユーザ認証システム	●●

(3) 本基盤機能に関するデータ保証（第7条第3項・第32条第2項）

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

3. 本データ関連

(1) 本データ（第2条）

「本データ」とは、本基盤に提供された以下のデータを指すものとし、その細目は別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

- ① 事業者情報
- ② 事業所情報
- ③ 部品情報
- ④ 部品構成情報
- ⑤ 取引関係情報
- ⑥ CFP 情報
- ⑦ 依頼・回答情報
- ⑧ 通知情報

⑨ ステータス情報

(2) **本データ保証（第 2 条・第 23 条）**

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

(3) **データ提供条件（第 17 条）**

設定可能な提供条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、基盤運営者は、データ提供者が承諾したデータ受領者に対してのみ本データを提供することを基本原則とする。

(4) **データ利用条件（第 17 条）**

設定可能な利用条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、データ利用者は、本基盤機能の使用に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならないことを基本原則とする（ただし、必要な範囲ではシステム外の利用も可能とする。）。

4. 基盤使用料関連

(1) **基盤使用料（第 9 条）**

本基盤の使用料は、基本料金及びサービス利用料金より構成されるものとし、その具体的金額は申込書又は価格表記載のとおりとする。

(2) **支払条件（第 9 条）**

基盤運営者は、本基盤契約が成立した日が属する月の翌月末日で請求書を発行し、参加者は請求書記載の支払期日までに、請求書で別途指定する銀行口座に振込入金することにより本基盤の使用料を支払う。振込手数料は参加者の負担とする。

5. 基盤終了時の処理（第 25 条・第 34 条）

特になし

6. 秘密情報の範囲（第 16 条）

特になし

7. その他特記事項（第 3 条）

特になし

二次利用未承諾リスト

令和5年度デジタル取引環境整備事業
(データ連携のためのモデル規約に関する調査研究及び会合運営)
調査報告書

令和5年度デジタル取引環境整備事業
(データ連携のためのモデル規約に関する調査研究及び会合運営)

株式会社NTTデータ経営研究所

[illegible]